

平成17年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成17年3月11日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 藤村 洋二	2番 木村 定八
	3番 太田 秀司	4番 津田 實
	5番 田中 良隆	6番 梶山 幾世
	7番 三和 郁子	8番 田中 弘一
	9番 藤下 茂昭	10番 中島 一雄
	11番 田中 博	12番 田中 孝嗣
	13番 中田 幸子	14番 小島 進
	15番 原田 薫	16番 竹内 孝治
	17番 辻 藤雄	18番 森田 貞雄
	19番 森 申行	20番 野洲 健造
	21番 田中榮太郎	22番 林 克
	23番 田中 敏雄	24番 荒川 泰宏
	25番 河野 司	26番 鈴木 市朗
	27番 山本 勇作	28番 川口 東洋
	29番 野並 享子	30番 小菅 六雄
	31番 長谷川龍一	32番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山崎甚右衛門	助役	川尻 良治
収入役	阪口 和夫	教育長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総務部長	山中 清嗣
市民健康 福祉部長	竹澤 良子	都市建設部長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教育部長	島村 平治
監査委員 事務局長	坂口 哲哉	政策推進部長	東郷 達雄

総務部次長	前田	健司	総務部次長	上田	晴基
市民健康福祉部次長	高田	一巳	教育部次長	高田	利江子
都市建設部 総括マネージャー心得	堤	文男	環境経済部 総括マネージャー	佐橋	市衛
広報秘書課長	富田	久和	総務課長	竹内	睦夫
企画財政課長	中島	宗七			

出席した事務局職員の氏名

事務局次長	内堀	悟	事務局次長	井狩	重則
書記	赤坂	悦男	書記	荒川	貴之

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 代表質問
- 第 3 一般質問

開議 午前 8 時 5 9 分

議事の経過

(再開)

議長(秦 眞治君) (午前 8 時 5 9 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員 3 2 名、全員であります。

次に、本日の会議に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様でございますので、配布を省略させていただきます。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりでありますのでご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(秦 眞治君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、第 1 9 番 森 申行君、第 2 0 番 野洲健造君を指名いたします。

(日程第 2)

議長 (秦 眞治君) 日程第 2、代表質問。

昨日に引き続きまして、代表質問を行います。

コミユネット野洲 鈴木市朗君。

26番 (鈴木市朗君) 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から指名がありましたので、コミユネット野洲を代表いたしまして、代表質問をさせていただきます。

まず質問に入ります前に、中越地方の地震被災、また続く豪雪被害、せんだってのスマトラ沖大地震、インド洋大津波による30万人にも及ぶ痛ましい犠牲者の方々、また500万人とも言われる被災者の方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。地震大国日本においては他人事にあらず、十勝沖地震の大津波、阪神淡路大震災による痛ましく甚大な被害は私たちの記憶に新しく、その映像は生涯脳裏から消え去ることはないでしょう。近い将来起きると言われる東南海・南海地震などの発生には、多くの犠牲者が出るのが予測されており、また次のスマトラ沖大地震、インド洋大津波の映像をオーバーラップさせずにはおられません。また、先日は痛ましい第2次世界大戦の東京大空襲から60年を迎える日となっております、その大空襲においては10万人の尊い命が奪われているということも報道で知りました。今、私たちはこの平和な日本を、このよき日本をつくづく感じ取っている次第でございます。

また、一方、政治経済を見ても、拉致をはじめ6カ国協議、あるいはインサイダー取引によるコクドをはじめとする西武鉄道、また連日新聞等をにぎわせております日本放送、さまざまな要素が今浮き彫りになっております。

さて、野洲市においても、東海地震や琵琶湖西岸断層地震発生では5から6強の震度を受けることが推定されており、生命、財産、ライフラインなど多大な影響を受けることが憂慮されます。市民は、そのときのための防災意識を高めなければなりません。行政の備えに怠りは許されないものでございます。

さて、今議会にあたり、市民の皆さんとのコミュニケーションのつながりを大切に、考えや情報を共有しながら、行政施策の検証と提言をすることを理念としている私たちコミユネット野洲を代表して、平成17年度一般会計当初予算及び行財政改革、新市の防災、高齢者福祉の3つのテーマについて質問をいたしたいと思っております。

まず第1点目に、平成17年度一般会計当初予算と行財政改革について質問をしたいと

思います。

今、国においても小泉首相が、改革なくして成長なしということは今までからマスコミを通じて、国民の皆さんに理解を得ようとしております。そこで、まずコミユネット野洲では行財政改善と改革について質問いたします。

合併後、初の当初予算提出であり、過去の執行実績がないことによる予算規模の適正について判断が極めて難しいものがある。旧2町の複数年の予算執行実績を対比の上、歳入及び創出された合併効果を含む歳出規模の裏付けなどを明確にし、今次予算規模の整合性についてお伺いをいたします。

第2点、近未来の財政改善が見通せない経済情勢の中、旧2町で推進途上にあった財政構造改善計画及び財政構造改革プランの継続、必達は共通の認識にあるものと考えております。新市における財政改善計画はまだ策定はされていないが、今次の予算においてその思想は当然盛り込まれているものと考えております。その説明を求めたいと思います。あわせて、構造改善計画策定の期限付き作業工程についてお伺いいたします。

第3点目は、第2点に関連するが、財政構造改善計画推進にあたっては、現状のような単年度予算のみの考えでは思惑どおりの成果に結び付くのが甚だ難しい面がある。しかし、明確な目標数値設定のもと、複数年度予算をシミュレーションした中、改善計画を推進することが肝要であると考え、所見を伺います。

次に、第4点目に入ります。合併特例債による事業内容、起債額及びそのうちの通常債の振り替えとして予算編成された事業内容、起債額について伺います。

第5点、最近ヤミ年金、ヤミ退職金、カラ残業、特殊勤務や役職手当、互助組合の補助金など、不適正と思われる支出が表面化し、全国で見直しや改善、改革の気運が高まっています。大阪市では05年度から180億円の支出削減や、空残業手当を返還させるなどの改革が進められようとしている。市民感覚では表面化している自治体だけでなく、ほとんどの自治体に類似の事象があるのではないかと強い思いがあります。このことにかんがみ、野洲市の実態についての所見をお伺いします。

第6点、行政評価システムの実践を心待ちにしていますが、新市での具体的な取り組み計画、実践計画など進捗状況についてお伺いいたします。

次に、新市の防災システム・ハザードマップ策定についてお伺いをいたします。

新市の防災システム・ハザードマップについては、前段で申し上げましたように、東南海・南海地震や琵琶湖西岸断層地帯の地震及び野洲川、日野川の洪水浸水の両被災に備え

る広域防災システム・ハザードマップの整備が急務です。

東南海・南海地震の発生は、地質学的に近い将来必ず起きることが既定の事実であるとしても、多分今年起きることはないでしょう。しかし、野洲川、日野川による洪水浸水は、逆に今年起きても不思議でないと思います。ちなみに、野洲川、日野川だけに限らず、そのほか野洲市には有数の1級河川もございます。そうしたものもいつ起きても不思議でないというようなことが感じられます。国、県が市民の命、財産をおもんばかって、浸水想定根拠や浸水想定区域を自治体に示し、危機意識の共有とハザードマップ策定を促し、防災に備えるよう警鐘を鳴らしているわけです。

ここで注目しておかなければならないことは、両河川の浸水想定市町村のうち、ただ一つ野洲市の立地は浸水想定河川のどちらが氾濫しても浸水被災すること、また野洲川が氾濫するときは至近距離にある日野川流域の降雨状況は、野洲川流域の降雨状況と同じであると考えることが妥当だと思われます。したがって、両河川が同時に氾濫することも想定していかなければなりません。

これまでの野洲市は、広域で整備しなければならず、単独自治体では進捗が困難とのコメント、まるで他人事のようなことでございます。では、一体誰が進捗させるのか。国交省及び県の指導や議会でも再三指摘しておりますように、住民の生命と財産を守る責務を帯びる行政のあり方として、危機管理意識の欠如と言えるのではないのでしょうか。他市町の進捗を見ているのではなく、野洲市としてのポリシーを明確にし、イニシアティブをとり、他市町に進捗を促すべきと考えます。

以上の観点から、地震と河川判断に関わる広域防災システム・ハザードマップの策定について、作業工程を市民の皆さんに明確に示した中で見解を求めます。

次に、高齢者福祉施策・介護サービスについてお伺いいたします。

2000年度に介護保険制度がスタートして5年になります。高齢化社会の度が増す中、国も自治体もどのようにすれば福祉サービスと介護保険事業のバランスが図れるのか、模索のときがまだまだ続きそうです。国は2月8日、介護保険改正法を今国会に提出、4月審議に入り成立の運び、06年度から施行の見通しとなっていると聞いております。改正法案は介護予防サービスの導入、施設利用者の食費、居住費の負担、介護認定調査、申請の厳格化などを骨子として、保険料給付の抑制を図り、介護保険事業の健全化を目指しています。また、野洲市においても、介護保険財政は保険給付負担が多くなり、05年度の見直しでは保険料アップが不可避かと推察されます。

このような状況にかんがみ、次の点についてお伺いいたします。

第1点、今国会での改正法案成立は既定の事実と考えられる。この改正法案に対する所見をまず求めておきます。

第2点、法改正では介護認定調査や申請について厳格化を図ることが目指されている。そのことにより、システムや運用上多くの課題が発生すると想定される。その対処について所見を求めます。

第3点、介護認定調査や申請の厳格化を図ることによる野洲市の保険給付抑制効果についての所見を求めます。

第4点、野洲市の高齢者支援施策は、どちらかといえば大型の多機能施設整備の考えで推進されてきたと言えます。加えて、民間サービス提供も充実し、利用者にとっては選択肢も多くなり、サービス環境は整ったと言えます。しかし、施設料、サービス料と保険料給付は変曲点にはあるが、多分比例関係にあり、結果的に市民に高額保険料を強いる結果となり、福祉サービスと給付負担のジレンマから抜け出すことに苦慮することとなります。なお、今次の法改正による保険給付費と保険料の推計は、現状全国平均3,300円の保険料が、現行法のままの場合だと平成12年から14年度には6,000円、法改正の効果が最も高く出た場合は4,900円になるとシミュレーションされております。ちなみに全国で保険料の低い自治体ベスト3は、山梨県秋山村1,783円、千葉県下総町1,785円、奈良県上北山村、愛知県八開村では1,800円、また高い自治体ワースト3は、北海道鶴居村5,942円、沖縄県糸満市5,680円、沖縄県与那国市5,653円となっております。この数値の間には3倍強の開きがあり、調査研究対象として興味深いものが伺えます。家族の負担を減らし、社会でお年寄りを支えるを目的とする介護保険制度の初心にいま一度立ち返り、新市発足を機に高齢者支援施策の基本を再構築していかなければならない時期だと私は思います。

市長は12月議会で、今後の高齢者や障害者福祉について、施設から地域へを合い言葉に、安心して充実した生活が送れる地域福祉の展開の考えを明言されております。施設型ではなく地域に密着した施策を模索しなければならないというこの考えは、我々コミュネット野洲のメンバーも複数回議会で述べておりますとおり、大いに評価すると同時に、その進展を期待し、市長にエールを送りたいと思います。また、具体的にどのような考えが念頭にあるのか、抽象論や一般論だけではなく新市の明快な指針となる方策をお伺いいたしまして、代表質問の要旨といたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） おはようございます。

昨日に引き続き、大変ご苦労さんでございます。ただいま代表質問として鈴木議員からご質問がございました課題について、お答えを申し上げたいと思います。

まず、平成17年度一般会計当初予算と行財政改善・改革についてお答えを申し上げます。

まず1点目の予算の適正規模についてでございますが、平成17年度予算につきましては、12月議会では新市まちづくり計画のシミュレーションをもとに、180億円程度を目処に調整をさせていただきますと、こういうことを申し上げておりました。今回提案をさせていただきました平成17年度一般会計予算案は、187億9,200万円でございますが、過去の旧2町の一般会計歳出決算額の合計を申し上げますと、平成15年度が約165億7,000万円、平成14年度が約193億、平成13年度が206億、平成12年度が178億となっております。これら決算額やまちづくり計画シミュレーションと比較いたしましても、平成17年度予算案が特に突出した規模ではないと考えております。

また、合併による効果につきましては、長期的な視点ではスケールメリットによる人件費の削減や事務の効率化による諸費の削減などが見込まれますが、短期的には事務の一元化や合併による喫緊の行政課題解決等に臨時的なコストがかかることから、合併直後は一時的に経費が膨らんでいる部分もあります。総合的にこれらを勘案いたしましても、平成17年度予算案の予算規模は適正な範囲内にあると考えております。

次に、第2点目の財政構造改革に関する計画についてでございますが、現時点では野洲市として目標とすべき指標等の分析が十分ではないことから、平成17年度予算編成については個々の取り組みとして無理、無駄を省いた効率的な予算を目指したもので、計画に基づいた具体的な数値目標等の設定は行っておりません。今後、平成17年度、18年度に策定を予定しております野洲市総合計画の中で、将来の行政需要や長期の財政シミュレーション等について具体的に検討を進める予定であります。これらにあわせて、財政構造改革に関する計画の策定をしていくということが望ましいと考えておりました。このことは先刻の山本議員の代表質問にもお答えをしたとおりでございます。この中で、目標数値や作業工程等を明らかにしていきたいと考えております。また、三位一体の改革による税源移譲の動向にも留意してまいりたいと考えておりますが、一番の重要なもとになるのが

税源移譲であろうと、こういうふうと考えております。

第3点目の複数連動予算シミュレーションの中での財政構造改革推進についてであります。財政構造改革自体が、通常複数年次の目標設定をして取り組むべきもので、計画の策定にあたっては、先ほど申し上げましたように、総合計画策定の中で検討する将来の行政需要や長期の財政シミュレーション等に基づいて進める予定をいたしております。

第4点目の合併特例債による推進を予定している事業内容についてでございますが、主な事業内容と借入れ予定額を申し上げますと、コミセン兵主の用地買収と造成、コミセン中里の設計と建築費等に5億6,220万円、固定系デジタル防災行政無線整備に3億6,800万円、給食センター用地買収、造成等に2億3,190万円、野洲川右岸線道路改良工事に1億1,600万円など、合計で13億3,600万円の合併特例債の発行を予定いたしております。これらの事業は通常債で対応することも可能ではございますが、合併協議の中で調整された合併特例債予定事業のうち、優先すべき事業について充ちたものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、第5点目の職員手当等に関するご質問でございますが、本市では大阪市に見られる職員の厚遇問題につきましては、当然のごとく職員のカラ残業やカラ出張などの法律に違反する実態はございません。お尋ねにあった中で、今テレビや新聞報道で話題となっております互助会組織への公金の支出に関しましては、本市につきましては職員の掛金を上回る公費の支出はございません。平成16年度で旧中主町で116万円、また旧野洲町では450万円を、野洲郡行政事務組合では30万6,000円を互助会負担金として支出をしておりました。17年度につきましては、480万円を負担することで予算計上をいたしているところでございます。なお、職員の掛金の39%が公費負担となります。

第6点目の行政評価システムの具体的な取り組み、計画及び進捗状況につきましてお答えをいたします。

行政評価システムにつきましては、自己決定、自己責任のもと、個性と自立を基本とした市民への説明責任を基本においた、本市独自の行政運営を実現するため、行政評価システムを政策自治体への転換の一つの手段として位置付け、平成18年度末を目処にその推進を図っております。本年度後半は野洲市総合計画の策定を視野に入れ、管理職を対象とした施策等の立案の基礎研修と、次年度予定をいたしております全事務事業評価の試行を行うための準備としまして、事務事業の単位の整理作業を進めております。

今後の具体的な取り組みにつきましては、平成17年度から18年度にかけて予定

している総合計画の策定に合わせて、施策、基本事業の立案、全事務事業評価の試行、さらには施策等の優先度評価を行政評価の実践の研修として進めると共に、第三者機関を設置し、客観的な意見を賜りながら、平成18年度末には執行体制の確立とあわせて全事務事業の評価を行う予定でございます。

次に、新市の防災システム・ハザードマップ策定についてお答えいたします。

まずハザードマップ策定についての作業工程であります。野洲川のハザードマップについては、広域洪水ハザードマップとして、原案が策定されております。しかしながら、避難先が一部の区域ではあります。行政界をまたがる計画であり、流域関係市で協議する必要があります。また、ご指摘のように本市は日野川にも隣接しており、日野川については、昨年県において浸水想定区域が発表されたところでございます。

このようなことから、野洲川と日野川の浸水想定区域の整合も含め検討する必要があると考えております。日野川についても、広域となることから関係流域市町との協議も必要となります。野洲川、日野川流域関係機関を含め協議し、ハザードマップの早期作成に努力してまいりたいと考えております。

次に、地震防災対策についてであります。国や県は東南海・南海地震や琵琶湖西岸断層帯による各地域の地震震度や発生確率を予想し、公表されているところでございますが、大規模地震が発生した際には、被災自治体だけでは対応することは困難であり、地域を越えた応援協力が必要になります。このため、区域や機関を問わず、広域的連携による災害応援協力についてのネットワーク化を図ることが重要であります。

現在湖南地域4市、消防、警察及び地域振興局において、防災に関する連絡協議会を立ち上げており、防災に関する情報交換や相互応援、自主防災組織の育成指導、訓練及び市域を越える広域の防災課題について協議しているところであり、協調した施策展開を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、高齢者福祉施策・介護サービスについてお答えをいたします。

第1点目の改正介護保険法についての所見でございますが、主な改正内容は、1点目が地域支援事業や新予防給付の創設による予防重視型システムへの転換、2点目が在宅施設の利用者負担の公平性の確保について施設給付の見直し、3点目が地域密着型サービスの創設と新しいサービス体系の確率であります。これらの改正は、地域を拠点とする介護予防基盤の整備と推進を図るものであり、市町村の主体的な取り組みが大きく期待されるもので、本市といたしましても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

第2点目の介護認定申請及び介護認定調査の改正につきましては、今回の改正は2点でございます。まず1点目は、介護認定申請代行が、現行制度では指定居宅介護支援事業者が代行することが可能でしたが、過度のサービス利用を惹起する要因となったことから、省令で定める事業者に限って代行申請を認めようとするものでございます。2点目には、介護認定調査の公平、公正の観点から、新規認定については市町村実施の原則を徹底するものであります。本市にあっては、従来から認定調査は市が直接実施しており、特に大きな課題はないものと認識いたしております。

第3点目の介護保険給付の抑制効果についてのご質問でございますが、本市にあっては認定調査を市が直接実施していることから、給付の抑制につながるものとは考えにくいものと思われれます。

第4点目の高齢者支援施策の方向についてであります。本市においては住み慣れた地域で安心して豊かな老後の生活が送れるよう、在宅ケアの推進を全国に先駆けて取り組んでまいりました。特に老人福祉施設の整備につきましては、高い住民ニーズに応えるべく、平成19年度までの整備計画を前倒しした形で整備し、来年度秋には開設の運びとなります。今後は高齢化が進展する将来を見据え、所信表明のとおり地域福祉の進展を図り、介護が必要になっても地域で支え合う仕組みづくりや介護負担の軽減を図るため、介護激励金の支給や移送、おむつサービスやきめ細やかなサービスの充実に努めてまいります。

先ほど来年度秋にはと申し上げた、これは17年度、今から言えば来年度、ちょっと私も言葉が詰まりました。

また、もっとも重要な寝たきり予防や寝たきりの期間を短くするために、今回制度改正の重要なポイントである、市町村が実施主体となる予防重視システムづくりを制度出発の平成18年度には完全実施に向け取り組んでまいります。そのために、来年度プロジェクトチームを組織し、準備に向け検討してまいります。

最後になりましたが、年をとり、徐々に日常生活の機能が低下し、周囲の支援が必要になることはだれもが避けることはできません。しかし、いつでも誰もが住み慣れた地域で温かい人間関係の中で生涯を送ることは市民誰もの願いであります。私はこの実現に向け、市民や議会のご理解、ご協力を得て関係機関と共に取り組む考えをいたしております。

以上、鈴木議員の代表質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 鈴木議員。

26番（鈴木市朗君） どうもありがとうございました。さまざまなことを申し上げます

したが、若干の再質問をさせていただきたいと思います。

まず予算の適正規模でございますが、これは説明があったとおり合併特例債より13億、これは各事業によって付けられている特例債でございます。私が心配している、別に心配はしていないのですが、財政調整基金の取り崩し、ちなみに野洲と中主の予算認定の中で財調が幾らだったかな、約19億でしたかな、ありましたね。それがこの予算の中で14億取り崩すということになってくると、結局決算認定後からの取り崩しになってくると、今現在の財調の残高というのは5億ぐらいしか残っていないと思うのですよ。ちょっと私、資料がこの下にありますので、定かな金額は申し上げられませんが。そういう中で、約19億ほどあった財調を今14億取り崩していくと、5億ぐらいの財調しか上がってこないという思いもしているわけですね。そういう部分について、財調というのはそういうことに使う基金でありますから、それは致し方のないことでございますが、今後こういうことがますます進んでいくとすれば、予算を組む上でも大変なことになってこようかと思いますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それと、市長の財政構造改革に関する計画の中で、国の三位一体改革による税源移譲のことをご説明願いましたが、我々市といたしまして、どういう部分でどのような税源移譲が果たして出てくるのかなという思いを持っておりますので、それによって財政規模も自ずと変わってくると思いますので、その辺がわかれば明らかにしてほしいと思います。

それと、財政の件でございますが、この間、いつの新聞でしたかな、3月8日の新聞の京都版なのですが、県民所得の平均値が出ております。2年連続の減少ということで、滋賀県の県民所得1人当たりが318万円で、全国で4位でございます。いいですか。滋賀県の県民所得1人当たりが平均318万なのです。今、行政職の平均の給与が48万3千217円2角なのです。平均県民所得の318万から48万3千217円引くと、何と16万5千217円、これは野洲市の平均ですよ。県民所得より多くなっているということですね。たちまち考えられるのは、次に触れる職員手当の関係ですが、平均給与月額が35万1千301円なのに対して、手当を入れると40万2千681円ということになっているのです。平均月5万1千380円という手当額があるわけですね。これは1人当たりの互助会費が8,400円でしたかね。これはこの手当の中に含まれているのか、含まれていないのか。互助会への支出分が。この手当の中身をきちっとした形で出していきたい。こんなことを言うと、400名近くおられる職員さんに非常におしかりを受けるかもわかりませんが、県民平均所得との差がこれだけあるということだけはしっかり

と記憶に残していただきたいということです。やはり、こうしたものを改善していくのも行財政改革の本来の一環だと私は思うわけでございます。

次に、行政評価システムでございますが、17年度から18年度にかけて整備をしていくという回答でございました。私は本来申し上げたいのは、このような形で出しておりますが、行政機構が余りにも肥大し過ぎているのですね、機構が。一般企業と比較すると、対象にしていいのか悪いのか、それはわかりませんが、組織機構が余りにも肥大化している中で、493名おられる中で115名の方が管理職なのですよね。そういう状況の中での組織機構でございます。当然、管理職については平均66万円の管理職手当も支給されておりますね。そしてまた、一般職員さんに関しましては、残業ということになると、時間外というのはもう既に1億何がしか、時間外ありきということで予算化されておりますが、1億を超える数字が上がっておりますね。これも残業ありきという形なのですね。すると、一般職員さんが残業されると1時間当たり2,000円、2,500円というのは、これはざらになってくるわけですね。やはりこういうものを、ある程度緩和していかなければ行財政改革もできないと思うのですね。そういう部分について、もっともっと厳しいチェックを入れる。そしてまた、組織機構については市長がいつもおっしゃるように、もっとスリム化を目指していかないことには、管理職がたくさんおられて、どこがどうだというのがさっぱりわからないような機構になっておりますので、議員をしている我々でも、ちょっとうるうるとするところがありますので、やはり機構に関してはスリム、そういう形で取り組んでいただきたいと思います。そういう思いでございます。

次に、新市の防災システム・ハザードマップの策定でございますが、四、五年前に野洲川関係の浸水想定図の何が、淀川水系の関係で出たのですかな、そういうものに私はお目にかかったことがあります。せんだっての集中豪雨による影響で野洲川の連結ブロックが流されたというのが、山本議員の指摘でありましたように、いつ何時災害というのは起こってくるやわかりません。私は野洲川や日野川は、野洲川に関しては直轄河川ですのでその分心配はないだろうと思っておりましたが、せんだっての事例もあったことですので。それと同時に、中小河川、例えば童子川、家棟、さまざまな、流域自体が狭いのでさほどではないと思いますが、やはりそうしたところの浸水想定も考慮していかなければならないと思うのですよ。今度また新しく防災無線が予算化されておりますが、例えば童子川についても家棟についても、データが乏しいわけなのです。というのは自動観測所がないからデータがとらえられないということになっているわけですね。だから、そういう中小

河川に対しての考え方というのは、ハザードマップの中でどのような形で生かしているのか。ここ数年前には大字北の一部が浸水したということも報告で聞いておりますから、そういう部分についても考えていただきたいということでございます。

次に、高齢者福祉・介護サービスについてでございますが、せんだって新聞の記事の中でこういうことが書いてありました。「老人は甘え反省のとき」というタイトルで、時代の変貌と共に税金の投入も増大し、老人福祉に充てられる金額もまたしかり、高額に上っている充実した福祉にいつも感謝はしているものの、いつまでも甘んじているのかと心苦しく思うことがある。福祉は若者や働き盛りの人の負担の上に成り立つ。現役で頑張っている人の負担が少しでも軽く済むように考えてやるのが老いた者の務めではないだろうか。ふえ続ける老人の数、時代は急速に変化する。時に応じた対策や考え方が必要となる。私たちの子孫や社会、国の未来を守るためにも、老人の甘え過ぎや横着は反省するときではないかと思う。結局自分の首を締めることになるのだから。私たちは戦中戦後、苦しい中で耐え抜き生き延びた。今となっては何の役にも立てないが、せめて若い人の足を引っ張ることのないように心がけたい。老人の生き方を通して、耐えることの意味を後世の人に伝える義務があると信じる。いつの世にも、何事においても忍耐なくして人間は生きていけない。これは75歳の主婦が投稿されている文でございますね。

私も高齢者福祉サービス、介護サービスについて質問をしたわけでございますが、こういう素晴らしいお年寄りを、一人でも多くこういう意識を持った老人を教育していただきたい。そうしていくことにより、若者の負担も自ずと減っていくわけですね。だから、そういうような施策について、市長はどのようにお考えなのか。詳細についての質問はいたしません、そういう部分についてのお考えを聞かせて下さい。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 再質問をいただきました。お答えを申し上げたいと思います。

まず、財政調整基金の取り扱いなのですが、私は17年度予算を編成して、今こうした行政需要に対応すべきいわゆる税源を求めるについて、非常に苦慮しなければならない、これはやっぱりどこの公共団体も持っている悩みであろうと思うのですが、何としても三位一体改革の中での税源移譲をはっきり明確にしていきたい。今年では所得贈与税ということで、若干の税源移譲があったのですが、これは一つの措置に過ぎない。恒久的な税源ではないということですね。私は、これはちょっと欲の深い話をするのですが、東京

都の知事さんが東京都民の1人当たりの所得は全国一番だと、3倍にも増加するのだと、こうおっしゃっているのですね。私はその言葉に若干、小さい野洲の市長が言うなら、例えばアイ・ビー・エムでお働きになって源泉徴収された税金が、東京へ行くのです。六本木の本社から国税庁へ納まる。それを東京都民にならしてみると、野洲でできた所得税が東京都民の所得税の上乗せになっている。これが統制上の数値なのです。余りこだわる必要はないのですが。だから、そういうことからいくと、私は地産地消という言葉もこれにも合わせば、所得税のいわゆる剰余税についてはこれは致し方ないのです。特に法人税あたりについては、その地域で税収として上がった税金は、やはりそれなりに地元へ返していただければそのまちが潤う。それは地元の皆さんが汗水たらしてお働きになった国税ですから、それを東京へ持って行ってしまふことではなしに地元へ還元していただきたい。これは私の欲なのですがね。こういうことも考えますと、やはりそれぞれの地域の特性を生かした税源をもって、固有事務たる住民の福祉の向上がやっぱり特異となってできていくのではないかと、そんな思いもいたしますので、その辺を含んでの税源移譲を期待いたしております。そういうことから財政調整を、いわゆる基本計画を策定していけばいいのではないかと、こんなふうにも思います。

そこで、それは一つの思いなのでございますが、制度上こういうことになれば非常に特異のある行政が、地方公共団体の競争意識が盛り上がるのではないかと、こんなふうにも思います。

それと、職員の手当、給料の問題が出ました。確かにおっしゃるとおりだと思うのです。今過渡期でございまして、2町の職員さんをそのまま新市の職員に引き継ぐと、これが基本でまいりました。一時的に膨大しております。そこへもう一つ、これは言葉を選んで言わないといけませんが、非常に高齢者が多い。ピラミッドにすれば、どうも底辺になる部分が細いということから、単に計算をすると、ご指摘のように県民平均1人当たりの所得が318万円に対して給料がこれだけとおっしゃる。この辺の理論付けはそこにあるのではないかと、こんなふうにも思いますので、これもやっぱり財政構造改革を見るときに、きちんとしたシミュレーションをしていかなければいけないと、こんなふうにも思います。ちょっとあと、詳しいことは担当の方で計数的なことはお答えします。

それと財調の問題なのですが、これはおっしゃるとおりですね。ただ、私はその中で次年度、次年度へ繰り越す、幸いに繰越金がございますので、その2分の1は財調に積むと、こうなっておりますから、一旦予算で減らしてもその年度にまた積んでいく。これがで

きる間はよろしいけどね。こういうことをできるように基本的な考えをもって財政運営をやっていかないといけないと。だから財調は非常に有利な方法で活用できます。私はあるときは職員さんには、財調という金は貴重な金だから生活費に使ってはいけないよと、こういう指導をいたしております。それは突発的な災害とか、いろんな不慮の行政課題が出たときに使うべき金だぞと。日常の生活には使ってははいけませんよという指導をいたしておりますので、数字等についてはまた担当から申し上げます。

行政評価システムですが、これはおっしゃるように行政組織、機構の拡大がなされている。先ほどの問題と一緒になのですが、やはりスリム化をするということがまず第1点でございまして、その中で行政評価をどうしていくか。私は行政評価システムに取り組む前に、行政課題をどうして住民の皆さんと共的に的確につかめるか。これが行政評価に入る一番の課題なのです。行政課題に的確に応えたことが、結果的には行政評価として高く上がってくるであろうと。こんな思いをしますので、課題を的確につかむそうした一つのセクションを置きながらずっと見ていきたい。

それと、何遍も過去から申し上げておりますとおり、評価システムは第三者にゆだねる中に、第三者の中に住民に入ってもらおうと。住民の目線で評価してもらおうと。学者や知識経験者が、これはよかった、悪かったという議論に終わらず、住民の代表に入ってもらって、よかったなと、無駄はないなと、効率的に使えているなと、有効な施設だなと、こういう言葉をいただけるような評価をしていきたいと、こういう思いもいたしております。

ハザードマップ、これは非常に問題が多い。はっきり申し上げます。5年前におっしゃるように淀川水系で国土交通省がやったのです。その一つの例として、大阪で淀川が氾濫したとき、梅田地下街には水が入るのだと。あれをつくって非常に反発を食らったわけですね。しかし、それはそれで一つの見方だということでおさめたのですが、あの当時、野洲川もやられました。そこでぱっと建設省が、当時の琵琶湖工事事務所が、みんなに示されたときに、草津市まで入っていたのですね。そうしたら、ある地域から反発が生まれて、まして360億、数10億からの金をかけて野洲川改修、世紀の大改修が終わったのに、まだこんな心配をしなければならないのか、いったい何だという反発が生まれて、我々行政も持って一部旧議会にはお見せしたかもわかりませんが、住民の皆さんには十分浸透していません。おっしゃるように、野洲川だけ、甲賀郡にだけ雨が降るのではなくて、降った雨は日野川の上流にも降りまじょうし、この野洲市の真ん中にも降ると思います。内水がふえたときに野洲川から水が切れて出てきたらどうなるのだということですね。この

間も冗談で、市民の皆さんみんな三上山に登ってもらわないとしようがないよと、こんな思いもするような事態なのです。

しかし、それは別といたしましても、これだけははっきりと避難場所を、地震も水害もあらゆる災害に耐えられる避難場所をつくっていかなければいけないのではないかと、こんな思いもいたします。

老人福祉につきましては、申し上げますとおり、私は寝たきりをゼロにしようと、こういう思いを持って今までから申し上げているのですが、やっぱり何としても金で介護するという、これは第三者を利用すれば、施設を利用すれば必要なことなのですが、そうではなしに、みんなの気持ちで介護をしないといけないのと違うかと、こういう思いをいたしております。

そこで施設を建てて、厚生労働省もこれ以上施設を建てないという方針なのですが、昨日も申し上げましたように、幸い野洲市では中学校区に一つずつのケア施設ができました。先ほど来年度と申し上げたのですが、17年のことですので。できますから、施設はこれぐらいであとは地域での在宅介護にしていこうと。だから、それは家族がするということに限定せずに、体の元気な者が、お年寄りでも若くても構いませんから介護するのだと。そして、地域でみんなが寄って、たまには隣のおじいちゃん寝てはる、どうやるというふうに気楽に行けるようなシステムをつくらないと、よそのことほっといてというようなことになったら大変ですし、何も嫁が年寄りを見ないといけないこともないではないかというようにこともございまして、その辺がないように、住民の皆さんがとりあえずそうした意識を持ちながら、みんなで助け合いをしていこうと、こういうようなシステムをつくっていきたいと思います。

以上でございますが、計数的なことは担当の方から申し述べますのでよろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） おはようございます。

鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。市長の方から大体回答をいたしましたのですが、若干私の方から補足をさせていただきます。

まず1点目で、財調の取り崩しを17年度予算で大きく行くと、財調基金から9億当初予算で財源手当てをしております。議員ご指摘されるように、16年度末が、まだ来ていないのであくまで見込みなのですけれども、11億3,000万でございますので、この

うち9億を当初予算で財源手当てとして見ているということで、先ほど議員の方が17年度末5億ぐらいということをおっしゃったわけですが、単純に計算いたしますと2億3,000万のあれになると。ただ、先ほど市長が申しましたように、繰越決算で剰余金入れましたらその分を積み立て、また歳入等の関係もございますので、あくまでこれは単なる単純な数値計算でございます。そういう中で、今後このようなことが続くと大変なことになるという議員のご指摘で、まさしくこのような状態になれば、このことが続けば大変な状態になると。そのために、他の議員さんからもきのうから議案質疑等々でお答えさせていただいております、やはり新市としての初めての17年度予算ということになりましたので、昨年度合併協議で市民の方々に合併後こうするという形で、施策の展開等々で、とにかく合併後の初めての予算ということで、こういう今年の状況ということになっております。

そういう中で、やはり今後総合計画、また行政評価システム等々をやる中で、行財政改革を17年度から現状を見据えて事務方としては進めていかなければならないということで、今後進めさせていただきます。そういう中で、事務方としてはやはり、新市の経営をどう持っていくかというところ辺でいろいろ議論をしてみたいと思いますので、今後よろしく願いいたします。

2点目の税源移譲の内容で、現時点で明らかにできていることがあればということでございますので、昨日小菅議員の方で決算認定の中で若干ご質問を受けましたので、その中でも申し上げましたように、昨年11月26日に政府与党合意ができております。そういう中で、17年度及び18年度予算において、国庫補助負担金改革については3億円程度、これは入りが少なくなるわけですが、廃止、縮小等の改革を行うと。一方、税源移譲といたしましては、おおむね3兆円を目処に平成17年度は暫定措置として所得贈与税による税源移譲が、きのうもお答えしましたように本市で8,500万であるわけです。これはあくまで暫定措置と。最終は先ほども市長が申し上げますように、三位一体の改革が18年度できちつとなると。その辺も踏まえまして、先ほどの財政問題も大きく絡んできます。そういう中で、18年度では基本的には個人所得割の税率のフラット化を基本として、実施に合わせて国、地方を通じる個人所得課税のあり方の見直しを行うこととされているということで、所得税から市町村県民税に税源移譲されると。ただその仕組みはまだ明確でないというのが、今現在の状況でございます。

続きまして、財政問題のお話の中で、職員の給与と新聞で発表されました県民所得の比

較でご指摘をいただいたわけでございますけれども、その中で1点質問として、互助会に市から負担金を支出するわけでございますけれども、これが職員の手当の中に含まれているのかというご質問でございますけれども、これは別途団体の負担金として出しておりますので、大体来年度予算につきましては互助会の負担金を1人当たり年間8,000円見ているわけですが、これは含まれておりません。これは別途福利厚生負担金として市互助会に支払っております。この中でも、行財政改革の一環と思うというご意見をいただいています。やはり、まさしく給与問題につきましても民間の動向、またきのうもお答えさせていただいたのですけれども、今後社会情勢、県内状況等々を勘案して取り組んでいかなければならないと考えております。

そして、行政評価システムでご指摘をいただきました。先ほど市長がお答えいたしましたように、今旧野洲町と旧中主町が合併したところで、組織的に肥大している中で、やはり今後それを念頭に置き、一日も早くスリム化を行っていきたいと考えております。ただ、この中で、先ほど市長が申しましたように、職員数と市が行う仕事量等々の問題がございます。そういう中で課題の把握、また行政評価システムをきちっと軌道に乗せていって、スリム化に向けて仕事量、そして職員数という形で組み立てていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、その他いろいろ残業手当等の問題もご指摘いただきました。これについては、できるだけ削減という形で知恵を絞っているわけですが、なかなか効果が出ない状況の中で、12月議会にもご指摘いただきましたし、今回また、そのために英知を絞っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

26番（鈴木市朗君） さまざまなことをお聞きし、再質問についても丁寧なお答えをいただきまして、ありがとうございます。

一つだけお忘れだと思うのですが、職員1人当たり5万1,380円の手当、それが今明確にされていなかったのも、また後日でも結構でございますので、その5万1,380円の手当、これはどういうようになっているのか。また後日でも知らせて下さい。平成17年度の合併後初めての予算編成でございますので、非常に理事者の方はご苦労いただいたというのはつぶさに見えております。本当にご苦労さまでした。

せんだっても、土川平兵衛さんのお話をさせてもらいましたが、やはり天保時代の土川

平兵衛さん、また平成時代の山崎甚右衛門と言われるような立派な市長さんであって、市民のためには命がけで頑張っていたきたいという思いを持って代表質問いたしましたので、その辺の意をくんでいただきまして、約5万の市民の付託に十分応えられるよう、心して頑張ってください。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 以上で、代表質問は終了いたしました。

（日程第3）

議長（秦 眞治君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問通告書が提出されておりますので、順次質問を許します。

質問にあたりましては、毎度申し上げておりますけれども、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第16番 竹内孝治君。

16番（竹内孝治君） 皆さん、こんにちは。16番、竹内孝治でございます。

平成17年度第1回野洲市議会定例会において、2件の質問をさせていただきます。

昨日より会派の代表質問もなされ、市議会としての議会運営が着々と充実しておりますことに対しまして、関係各位に深く感謝の意を表すものであります。また、今回は一般質問を1番にさせていただきますことにつきましても、感激をいたしているところでございます。

私も、支持者の皆さん方から議員として送っていただいてから10年目を迎えておりますが、10月に議員の改選も控えております。しかし、私も生身の体でございまして、10月以降この場に立てるかどうかわかりません。よって、私が一番問題としております2件につきましてお答えを求めるものでございますので、どうかよろしく願いいたします。

その1点は、篠原駅周辺整備と南口開設についてであります。

このことにつきましては、今日まで9年間に6回の質問がなされております。にも関わらず、推進協議会もあるにも関わらず、2市1町で開催されておりますが、いまだ解決の糸口が見えません。幸いにも、中主選出の議員さんも加わっていただきましたので、もう少し詳しく説明しながら質問をさせていただきたいと思っております。

JR篠原駅は、野洲市の篠原が駅舎の名称であります。しかし、駅舎の用地のほとんどは近江八幡市に所在し、今日まで駅舎に関する要望のほとんどが先の見えない状況であります。平成4年に当時の1市2町で、近江八幡市、竜王町、野洲町で構成する篠原駅周辺

都市基盤整備事業推進協議会が発足されましたが、その内容は何ら進展を見ていないのが現実でございます。

私は昨年の議員改選時、自分から進んでこの協議会に所属をさせていただきました。その目的は、少しでも協議を前に進めたい、そのことでもございました。しかし、その協議は中に入って確認しますと、年に1回、儀礼的に開催されているような感じで、地元近江八幡市の取り組みが本当にいまひとつ、非常に弱いことを痛切に感じたところでございます。わがまちにおいては今日まで、通勤、通学、地元の住民はもとより、竜王町からも駅周辺整備、南口開設の強い要望を受け、一般質問でも平成9年から、平成9年というのは私は8年から議員をさせてもらっているその後ですが、早期実現を求める一般質問を確認させてもらっております。しかし、その回答の一つひとつを確認しますと、平成9年9月議会では、篠原駅周辺整備を含め、ふるさと農道の整合性を考え、早期に本町内の道路整備を計画、実現に向けて行動、農村地域での活性化を図りますと回答されておりますし、また平成10年12月の議会では、長期的な展望に立ったまちづくりが必要と、関係区の近江八幡市の安養寺町、上野町、野洲市の入町区の共同の懇談会を計画し、国道477号を含む道路問題や土地利用計画の話し合いを進めていきたいということで、回答されております。また、平成13年12月議会では、駅舎改築に向けて今後も強く要望を行うと共に、周辺道路の整備や南口開設の可能性を検討するということも述べられ、平成14年6月議会でも、あるいは平成16年12月議会でも、2件目の質問もなされておりますが、その中でも今日以上の力を注ぎ、国の補助事業を活用しながら、早期に事業を進めてまいりたいと、このように述べて回答されておりますが、今日に至りましても、何らその先が見えないのでございます。

今回の定例会は、合併で新しいまちづくりの新年度の予算でもあり、大きな期待を寄せていたところでございます。しかし、何の動きもなく調査費の予算化すら見られておりません。今日までの幾多の、今にも始まるような回答は何だったのか。その真意をお伺いいたしたい。

次に、家棟川隧道と旧堤防の撤去についてでございます。

誠に何回も一般質問させていただきまして申しわけないとは存じますが、しかし私は地元の要望は、あるいは思いは忠実をお願いをしていきたい、そんな思いでございます。

家棟川隧道、旧堤防、すべて撤去することを条件に、地元小堤自治会と用地買収、土地立ち退き等が成立しているにも関わらず、工事が終われば隧道も堤防も撤去しないと。3

年経過する今日でも、地元小堤自治会と話が付いていないということでございまして、区長も新しい年を迎え、交代の時期を迎え、切実な願いでその実態を確認していただきたい、区民総会を開かなければならない、こんな要請も受け、地元の行政説明会で確固たる説明ができるようなご回答をお願い申し上げたい。

以上、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 竹内議員の篠原駅周辺整備と南口開設についてのご質問にご回答させていただきます。

篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会は、先ほども議員の方からおっしゃいましたように、平成４年度に近江八幡、竜王町と旧野洲町の１市２町で、篠原駅舎、駅前広場、アクセス道路等の都市基盤施設整備の推進を図り、もって関係市町の発展に資することを目的として設立されました。議員のご指摘のとおり、当協議会を設立いたしまして１０年以上が経過いたしておりますものの、具体的な事業には取り組めていないのが現状でございます。

当事業は、当初周辺の区画整理事業を含めまして計画いたしましたが、一刻も早く駅舎整備に着手するため、南口の暫定開設へと方針変更し、田園整備事業による道路と駅舎南側をアクセスする案により、ＪＲと交渉してまいりましたが、ＪＲの了解を得ることができませんし、また進展が見られない現状でございました。

その後、先ほどもお話がありました平成１２年の交通バリアフリー法の施行により、篠原駅が特定施設とされまして、必然的に橋上化によるバリアフリー化が必要となりました。このため、本年２月７日には、１市２町の首長が滋賀県及びＪＲへの要望活動を実施したところでございます。この場でようやくＪＲも駅舎改築の必要性を認識されまして、平成２２年までには駅舎橋上化が必要であることから、これは法律に定められておりますので、１市２町と手を取り合って篠原周辺のまちづくりを進めたいとの回答を得られることとなりました。

このように、大きなハードルを一つ乗り越えられたことから、今後は行政のさらなる取り組みが重要であると認識しております。駅舎の位置する近江八幡市をはじめ、竜王とも連携しながら、一日も早い駅舎橋上化に取り組むため、平成１７年度につきましては、今年度事業で調査をしておりますが、抽出しました課題をもとに、駅舎橋上化実現に関する具体的なＪＲとの協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

回答とさせていただきます。

先ほど1市2町と申しましたが、2市1町の誤りで訂正させていただきます。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 竹内議員ご質問の2点目の家棟川隧道と旧堤防の撤去についてお答えをいたします。

当隧道につきましては、当初関係する自治会に対しまして、当時の検討結果に基づき、隧道を移転する旨を説明しておりました。その後、平成13年に近代土木遺産に選定されたことや、移転に関して詳細に検討した結果、移転そのものに多額の費用を要することや、具体的な移転先の確保が困難なこと、また移転先の周囲の整備にも多額の経費が必要であることから、現地保存方式に至ったところであります。

地元自治会においては、当初より撤去の要望をされており、県と共に協議をしてみましたが、ご理解をいただくまでには至っておりません。跡地利用を含めた検討会の開催を計画しておりますが、その前段階として、現在県や内部と協議をし、また文化財関係者とも協議を重ねているところであります。先ほども申し上げましたとおり、移転については費用対効果の面から困難な状況であり、また最近になりまして景観法が施行されるなど、この問題を取り巻く状況は当初より変化しており、また当隧道の歴史的建造物としての文化財的価値は高いものであると聞いております。

今後につきましては、地域の活性化を含めたまちづくりの観点も取り入れた上で、跡地利用計画を決め実施することが必要であり、県や地元と協議を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 竹内議員。

16番（竹内孝治君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、駅舎改築でございますけれども、今も回答がありましたとおり、内容的には何ら進展がないのでございますけれども、そこで私は一日も早く住民の付託に応えるために、近江八幡市の協力や竜王町の協力、あるいはJRの承諾も当然必要でございますが、もうここまで来れば野洲市から、あるいは竜王からもですけれども、本当に地元から事業を進めていく積極的な姿勢を見せる必要があるのではないか、そんな思いでございます。例えば、田園整備事業で整備されております道路は、南口のアクセス道路になると思います。もうこの農免道路も50%余り仕上がっておりますと思いますが、今からこの道路につなぐ用地買収、アクセス道路の予定もしなければ、その動きが見えないと思います。

また、駅前整備におきましても、ご存知のとおりタカラ住宅の近くに従来から住まれております、言うならゼロ番地のようなところがございます。水道も工事できない、そのような誰の土地かわからないような整備のされていないところが、これは野洲市に存在しておるわけでございます。駅前整備といっても、そういうまちにある複雑なものから解決しない限りこれは進まないわけで、一般的にJRが承諾しない、あるいは近江八幡市の動きが弱い、そんなことをまず言う前に、自分の足元からその開発、あるいは要望、付託に応えるべく、行政は動くべきではないかと私は思うのでございます。そこらあたりをご回答いただきたい。

また、家棟の隧道につきましても、お答えがありましたとおり、地元がそれだったらよろしいよということで、まちの土地を川の方線を変えたいと、そこを分けてほしいと言われたから、地元はそれなりの条件を出されて、そしてお互いに納得されて工事が進められたものでございます。工事が進んで、もう90%終わる時点で、それはつぶせない、堤防は取れない。事情はわからないでもありませんけれども、常識的に考えて通る話かどうか。これはやっぱり真剣に考えていただきたい。本当に地元に残された区長や役員が、どんな思いで毎日、4月に開催される、あるいは3月の末ですか、区民総会にどのように臨むのが苦慮されております。いったい、遺産価値と言われますけれども、その価値はどの程度のものか私は知りたい。まずその遺産価値をお知らせ下さい。

また、県下に幾つかあると思われまますけれども、どれぐらい、あるいは日本にどれぐらい、とりあえずあっちにもこっちにもあるようなことだったら、私は考える必要があるのではないかと思います。どれぐらい県下にあるのかわかれば、日本にと言えれば大げさですが、ありふれたものなのかどうか。そういうような大ざっぱなことでも結構です。お答えいただきたい。

また、そういう貴重なもので移転とか壊したらいけないとかいうことを言われるなら、国、県の史跡保存課というのか、何か知らないけれども、のけるとするならそこらあたりからでも補助金があるのではないか。そんな思いを私はしないでもないで、そこらあたりはどうですかね。どうしてもつぶさない、保存したい、あるいは移転しなければいけないということになったら、国、県の補助があるのではないか。私はそこらあたりもこの際知りたいと思います。

また、本当にいろんなことと言われますけれども、近代土木遺産ということ、これは壊したらもう罰せられるのか。どういうことなのか、何かこだわられますけれども、そこら

あたりはどうかのですかね。冒頭に私、本当に真剣に述べていますけれども、わからない面も多いと思いますけれども、とにかくわかる範囲お答えいただきたい。

よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 竹内議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点は、田園農道につながる用地を確保から具体的に進めてはどうかというご意見でございます。この件につきましては、先ほど申しましたJR、また2市1町の首長の要請活動の中でも、県に対して、今該当する道路が県道でございますので、先般県に強く要望したところでございます。

そして、ご指摘されるように、駅前周辺においては野洲市が抱える問題としては、公団混乱地域の整備問題がございます。この件につきましては課題が多くございまして、また他課にまたがっておりますので、今現在市役所内部の関係課で構成いたします臨時組織として、プロジェクトチームを設置いたしまして、まだこの地域の効果的な整備手法や国、県の補助制度等々の活用ができないか、今検討しているところでございます。先ほどもお答えさせていただきましたとおり、10年取り組みまして具体的な進展がないということでございますけれども、一つは先般の2市1町の首長の要望活動、その中でJRの回答としまして、橋上化を22年までに行うという一つの回答が出ました。そういう中でぜひともこれを具体的するために進んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） それでは、竹内議員の再質問にお答えさせていただきます。と思います。

まず、県内でこのような隧道がほかにもあるのかというご質問でございますが、現存する隧道は今旧の甲西町の方に2つございます。これは東海道につくられたものということで2カ所がございます。これは明治時代につくられたものというふうに聞いております。ここに資料があるのですか、この隧道につきましては中山道につくられたということが一つ、それから先ほど申し上げました東海道の方の、甲西町の方の2つの隧道は明治時代ですが、それから30年後につくられたものであって、県内でも他に例がない大正期の隧道として大変注目されるものであるというような文がございます。これにつきましては、家

棟川の隧道はかなり特徴のあるものと考えられるというようなことで、近代遺産に指定されたということでございます。

それと文化財的な価値のことなのですが、文化財登録制度というのがございまして、これに登録されますと、その維持管理等に対して経費の補助があるというふうに聞いております。

それから、壊したら罰せられるのかというようなことでございますが、現にご承知のとおり、既に市内にも2つ、東海道線ともう一つありましたが、それは現に壊されております。これは今の指定がされる前でございますので、その当時は単につくり替えとかいうことで、改修とかで壊されたように感じておりますが、現に指定をされたということでもありますので、私どもといたしましては慎重に考えて、今後取り組んでいきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 竹内議員。

16番（竹内孝治君） 再々質問させていただきます。

まず、13年の交通バリアフリー法により、篠原駅は特定施設とされ、必然的に橋上化がなされるとか、あるいは今年2月7日に2市1町の首長が滋賀県なりJRにお願いに行かれて、それは必要と認めるというようなご回答もいただいたということを今も聞いておりますけれども、しかし、そういうものがあるからということで安堵というか、もうできるわいということじゃなしに、先ほどお願いしたようなことは必然的にお考えいただきたいと思います。そして、念のために、今日駅前改修につきまして動きがされておりますことを申し添えておきたいと思いますが、実は、2月9日だったと思いますが、竜王町と近江八幡市の近隣の区長会連合会が、近江八幡市の市役所に寄られまして、議員とか議会とかいうのではなしに住民代表の区長会の、野洲市の篠原学区の区長も寄られまして、今後の行動を強力に進めていこうということで連合会が寄られ、近江八幡市で協議をされております。

その中で、特に野洲に言われておりますのは、私もオブザーバーとして出席させていただきましたが、竜王町では署名活動で6,000何がし、7,000近くの署名を求められましたし、近江八幡市でも1万2,000何がしの署名を集めた。しかし、野洲市は協力性がないと。署名活動をして住民運動にもっと力を入れてほしいという要望をされておりました。私もその場でものは言えませんが、オブザーバーで関係議員として聞

いておりましたが、そういう盛り上がりの中で行動されております。

しかし、私は野洲市の議員として、このことで協力はしたいですけれども、その前に野洲市の議員の皆さん方のご了解、ご理解を得てこの活動にも参加させていただきたい。特に、自分たちの仲間を大事にして、仲間におすがりして活動を展開したい、こんな思いでもあります。そんなことで、私どもにもそういう要請がまいておることを申し添えておきたいと思います。どうか、この2月7日の2市1町の市長あるいは町長が行かれたこの日をきちんとして県、あるいはJRへの要望が早期実現されることを本当に望んでおりますので、よろしく願いしたいと思います。

また、家棟の隧道につきましては、よろしく願いするではなしに、これは何とか解決をするように、本当に話を進めていただきたい。今お考えの地元へ行って何とか納得する、あるいはご理解いただくということを言われていますけれども、本当に話ができるのかどうか。どのような話でどのようにされるのか。例えば何か話し合いの糧のものを持っていくじゃなしに、そういうような条件的なこともあってのことなのか、何もなしでお願いします、お願いしますでは、私は話はずかないと思いますけれども、そこらあたりの考えを、これだけはお願いしたい。最後にご答弁をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 再度のご質問でございますが、家棟川隧道につきましては、長年の懸案でもありますので、あと残す事業といたしましては新川に係る市道の橋の建築等がございますので、市道の建設も含めてまだまだ課題がございますので、その中で地元の条件等も十分聞いておりますが、そこを含めて再度協議をさせていただくというところ、今のところお答えをさせていただくのがないのですが、十分検討させていただいて、地元と協議を進めて納得していただけるような方法が見出せるように進めていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩をいたします。11時から再開いたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時59分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2号、第24番 荒川泰宏君。

24番（荒川泰宏君） 第24番、荒川泰宏です。野洲市となり、初の本格的予算が提案された中、私は今大阪市の職員厚遇問題で議論されています各種手当等について質問いたします。

国においては経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004の早期具体化により、平成17年度予算編成にあたっては、財政規律確立への姿勢の明確化、予算のめり張りの強化及び国民への説明責任を重視した構造改革の取り組みを加速し、拡大されたところであります。

このような中において、現在の自治会を取り巻く課題は、少子高齢化などの人口構造の変化、社会の成熟による住民ニーズの多様化、財政問題など多くの分野にわたる施策展開を積極的かつ計画的に進めることが強く求められているところであります。とりわけ本市においては、昨年10月1日の合併により、住民は合併による行財政の効率化により、税金を有効に活用してくれるものと期待しています。合併のメリットの一つに、3役や議員などの特別職の減少、総務、企画など合併により重複する管理部門の効率化等により経費が節減され、その他の必要な部門に予算を充てることが可能としています。これらのことから、合併した各市においては、職員の意識改革を図る上からもさまざまな改革に取り組んでおり、特にこの機会に諸手当の是正をしています。

本市においても、調整手当、特殊勤務手当、時間外手当等の支給については、厳しい社会環境から判断すると見直しが必要であると考えているところであります。まず、調整手当がありますが、本来調整手当とは物価の高い都市部で勤務する職員に支給することとしています。実際のところは、民間賃金との格差をなくすためのものであり、今日では一般的に所得は公務員の方が高い傾向にあるところであります。平成17年度予算におきましては、調整手当総額は6,081万7,000円であります。

次に、特殊勤務手当についてであります。この手当の支給は職員の勤務が著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務などとしております。現状の支給対象となっている区分の一覧を見ますと、その中には民間企業と比較し、問題のある支給が考えられます。見直しが必要と思いますが、当局の見解を伺います。

次に、時間外手当であります。手当は正規の勤務時間を超えて勤務する場合に限り支給されるものであり、時間外命令により行われるものであります。そのような中、平成15年度における決算額は、旧野洲町では1億636万945円、旧中主町では2,897万1,220円となっております。平成16年度では、2月末実績額で1億3,115万12

2円であります。この時間外業務は、基本的に所属長、命令権者が毎月の業務量を考え、計画的に必要な最小限で職員に偏ることなく業務命令するものであります。しかしながら、本市の実態は職員自らが業務計画し、机上のパソコンの投入により命令権者に伺うこととなつています。このような流れで時間外手当が支給されているということは、余りにも住民から見て不審に感じられます。いま一度見直す必要があると考えますが、見解を伺います

合併に伴う業務や三位一体の改革の中で、職員の皆さんには今まで以上の業務量が考えられますが、今こそ業務の精査を行うときであり、管理者の力量が問われるものと思えます。また、一方で、日本のサービス残業は過労死を生み出す要因にもなっております。本市ではそれほどの過労は現状ないものの、サービス残業に対する実態を重視し、サービス残業のないようにしなくてはなりません。職員の時間外に対し、健康管理は十分にされているのか見解を伺います。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 荒川議員の野洲市職員の手当等についてのご質問にお答えいたします。市職員に支給されております諸手当の中で、お尋ねの調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当についての基本的な考え方をお答えいたします。

まず、最初に調整手当でございますが、野洲市では現在3%の支給率となっております。先ほども議員がおっしゃっていましたように、調整手当につきましては、民間における賃金、物価及び生活費が特に高い地域に在勤する職員に支給される手当とされておりまして、国の機関では大津市に在勤する職員のみが3%の調整手当が支給されておりますが、滋賀県内では大津市が5%、草津市が4%、彦根、長浜、近江八幡、栗東などが3%でございます。守山市は2%となっているところです。市といたしましては、国の支給率を上回ることにについては、市民への説明責任ということから議論をしておりますが、昨年的人事院勧告で地域における民間賃金を反映するため、従来これを、先ほど申されましたように格差を埋めるため調整手当が支給されていたわけでございますが、調整手当に替えて、仮称でございますが、地域手当を新設すると勧告が出されておりますので、この調整手当については、今年8月の人事院勧告の動向を注視いたしまして、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、特殊勤務手当につきましては、職員の勤務が著しく不快、危険、不健康、または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつその

特殊性を給料本俸で考慮することが適当でない認められるものを対象とする手当でございます。そうした勤務実態に応じて支給することとされております。

本市の特殊勤務手当につきましては、土・日の価値を認め、変則勤務の特殊性を考慮した手当、またあるいはクリーンセンターの危険箇所での点検作業、あるいは給食センターでの高温多湿の職場環境を考慮した手当など、現在9種類の手当がございます。合併時に旧野洲町の特殊勤務手当の一部を見直しまして、合併協議の場で確認いただいたものでございます。本市では社会経済環境、勤務形態、あるいは業務内容の変化等により、現時点において勤務の特殊性が薄れたものなどについて、該当の有無を検証いたしまして、今後とも検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に時間外勤務手当でございますが、合併後の旧両町の制度の違いから、多くの職場でこれまで以上に時間外勤務手当がふえている状況がございます。まず、議員ご指摘のように、職員の意識が基本になるということは認識しております。職員の危機意識、またコスト意識、またスピード重視の点で、ややもすると旧町の仕事のやり方でやっていないか、管理職を通じて指導しているところでございます。とりわけ意識改革の基本的な考え方として、事務事業についてのコストと効果の両面からとらえ、常に改善しようとする姿勢を持つことがこれからの行政には大切であると認識しております。

こういったことから、民間企業の優れた経営理念や経営手法等も参考にしながら、まず管理職を中心とした研修を充実させ、職員の意識改革の浸透を図ってまいりたいと考えております。

また、健康管理については十分その辺は配慮し、議員ご指摘の時間外が多くなる職員においては、健康相談等も検討していかなければならないと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 荒川泰宏君。

24番（荒川泰宏君） それでは再質問いたします。

まず、調整手当についてであります。先ほども申しましたが、また総務部長からも回答でありましたが、そもそも調整手当とは物価の高い都市部で勤務する職員に支給すると。当時この文言を設定されたときは、非常に地方公務員と民間の給与格差があったときの文言でございます。現状はどうかといいますと、かえって都市部の方が生活がしやすい。物価が安い、量販店があり大手スーパーがある。都市部に住んでいるほど調整手当は必要でない。このことが今日の大きな差ではないかと私は考えます。そういう中にありまして、

調整手当というものは、本来今の時代には必要はないのではないかと考えます。先ほどの答弁によりますと、国では地域手当でございましたか、検討ということですが、その文言がどのような整理の仕方ですと、国が考えておられるのか、今後注視したいと思いますが、調整手当という表現の中で、私は必要はないのではないかと考えます。

また一方、合併前におきましては、旧野洲町が調整手当3%、旧中主町が2%でございました。合併により3%となったところでございますけれども、ただいまの回答によりますと、守山市さんが2%ということですが、そのことを考えますと、この調整手当の文言からいきますと、どちらが都市なのでしょう。守山市の方が都市化しているのではないのでしょうか。そのことについてご見解をお尋ねいたします。

次に、特殊勤務手当でありますけれども、この勤務手当につきましては、部長が申されましたように9項目からなっております。この中で私は一番注視しなければならないのは、特に土・日勤務に対する手当が今日出ていることですが、公務員の場合は住民から見まして、土・日に勤務することが特殊勤務と見ておられるだろうか。民間のサービス業からすれば、土・日勤務は当然の業務であり、住民の皆さんの目線からすれば、土・日勤務は手当の対象とすることに疑問を持たれる方が多い。特に、最近の社会情勢を考えるとすれば、この点については十分な議論が必要ではなからうかと考えますが、土・日勤務に関する見解を伺います。

3点目に、時間外手当でございますけれども、答弁の中では回答はなかったわけですが、時間外命令の出し方です。私も以前の会社で労務担当の仕事をしておりました。組合の役員さんに労務交渉の窓口として仕事をしていたわけですが、その当時の仕事を振り返りますと、年度当初に1年間の時間外の業務量をそれぞれの職場の課長を呼び出し、業務量を提出させ、そして毎月その時間外目標がその範囲内におさまっているのか確認する業務や、また時間外命令につきましては、本来の業務以外に発生する業務に対しての、その業務に対する労使交渉をやり、それで何人の稼働で何時間が必要なのかという交渉をした上で、職場に持ち帰り、各課長が誰と誰にその時間外命令をきちっと出すという形で、職場の命令権者、所属長が時間外命令を出す。これが基本だと思います。現場の職員自らがパソコン投入して上司の判断を仰ぐという方法について、再度見解を伺います。

4点目に、職員の健康管理でございますが、旧野洲町時代に職員の皆さんは、特に昼食時には自席で食事をしている職員さんが多く見られましたし、時間外、長時間労働につ

きましても、自席での休憩という状態でした。合併後お聞きしますと、現在では昼食はなるべく東別館会議室にて旧野洲町の職員、旧中主町の職員がコミュニケーションをとりながら昼食をしていこうというような動きがされておるといことをお聞きいたしました。非常によいことだと私も思います。そういう意味で、長時間労働になった場合に、今後は会議室が職員の過労にならないオアシスルームとなることを期待するものであります。

それでは、先ほどの3点についての質問に対しての見解をよろしくお願いします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 荒川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

調整手当につきましては、先ほど申しましたように、当初は物価等の問題で手当が創設されたわけでございますけれども、今国の方でも、国家公務員についても地域手当という形でこの制度を変えていくという方向が検討されています。地域手当は従来の物価調整ではなく、その地域の官民の賃金の格差を手当としてということでございます。そういう点で、今この調整手当が大きな曲がり角に来ておりますので、その辺を十分踏まえまして、検討してまいりたいと思っております。

そして、守山市が2%で野洲市が3%という中での見解ということでございますけれども、守山市については従来3%、今草津市が4%でございますけれども、旧中主を含めまして大体湖南地域は過去3%ございました。そういう中で、守山市、また旧中主におきましては、財源的な問題等々の中で、今現在守山市では2%という状況になっているわけでございます。先ほど申しました調整手当自身、物価の観点というのでは大きく現状に合わない状況になっておりますので、その辺も含めて、また人事院勧告の動向を見まして検討してまいりたいと思います。

そして、2点目の土・日の勤務の特殊勤務手当でございますけれども、確かに言われるように、民間では現在土・日勤務という職場が多くなってきているわけでございます。その辺を十分踏まえまして組合と、当該の職場と今後話し合ってまいりたいと思っております。

そして、時間外手当でございますけれども、再三再四議員の皆さんからご指摘いただいて、何とか改善に取り組んでいるところでございますが、一つは民間労働者と違いまして、公務労働という中で、時間外の把握がなかなか難しいところがございます。しかし所属長が命令を出すという、これは当然基本でございます。その辺が若干、庁内LAN化された中にあいまいになっているという中で、この辺は十分部長を通じまして、それぞれの所属

で検討していただき、やはり所属長がきちんと把握していくのは当然でございますので、その辺は十分踏まえて今後も取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、健康管理については、オアシスルームの設置を検討されてはどうかというご意見をいただきました。今後その面も踏まえまして検討してまいりたいと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 荒川議員。

24番（荒川泰宏君） 再々質問になりますが、調整手当につきましては、地域手当という名目で国が検討し、その内容は官民の格差ということでございますが、今後それならば野洲市の官の給与と民の給与を十分に考慮されて、前向きなご検討をお願いいたしたいと思っております。17年度の6,081万7,000円の部分について、十分な議論をしていただきたいなど、このように思います。

特殊勤務手当についてでありますけれども、市の職員となれば、自ずと人事異動というものが付きものでございます。ですから、土・日に勤務する所属場所に発令されれば、必然でその手当が付くわけでございますけれども、職員は人事異動というものがあるわけですから、その職場につけばそれは当然ということで、また次に土・日に勤務しないところの職場に付くということも十分考えられますので、そのあたりも考慮して、特殊勤務手当につきましてはご検討をいただきたいと思っております。

それから、時間外手当でございますけれども、やはり命令の出し方に問題があるのかと思っております。今の総務部長の回答では、各命令権者、所属長が十分な管理をしていただくというようなことでございましたけれども、私はやはり総務部が旗振りをして、毎月の部長会議等できちっと時間外管理をするべきではないかなと、このように思います。課単位の時間外量のチェック、管理が必要だと思っておりますし、やはり著しく偏った個人が時間外をするということは、先ほど市長が述べられましたように、生活給にしているというような実態があれば、市民の目からは厳しい判断が下されるものと感じるところでございます。

最後に、時間外命令の出し方においてでございますけれども、通常は時間外命令を出して命令権者は、2時間の時間外を出したならば、職員が2時間の時間外を終了するのを見届けてから帰宅するのが管理者の仕事であり、管理職手当を出しているものであります。しかしながら、実態は管理者は帰っているというようなことを聞いております。このことは非常に問題があるのではないかと、このように思います。命令権者を管理している市長

のお考えをお尋ねいたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 質問の中での時間外勤務手当、これは私も12月議会で補正を、非常に多くの時間外勤務手当を計上したわけなのですが、そのときに感じましたことを含めて、なぜこれだけ多いのかということなのですが、それは合併の準備あるいは合併後の事務処理、立ち上げ等について使ったということで提案を申し上げたのですが、今おっしゃるように、平常的な業務の中での時間外勤務手当、これは非常に憂慮すべき点があると思います。おっしゃるように生活給と、これは表現がちょっと何なのですが、それぐらいの時間外勤務手当を取る職員さんもございますので、おっしゃるようにやはり命令を出した以上、その仕事が終結するまでは出したことと終結したことは管理者が責任を持たないといけない。ただ、用地交渉とか外部へ出て勤務する場合がありますよね。この場合も、私の例を申し上げますと、一般職員の時代には夜には報告はできませんでしたがけれども、朝には必ず管理者の方に、こういう内容で交渉して、交渉はまとまらなかったにしてもこういう話をして何時までかかりましたということは報告申し上げていました。時間の報告ではなしに業務の報告をするということ、だからそういうことからいきますと、やっぱり命令を出した者は命令が終結したときにはそこに確認をする義務があると思いますので、おっしゃるようなことについては、今後徹底をしていきたいという思いをいたします。私のメールにも、あるいは市長への手紙にも、きれいな庁舎が建って電気代がただか知らないけど、いつまで電気が付いているのかとよく来るのですよ。これは本当の一般市民の声だと思いますので、できるだけ、夜12時まで電気が付いているということは若干不信感を持たれるおそれもありますので、その辺ははっきりしていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第3号、第1番 藤村洋二君。

1番（藤村洋二君） 1番、藤村でございます。本日は人権施策の推進と地道な環境政策の推進の2つを一般質問させていただきます。

2月26日に野洲市誕生記念人権尊重を考える市民のつどいが開催されました。多くの市民の方々が参加され、非常に活気あふれる有意義な集いでした。集いの中で人権作文などの表彰がありましたが、その中の中学生の作文には、私たちの住んでいる野洲市は人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会づくりをまちづくりの基本としてい

ますという言葉があり、この中学生は合併した野洲市の将来が人権に包まれ、環境に恵まれた明るいものと考えてくれているのだと思い、今までの充実した人権と環境の取り組みにより、子どもたちの中にも人権と環境が息づくまちになっているのだと、誇らしくうれしく思っております。

山崎市長は昨年10月に市政を担当されるにあたりまして、市政の運営は人権と環境を土台にすると市民に公約されております。そこで人権と環境について2つ、市長に考えをお尋ねするものでございます。

人権擁護法案はこの3月の国会で成立させようとの流れが大きくなっており、人権尊重のまちづくりはますます重要なものとなってきております。市長が長年人権尊重のまちづくりを目指し、総合的、効果的な人権施策や啓発、また学校園をはじめ地域社会での教育などを積極的に取り組んでいただいておりますことを大いに評価し、期待をするものであります。

野洲の同和対策事業は、1965年の同和対策審議会答申、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題であり、これを未解決に放置することは断じて許されないことだと。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。この認識に立ちまして、同和対策事業特別措置法のもと、1976年より小集落地区改良事業の実施など、多くの施策、対策の実施により、小さな車でさえ入ることができなかった地区の道路や住宅の改良をはじめ、事業を進められ、地区の実態的差別の解消は一定進んでまいりました。2003年3月には、地対財特法の期限が切れ失効いたしました。私はこれをもって部落差別の解消のための行政施策や啓発、教育の課題がなくなったわけではないと考えております。

残念ながら、同和対策事業によって格差はある程度解消したものの、市民の中にあります差別観念はなくなり、社会制度や社会構造の中で解消されないままでございます。野洲市でも、今なお差別事件や差別事象が発生し、結婚や就職など厳しい現実があり、さらなる人権施策の推進が望まれるところであります。

10月1日に合併をいたしました野洲市では、旧両町間の法失効後の取り決めに温度差のあることも感じますし、また市民の皆さんや市職員間でも人権問題に対する意識や取り組みも同様に違いが感じられるところであります。

そこで、これまでの同和問題の取り組みの成果と現状認識、今後の進め方につきまして、市長の考え方をお伺いします。

続きまして、地道な環境施策の推進でございますが、地球温暖化防止の取り組みは2月16日に京都議定書が発効し、温室効果ガスの削減目標を定めた行動計画により、新たな局面を迎えました。温暖化は人類全員が加害者であり、また被害者となります。しかも、将来の世代が大きな被害を受けるもので、2002年の地球温暖化対策推進法でも、地方公共団体の責務が明確にされ、具体的に取り組む自治体もふえておりますし、政府でも官公庁や企業、国民の役割を明確にした京都議定書目標達成計画を策定する予定になっております。

野洲市は環境を市政の土台に置き、全国環境自治体会議のメンバーとしても、太陽光発電や地域通貨「すまいる」の発行など、先進的な取り組みでは全国の自治体からも注目を集めています。

しかし、残念ながら今回の予算では、環境につきましては、新規事業も事業系一般廃棄物の区分を明確にした取り組み以外新しい事業もなく、二酸化炭素削減の取り組みなど、行政として避けて通れない問題の取り組みには全く手つかずの状況となっております。

市内のある小学校の4年生の総合学習の内容を見せていただきました。ごみ減らし大作戦、15時間取り組みました。リサイクルや川の掃除、ごみの処理など、ごみの減量化を一生懸命勉強しました。引き続いて14時間、水きれいきれい大作戦、水質や水の使い方、下水の影響、廃油せつけんづくりなど、環境を自らが守る大切さを勉強しておりました。しかし、この授業が本当に家に帰って、子どもたちの成果を家庭がバックアップするような状況というのはできたでしょうか。私はこの授業が成果を出すには、各家庭の環境に対する意識や実行が必要条件になると思いますし、そのためには市が市民を巻き込んだ地道な環境を守る施策の実行によるバックアップが急務だと思っております。

京都議定書の対象期間は2008年から12年の5年間、先進国全体で二酸化炭素など温室効果ガスを90年比5%削減するもので、日本には6%削減が課せられています。時間もありません。環境対策についてお伺いをいたします。

1つ、CO₂削減について、2つ、地域資源循環型の社会システムの構築について、3つ、ごみの減量化について、4つ、市役所の環境対策、とりわけ職員の取り組み並びに率先実行策について。

以上、4点についてお伺いします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 藤村議員から2点の質問がございました。人権と環境につい

てでございますが、私の方からはこの1点目の人権問題の取り組みについてをお答え申し上げます。

私はまちづくりの基本理念は、すべての人が人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会づくりにあること、またまちづくりの基本目標の一つに、豊かな人間性をはぐくむまちを目指すこと、そしてその主要施策に一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目指しております。このことは、施政方針でも示させていただいたところでございます。

特に、この質問の同和問題に関しましては、我が国固有の課題として、国際的にも注目されており、早期の解決が望まれているところでございます。地对財特法は平成15年3月に失効いたしました。この法律の失効によって多くの方々は、もう同和問題は終わったのだと言われております。しかし、この法律は単に小集落地区改進黨業等のハード面における国の財政上の特別措置を示したものであり、藤村議員ご指摘のとおり、誤解してはならないのは、この法律の失効によって同和行政が終わったのではないということであり、ます。一方で、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定され、社会的身分、門地等を重要課題として、部落差別をはじめあらゆる差別をなくす取り組みが進められています。これまでの成果は、住環境改善などのハード事業においては、私が町職員時代に直接担当した業務であり、そのときの状況を思い起こすと、劣悪であった環境が見違えるように改善されたことを思い出すものであります。相当な成果があったと評価できると思っております。

しかし、地区を特定し、その地区内の改善を特別措置法で取り組んできたことから、ねたみ差別に代表される問題を生み出した点や、特別措置に基づく取り組みが住環境面の改善中心で、自主自立にとって重要な教育や産業、就労に関わった施策が相対的に弱かったことは否めません。また、差別意識を払拭し、差別事件を根絶するための施策についても、大きな成果を上げるまでには至っておりません。残念ながら、市民の集いで特別報告をしましたように、2つの差別事件のみならず、結婚差別や土地差別、差別発言等、いまだ数多くの差別事件や事象が発生しており、十分な成果が上がったとは言えません。旧野洲町の意識調査を見ても、差別発言があったとき、その場で指摘するという人は4人に1人だけであり、旧中主町の意識調査では、この3年間で同和問題に関する差別的な発言を見聞きしたという人が33%を超えることも明らかになっております。これらのことを見聞きするたびに大きな憤りを感じ、これまでの取り組みの甘さを改めて痛感し、反省するところであります。

このようなことから、今後の同和行政の取り組みにつきましては、同和対策審議会の経緯などを踏まえて、平成17年度に策定を予定しております野洲市同和対策基本計画において、残された諸課題解決のため、積極的に推進していく所存でございますので、よろしくご理解をいただきまして、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） それでは、私の方からは藤村議員さんの2点目の地道な環境施策の推進についてお答えをさせていただきます。

まず1点目のご質問でありますCO₂削減についてであります。京都議定書が先月16日に発効いたしまして、地球温暖化防止のための取り組みが野洲市にも求められております。野洲市では、これまで住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付や、企業の省エネルギー診断の実施など、市民、事業者の自然エネルギー及び省エネルギーの導入、普及に向けた取り組みの支援を行ってきました。また、森林の間伐を支援するなど、森林の維持にも努めております。さらに、自然エネルギー、省エネルギーについての講座も開催し、市民への普及啓発に努めております。また、市自体でも公共施設への太陽光発電システムの設置や雨水利用施設の導入、センサー式電灯など、省エネルギー設備への更新、バイオディーゼル燃料車や低公害車の公用車への導入など、率先行動を行ってまいりました。平成17年度では、旧野洲町で策定しておりました新エネルギービジョンと環境基本計画の見直しにおきまして、よりCO₂削減に実効性のあるものにしていきたいと考えております。

次に、2点目のご質問であります地域資源循環型の社会システムの構築についてであります。野洲市におきましては、地産地消推進協議会とNPO法人エコロカル ヤス ドットコムが推進しております地域通貨「すまいる」の取り組みを支援しております。この中では、発行されました地域通貨が地域内の商店などで使用されることにより、地域での資源経済の循環促進につながっています。ホームページや広報などの啓発により、これまで知られていなかった地域の店が利用されるようになったとの声もいただいております。また、家庭から排出されます生ごみを堆肥として再生し、地域内で循環させていく取り組みにつきましては、甲賀市の取り組みなどを現在研究中でございますが、排出時の分別の徹底やリサイクルにより生産される堆肥の利用促進、また地域の稼働効率などの課題も多く、今後市民と協働することにより進めていくことが必要と考えております。

続きまして、3点目のご質問でございます。ごみの減量化についてでございますが、野洲市のごみの量は、平成15年度では年間1万4,707トンで平成5年度と同水準となっ

ております。ただ、人口につきましては、約3,700人ふえておりますので、1人当たりのごみの量は年間約8キロ減少しております。一方で、ごみのリサイクル率につきましては、平成13年度では約18%でしたが、平成15年度には約25%となりました。これは、各種資源ごみの分別収集の浸透によるものと考えております。平成17年度から旧野洲町域での古紙、古布の回収が始まります。新たな資源ごみの分別収集はこれで一段落をするわけですが、今後もしリサイクル推進が図れますように、適正なごみの分別が重要であり、市民の意識向上によるごみの減量とリサイクル推進が重要になります。そのためにも、環境基本計画の策定にあたりましては、市民との協働により策定をしていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 藤村議員の4点目の市役所の環境対策についてのご質問ですが、旧野洲町では平成13年3月に事業所としてISO14001の認証を取得いたしました。合併後の野洲市においては、分庁舎及び施設を含めるための変更審査と定期審査を去る2月に受審いたしまして、適用範囲とすることを認めていただきました。今後も一事業所として、職員が一丸となって環境マネジメントシステムの継続的な運用を進めてまいりたいと考えております。市役所も地域を構成する一事業所であり、市として環境に配慮した事業の推進、省資源、省エネルギー、廃棄物の減量、再資源化の推進、そして住民団体が実践されている環境活動を支援していくこととしております。職員は、常に市民や業者の牽引役であり、地域を巻き込んで環境を守る施策を実行していく必要があります。環境に対するするどい感覚を磨くため、年間を通して繰り返し研修を実施しているところであります。また、これによりまして、より一層の環境に対する知識と技能の習得を図っているところでもあります。

最後に職員の率先実行策については、事業所内での活動にとどまることなく、日常生活や地域活動の場においても好影響を与えているものと感じておりますが、なお一層、行政職員として地域の方々と協働しながら環境活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 藤村議員。

1番（藤村洋二君） ただいま人権問題並びに環境施策につきまして回答をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず人権問題でございますが、市長が町職員時代に直接担当した業務ということで、努力されてこられた様子をお伺いしました。地域の整備をされまして、実態的差別の解消に成果を出す一方、新たなねたみ差別などを生み出したこと、教育や就労についての取り組みが弱く、事業を継続したことについて理解をいたしました。

今も差別事件はこの野洲市内でも起きております。また、インターネットですが、掲示板というのがあります。インターネットの掲示板で見ますと、非常に悪意に満ち満ちた書き込みが、部落問題、解放運動、また同和地区への行政の取り組み、いろんなどころに出ておりまして、この掲示板などに見られる書き込みは差別、憎悪に満ち満ちております。本当に内容は情けなく、憤りさえ覚えてしまう状況であります。このような直接的な差別だけでなく、近年は差別が見えにくくなっている。また、掲示板に出ているように、差別を必要とする者がいる。また知らず知らずに差別を受けることもあるなどの特徴がございまして、差別問題を見ようとする、しっかり見ようとしなければ見えない状況になっているというふうに思っております。このことが市が同和問題の解決を推進しようとする難しさになっているというふうに思っております。市長の話にもありました地対財特法が失効しました。しかし、差別は見ようとしなければ見えにくい状況では、市民の間ではもう同和行政はしなくてもいいのではないかという声も少なからずあります。私は行政の役割は住民が困っていることがあれば手を差し伸べることであり、差別の解消を目指して、差別ある限り同和行政に取り組むこと、これは地方分権の時代に、地域、地域の行政課題に自主的に地域として取り組んでいく地方分権の行政のあり方と思っております。

そういう意味で、これから事業を牽引される市役所の職員の方々に、先ほども申し上げました、若干やっぱり温度差があるのではないかというふうに思いましたので、旧両町の取り組みの差、職員間の意識の違いを総務部の担当として、どのように埋めていこうかということを考えておられるか、お尋ねをしたいと思います。

次に、旧野洲町では町民憲章、人権擁護のまち宣言、そして条例、この3つが一体となって人権擁護のまち野洲の町民の活動の支えになってまいりました。今、検討されております（仮称）まちづくり条例の中で、人権に対する位置付け、市や市民の責務を明確にされると思いますが、この町民憲章、人権擁護のまち宣言、条例をどのような形でうたっていくのか、お尋ねをしたいと思います。特に、私個人の考えでいきますと、宣言につきましては、私たち市民は人権の学習や集いのたびに唱和をいたしまして、人権擁護の気持ちを自分たちのできる実践へと結び付けていたものでございますので、新市の中でもぜひ検

討をいただき、人権を守る精神を高らかにうたい上げていきたいものだ、そのように考えております。お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、環境施策でございますが、今回表題にあえて「地道な」という冠を付けさせていただきました。今、ご報告いただきました取り組みも、本当に先進的な取り組みもありますが、地道であるかというところから考えますと、クエスチョンマークが付くものでございます。やはり、環境問題につきましては、市民の方々と一緒に草の根の市民運動の中から解決をしていこうというものでないと成果は上がらないというふうに思っており、今回地道な環境施策の推進という表題を付けさせていただいたわけでございます。

1のCO₂削減でございますが、具体的な数値目標があつてこそ野洲市の取り組みができます。具体的な行動目標があるのか、お教えいただきたいと思えます。おとといの新聞に、県の発表では全体では90年比2.7%、県内の温室効果ガスは減っているという結果が出ておりますが、しかし、それは産業部門で工場が閉鎖されるとかいろんな状況の中で、産業部門が23%減となったのが大きな要因であり、民生の部門、また運輸の部門、廃棄物の部門では非常に大きくパーセントを上げておりまして、民生部門につきましては24%、90年比よりも増加しているということでございますので、やはりこの辺はきちっとそういう数値目標を出していく中で、市民の啓発教育についてどのように考えていくのかということを取り組んでいただきたいと思えますので、考えをお伺いしたいと思えます。

2番目の地域資源循環型システムの構築についてでございますが、私が住んでおります大中小路でございますが、現在野洲市のエコライフ推進モデル地域の指定を受けて、EMボカシの活用による生ごみの減量化に取り組んでおります。生ごみは水を含んでおりますので、燃えるごみに出してクリーンセンターで燃やすと、非常に火力も必要で窯も傷めるというようなこともありますし、何よりも燃やすことによりましてCO₂が発生し、環境に負荷を与えます。そういうことで、EMの利用によって生ごみを堆肥化し、減量化し、土の中に埋めて土に返す。家庭菜園や花に興味のある人、また農業の人はその堆肥を園芸、農業などに利用していく。幾つもの効果のある取り組みであります。みんなで楽しくやらせていただいているわけでございますが、このEM菌の活用による環境への取り組みは、現在小南、入町などの自治会でも取り組んでおられ、非常な成果を上げておられると聞いております。私もこの成果をぜひ他の皆さん方にも知っていただき、広めていきたいと考えまして、市内の住宅の方々にもお勧めをするのでございますが、市内の住宅の方々には、EMというものを勧めます。これは環境にいいということでじゃぶじゃぶと発酵液、活性

液を流しますと、水もきれいになる、川もきれいになるということで、本当にいいのですが、その活用はしていただけるのですが、EMによる堆肥づくり、生ごみの減量化については取り組んでもらえません。それは、堆肥化した生ごみを埋める土地が少ないからだと思っています。このEMの堆肥化につきまして取り組んでいただける自治会というのは、消費者、EMの堆肥をつくる人とその堆肥を使って農作業できる生産者とが一体になった地域でないことには、この組み合わせがないと続けられないのだなというふうに思っておるわけです。実際、今回のエコライフの推進モデル地域にしましても、当初5地区選定をいただきましたが、まちの中の地域につきましては指定を返上したいというようなことで、今回は野洲が3地区、旧中主が1地区の4地区が新年度2年目に入っていくということで、やはり生ごみを堆肥化して減量化して、何とか環境を守りたいという思いを持っている方に対しては、それを手助けできるような生産者との結び付き、これを市がやはり考えていく必要があるだろうというふうに思っています。

今の回答では、甲賀市、旧水口町の取り組みを例にして今後検討していきたいという答えがございました。このことは、農業を核にして、地産地消の地域循環システムをつくること、こういう前提でものを考えていただくことが、ごみ問題、CO₂削減につながってくるということで、この質問をさせていただいているわけです。

具体的には、1、消費者は生ごみを堆肥化する、2、生産者はその堆肥を利用し、農産品を生産し、3、消費者は地元産品の販売所で生産者の顔の見える商品を購入し、4、再び消費者は生ごみを堆肥化し生産者に渡すと、こういうサイクルができ上がるわけです。たまたま野洲市はまちの中心に住宅があり、周辺に農村が広がっているという地域循環の社会システムづくりをするにはうってつけのまちだというふうに思っておりますので、現在検討中の地産地消の後押しをするまちの駅構想では、循環型システムを検討するという市長のお考えと聞いておりますが、この点についてどのようにお考えかお伺いをしたいと思えます。

続きまして、3番目のごみ減量化でございますが、多くの取り組みと共にリサイクルの推進を中心に挙げておられます。リサイクルの考え方は正しい面もありますが、リサイクルの限界も知っておくべきだと考えております。例えば、家電リサイクル法に従いまして処理をした場合、処理工場までの運搬、フロンガスを回収し、粉碎し、原料として再利用する。運搬と処理に大きな環境負荷と費用が発生します。一方、再利用、リユースで考えますと、最寄りのリサイクルショップ、また今市で取り組んでいただいております交換銀

行で回収すれば、運賃は最低限で済みますし、清掃他のチェックを行ってから再商品化されるために、処理コストも極めて小さいものになります。粉碎しないから大規模な処理プラントやフロンガスの回収も不要になってくるということで、リユースについては非常に有効ではないかというふうに思っています。市の観光物産協会が野洲まつりを運営されま
す。野洲まつりの運営で、食器につきましてはどのような対応をされているのですかと聞きますと、ケナフなどの環境にいい材料に統一、指定しまして、環境に優しいイベントを運営している。ごみはどのようなのですか、やっぱりごみは出てきます。そのごみはどうするのかという、やっぱり焼却をするということで、せっかくいい事業をやりましても、最終的にはCO₂を発生させ、環境に負荷を与えるという事業になるわけですが、今の観光物産協会、一生懸命やっている、市がリユースという考え方がない中では、今最善の方法での運営をしてきているというふうに思っておりますので、今後はごみゼロのイベントを開催していくという観点から、市としてはこういう形で市民の間にリユースをどのように広げていくか、どのように考えておられるかをお聞きしたいというふうに思っています。

4番目の件でございますが、質問書に小学校の取り組みを紹介しました。今も申し上げました、それは家庭で恐らくつぶしているだろうと。といいますのは、ISOの関係もあって、環境の取り組みは先進的な取り組みも非常にたくさんやっておられる。しかし、それはそこだけであって、本当に生き方の資質としてやっていただいているかという部分があるのではないかというふうに思いますし、個人個人の取り組み、指針、目標などの提示がないと、なかなか草の根運動としても市民がやっていくというのは不十分です。また、各家庭で取り組んでいただいております分別収集を見ましても、お母さん方の力に負うことが多い。我々男性も含めた市民全体の取り組みになっていないということでもあります。このため、市民をリードしていく市役所の職員の方々の率先実行が必要になってきます。先ほども多くの回答をいただきましたが、具体的にではどういうことをやっているということはなかなか言えないのかもわかりませんが、先ほども申しましたように、政策を実行するとき、環境のフィルターを通して私たちは政策を判断しますという市役所の職員さんであれば、自分自身がいったいどのような生き方をしているかということが問われるというふうに思っておりますし、この生き方というベースがないと、フィルターは多分、大きな大きなざるのようなフィルターを通しておられるのではないかというふうに思っています。職員の率先実行策について、具体的なものをお聞かせいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩をいたします。1時から再開いたします。

（午後12時05分 休憩）

（午後12時59分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

藤村議員より発言を求められておりますので、これを許します。

藤村議員。

1番（藤村洋二君） 1番、藤村でございます。

昨日、議第31号から議第52号の議案質疑の中で、私は会議規則第54条、57条を、1年生議員ということで若干読み違えた部分もあり、皆さん方に非常に議事運営の中でご迷惑をおかけいたしました。不穏当な発言であったということで、皆さん方におわびを申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中重樹君） それでは、藤村議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

市民憲章並びにまちづくり基本条例につきましてのご質問でございますけれども、今後市民の皆さんの参画をいただき進める予定をいたしております野洲市の総合計画並びにまちづくり基本条例の検討過程におきまして、どのようなまちを目指すかということの議論がなされてくると考えております。そうした中で、市民憲章の中身につきましても明らかにされてくるものと考えております。市民憲章並びにまちづくり基本条例の中には、まちづくりの理念であります生命を基軸といたしましたまちづくりを標榜します本市といたしまして、当然人権と環境については議論され、位置付けられるものと考えておりますので、どうぞよろしくご理解いただきますようお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（上田晴基君） 藤村議員の人権擁護のまち宣言並びに職員研修についての再質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃられるとおり、宣言は市の方針を内外に表明するものであるということで、これまで旧両町におきまして、啓発誌などで住民の目に触れ、またさまざまな機会に唱和されるなど、広く住民に浸透したと思われまます。こういったことから、現在人権擁

護審議会にお諮りしながら、新しい新市における人権擁護のまち宣言、仮称でございますが、制定に向けて取り組みをしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、職員研修でございますが、合併以後につきましての方針を定めておりました、全体研修といたしまして2つ、一つは同和問題研修、あるいは環境研修、これは市の基本方針であります人権と環境ということで、これについて研修を行うと。そして、集合研修あるいは管理職研修、職場研修など、分野別の研修に取り組んでおりました、職場研修におきましては、統一テーマといたしまして、大枠で同和問題、人権学習、セクハラ等を含みます、それとISOの関係の環境、接遇等の統一テーマを設定して研修に取り組んでおります。この中には、先ほど議員が申されましたインターネットでの差別落書き事件がございます。現在、3つほど悪質な掲示板がございます。この掲示板の内容を学習教材として実施している所属もございます。それぞれの課で創意工夫しながら取り組んでいるということでございます。よろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 藤村議員の再質問でございますけれども、地道な環境施策の推進についての再質問でございますが、まず最初に、行政としての二酸化炭素の削減の目標につきましてのご質問があったと思いますが、この件につきましては、現在市としての新エネルギービジョンがあるわけでございますが、来年度に新たに新市の新エネルギービジョンを策定する計画をさせてもらっています。その中で、新たな削減目標を設定するわけでございますけれども、現在の目標数値といたしましては、1990年比17.6%の削減目標、これは市民1人当たりでございますけれども、目標年度としましては2010年度を目標といたしております。

それと、地道なという言葉でおっしゃっていただきまして、地道な環境施策を推進していかなければならないだろうというようなことでございます。本市としましての取り組みでございますけれども、まず毎月の広報誌によりまして、そうした環境につきましての施策を啓発させてもらっております。それと、環境保全活動推進事業という事業があるわけでございますけれども、その事業に市民参加を広く呼びかけまして、環境学習等のイベントを実施させてもらっているというようなことで、広く市民に参加を呼びかけて、そうした学習等を行っているというようなこともさせてもらっております。

それと、現在エコライフ活動推進協議会という団体があるわけでございますけれども、

その団体におきまして、各部会を設けられまして、その部会の中でそれぞれのテーマを設けられまして、そのテーマに基づいた環境の施策についての学習会等をしていただいているという状況もございます。ちなみに本日、この協議会におかれましては、県外研修というようなことで、リサイクルステーションの方に研修に行っていたというように聞いております。

それと、生ごみの減量化の関係でございますけれども、生ごみを堆肥化した肥料、EM菌によるそうした肥料をまちの駅の方に活用を、機能としての取り組みをしてはどうかというご質問があったと思いますけれども、現在生ごみを堆肥化された肥料、旧中主町の給食センターの方で生ごみ処理機を設置いたしまして、この肥料を公共施設、保育園とか幼稚園、小中学校、そうした学校等に配布いたしまして、現在有効に活用していただいているという状況がございます。そして、生ごみを堆肥化した肥料の今後の拡大というようなことでございますけれども、これにつきましても、地産地消という観点から、消費されたものを土に戻すための施策といたしまして、現在各市民の方から申請をいただきまして、生ごみ処理機の補助事業も実施しておるというようなことでございますけれども、市全域を地域資源循環社会システムの構築というようなことになると、現在の施設では対応できないというようなことでございますので、そうしたことから、今後広域的に計画をいたしまして、そうした量の確保ができる施設等の整備が必要であるというふうに考えております。今後、いずれにいたしましても、まちの駅の構想が進む中におきまして、その一つとしまして、そうしたシステムの構築も視野に入れながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、3点目のごみの再利用の関係であったと思いますけれども、現在再利用についての施策につきまして、市として実施しております制度としましては、交換銀行という制度があるわけでございますけれども、ご承知のとおり不用になったものを毎月15日に発行しておる広報誌の中におきまして、告知板に掲載させていただきまして紹介すると。そうした中で、いただいて、またそうしたものを買っていただくということで、交換銀行を設けさせてもらっておるわけでございますけれども、そうしたことも一つの現在行っている内容でございますけれども、そうしたことから再利用につきましてのリサイクルプラザの整備というような観点におきましては、先ほどもありましたまちの駅の中にリサイクルステーションの機能をあわせ持ったものも検討していきたいというふうに考えております。ただ、施設だけを整備いたしまして、市民の方に利用していただかないとせっかく整備し

たものも無用の何とかになりますので、今後皆さんのご意見もいただきながら検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 藤村議員の第4点目の市役所の環境対策についての再質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えいたしましたように、職員としては今現在意識向上を目指しまして研修に取り組んでいるというのが実態でございます。しかし、ISOに取り組む中で、職員個人の役割は当然重要であります。そのために、それぞれ部門の目標、そして名札の後ろにあるのですけれども、私の目標ということで、それぞれ個人が自分の取り組みを設定しております。これを議員がご指摘されるように、職場だけではなく家庭、地域でも実践していくと、これは重要であると痛感しております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 藤村議員。

1番（藤村洋二君） 今、再質問にお答えいただきました。

新市の人権問題の取り組みにつきましては、今取り組んでいただく内容について、再質問でも本当にまじめに答えていただいたというふうに思っておりますし、本当の意味で部落が解放されて差別のない明るい野洲市が建設できるように、全市挙げて取り組んでいただきたい、このように思っております。

環境問題でございますが、先ほどのまちの駅の中での資源の循環型社会システムをどのように構築するかという中で、EMによる堆肥化ということに特定しているわけではございません。あくまで、まちの駅の中で地産地消の循環型の拠点をつくっていくということなら、そういう視野を入れた取り組みをしていただきたいという思いでございましたし、その中にリサイクルプラザの整備ということも入れていただいております。当然、廃油なんかの処理につきましてもそこでやっていただけるのではないかなというふうなことも思っておりますが、リサイクルプラザへ何もかも自分が足を運んでやっていくということについては、例えば廃油ですと日常家庭から出るものでございますし、川口議員などは一生懸命廃食油の回収、また活用についての運動をされておりますが、市としても廃食油につきましてはできるだけごみステーションで回収できるようなシステムを一緒にご検討いただきたいし、まちの駅の中には先ほど申しましたようなシステムを導入できるように考えていただきたいというふうに思っています。山形県の長井市ですが、私ども旧野洲町の

メンバーが研修にまいったところでございますが、ここにレインボープランという取り組みがございまして、レインボープランというのは地域資源循環型の社会システムの構築を目指す事業であって、具体的には生ごみの堆肥化とそれを利用した農作物の域内流通をしようということでございます。それは単なるごみの問題でなく、農業を基盤としたまちづくりを究極の目標に見据えた地産地消のまちづくりを、行政主導でなく市民主導の取り組みということでやっているという特徴がございまして、私としてはその辺も勉強していただきながら、今申し上げたようなことを取り組んでいただきたいというふうに思っております。答弁は要りません。

よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第4号、第6番 梶山幾世君。

6番（梶山幾世君） 6番、梶山幾世でございます。平成17年3月度定例議会において、私は次の4件の質問をさせていただきます。

まずはじめに、地球温暖化防止対策についてお伺いいたします。

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減を目指す京都議定書が2月16日に発効しました。近年、世界では猛暑や洪水、かんばつなど、温暖化の影響とされる異常気象が頻発しております。京都議定書は、こうした被害を食い止める唯一の国際的な取り決めであり、議定書の発効が温暖化防止への重要な第一歩となることは間違いなく、いよいよ国民一人ひとりの意識改革が必要となってきます。このたび、環境省では、環境問題の多い社会経済の大転換を進めるため、平成17年度において脱温暖化社会の構築と循環型社会の構築の2つを基軸として推進し、環境に配慮する社会経済システムや環境技術による改革と環境を大切にする意識の改革という2つの改革を軸に取り組んでいくことが重要としております。特に地域、家庭や学校に焦点を当てた環境と経済の統合を促進する基盤的取り組みを推進し、ここに140億円の予算を組み身近な暮らしから始まる環境と経済の好循環と環境教育の推進を図ろうとしています。

本市においては、太陽光発電の設置の推進、地域通貨の活用等、他市町村に先駆けて取り組んでいただいておりますが、今後は国民一人ひとりの自発的な環境保全活動が重要となってきます。つきましては、次の点の取り組みが必要と考え、お伺いいたします。

- 1、地球温暖化問題に関する児童・生徒への効果的な環境教育の実施について。
- 2、学校への燃料電池の導入について。
- 3、家庭等における子どもから高齢者まで全員参加の環境教育の実施とエコファミリー

の表彰の取り組みについて。

4、環境基本計画、旧野洲町の環境行動指針への啓発。

5、(仮称)脱温暖化キャンペーンの実施について。

以上の点について、当局の見解をお伺いいたします。

次に、学校・子どもたちの安全確保についてお伺いいたします。

2001年に大阪池田小学校で起こった惨劇をきっかけに、学校や通学路の安全対策が実施されてきましたが、子どもたちをねらった卑劣な犯罪が後を絶たず、今年の2月には寝屋川市の小学校での悲惨な事件が起こり、ますます学校、児童・生徒の安全確保の対策が必要となってきました。

こうした事件を防ぐため、大阪府では4月から大阪市を除く市町村の公立小学校760校に警備員を配置、また東京江東区では、警察に校内パトロールを要請、またある小学校では子どもたちが大声を出して防護訓練をと、各学校での安全対策への取り組みが、テレビ、新聞等で報じられております。本市においても、防犯カメラなどの設置だけでは防犯の決め手にはならず、地域ぐるみの学校安全体制整備が必要と考え、次の点をお伺いいたします。

1、全小中学校に防犯ブザーの貸与を。

2、学校安全ボランティア、スクールガードの育成、配置。

3、地域住民や保護者らが登下校中に通学路などを巡回する見守り隊の設置、またこの見守り隊には警察OBによる防犯講習会等の実施を取り入れてはと思います。

4、防犯パトロールの実施について。

以上について、当局の見解をお伺いいたします。

次に、歩いて暮らせるまちづくりについてお伺いいたします。

21世紀は徒歩の時代、歩いて暮らせるまちづくりで地域の活性化、再生が大事ではないかと考えます。徒歩や公共交通で行ける範囲に、住民のために必要な食料品や日用品店、病院、介護施設、お年寄りや子どもたちが遊べる場所などの生活機能を集約したまちづくり、歩いて行ける、また公共機関を使って町中どこへでも行けるようになると、環境にも優しいコミュニティーのあるまちづくりができると考えます。近くの店が閉められて、車や自転車にも乗れず、どこに買い物に行けばよいのか、もっと便利なところに引っ越さざるを得ないのかと、特に大きな団地であります近江富士団地の方からは多くの声を聞くところであります。国では、まちづくり会社などを支援するまち再生まると支援事業も新

たに創設され、来年度国の予算に盛り込まれております。コンビニ等もふえ、便利になり過ぎた今、対面で商品の説明を聞きながら買い物ができるような、心と心が通い合うまちづくりもこれからは大事と考えます。

本市では、新たなまちづくり計画の実現に向けて取り組まれています。今後商工会との連携等も含め、歩いて暮らせるまちづくりへと具体的に市がどのように取り組んでいくのか、企画立案が必要かと考えます。当局の見解をお伺いいたします。

最後に、次世代育成支援対策の評価についてお伺いいたします。

1人の女性が生涯に生む子どもの数の平均、合計特殊出生率は1.29にまで低下し、日本は2年後には人口減少社会に突入すると予測されております。こうした少子化の流れを変えるためには、子どもが心身共に健やかに育つ社会、子どもを生み育てることに喜びを感じることができる社会を構築していくことがますます重要となってきます。国においては、地域における子育て支援体制の強化のため、次世代育成支援対策交付金、ソフト交付金の創設をし、345億6,800万円の予算を組み、支援対策のさらなる推進を図ろうとしております。対象となる事業として、つどいの広場、ファミリーサポートセンター、子育て短期支援、乳幼児健康支援、一時預かり、育児支援家庭訪問の各事業となっております。本市においてもこの事業の取り組みが必要と考えます。本市における次世代育成行動計画の進捗状況と支援対策について、当局の見解をお伺いいたします。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） それでは、梶山議員の地球温暖化防止対策についての教育委員会に関わる1点目及び2点目についてお答えいたします。

まず第1点目の児童・生徒への効果的な環境教育の推進につきましては、現在各学校では総合的な学習の時間をはじめ、各教科において環境教育に取り組んでいます。さらに、平成17年度は本年2月16日の京都議定書の発効を受けて、児童・生徒への発達段階に応じた効果的な環境教育の一層の充実に向けて努めていきたいと考えております。

具体的ではございますが、まず1つといたしまして、各学校における環境教育計画の改善とその実践に努めていきたいと思っております。すべての学校、教育活動を通じて、計画的な環境教育を推進すると共に、地球温暖化問題に関する学習の積極的な導入を図りたいと考えております。2つ目には副読本の活用でございます。「あおい琵琶湖」の授業における一層の活用を図っていきます。特に小学校5年生の琵琶湖フローティングスクールにおける効果的な使用などを通じて、郷土の人との自然との営みを科学的にとらえると共に、郷土

の自然を大切にしようとする態度の育成に努めていきたいと考えております。

3つ目に、家庭、地域と学校との協働によるエコ・スクール活動の推進に努めております。家庭、地域のサポートのもと、子どもたちを中心とする学校の自主的な環境保全活動の推進を通して、環境に配慮した社会を築いていこうとする資質、能力や地球温暖化防止の実践態度の育成に取り組みたいと考えております。

第2点目の学校への燃料電池の導入についてでございますが、酸素と水素を化学反応させ、電気をつくり出す燃料電池は、排出するのは水のみと言われており、最新のクリーンエネルギーであります。しかし、このシステムのイニシャルコスト、またランニングコストが現在不明でございます。また、これに伴う費用効果とも判明しておりませんので、今後はこのシステムに関する情報収集に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

続きまして、学校・子どもたちの安全確保についての質問についてお答えいたします。

これにつきましては、先に豊政会、また市民ネットワークの代表質問で教育長より答弁いたしましたところでありますが、詳細ということでもあります。特に第1点目の全小中学校に防犯ブザーの貸与につきましては、昨今の児童・生徒を取り巻く危機環境にかんがみ、小中学校、児童・生徒の保護者に対する防犯ブザーのあっせん及び貸与をしていきたいと考えております。

第2点目の学校安全ボランティアでございますが、この育成につきましては、学校支援ボランティア等の協力体制を確立しているところもあります。このようなよい面をさらに市内各校に広げるよう啓発していきたいと考えております。

第3点目の地域住民や保護者が登下校中に通学路などを巡回する見守り隊の設置につきましては、小学校を中心に保護者による自転車での巡回が実施されているところでございます。さらに、その輪を広げるよう、学校を通じてアプローチしていきたいと考えております。また、防犯講習会につきましては、各児童・生徒及び教職員を対象に講習会や訓練を実施しております。さらに、子どもの安全を守るために、今年の1月10日だと思っておりますが、守山警察署から講師を招き、市内全教職員の研修を実施したところでございます。さらに、今後も効果的な実践に向け、学校への情報提供並びに支援を行っていききたいと考えております。

第4点目の防犯パトロールについてでございますが、教職員による定期的なパトロールと保護者による随時のパトロールを行っております。一方、教育委員会といたしましても、

地域住民に対しまして、子どもの安全を守るため下校時の時間をとらえ、現在啓発活動を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） それでは、私の方からは地球温暖化防止対策の3点目、4点目、5点目についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、3点目のご質問でございます家庭等における子どもから高齢者まで全員参加の環境教育の実施、エコファミリーの表彰についてお答えをさせていただきます。

野洲市では、市民の自発的な環境保全活動が大切であると考えております。それには各家庭での環境学習の取り組みが重要でございます。具体的には、各自治会単位で実施しておりますエコ・コミュニティー事業において、各家庭のエコライフ活動を実践していただいております。また、エコライフ活動推進協議会におきましては、各協力会員の家庭を対象といたしまして、滋賀県で企画されましたISOエコ家族を実践していただいております。また、新たに来年度から環境省の事業として開始されます我が家の環境大臣事業では、インターネットによるエコファミリーの登録制度によりまして、家族単位の環境学習を実践していただけますので、多数参加していただけるよう広報、ホームページで広く紹介させていただく予定をしております。

以上の各事業により、各家庭単位における環境学習の実践を推進することによりまして、環境保全意識の高揚によるライフスタイルの改善において、家庭生活から排出されますCO₂削減を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の環境基本計画の行動指針の啓発についてでございますが、旧野洲町におきましては、平成14年3月に環境基本計画を策定しており、この基本計画におきまして、環境行動指針を設定しております。内容といたしましては、市民、事業者、行政に対し、各活動の中で実践する環境への取り組みについての計画を策定しております。

まず市民への行動指針の啓発の実践例といたしまして、毎月の広報に掲載しております環境シリーズ「はじめなきゃ」によりましてエコライフ生活推進の啓発、また環境保全活動推進事業による市民参加の環境イベントでの体験学習により、市民の環境意識の啓発を図っております。また、来年度からは前段のご質問でお答えいたしました環境省の我が家の環境大臣事業により、インターネットによるエコファミリー登録制度が開始いたしますので、多数の参加をしていただけるように広報誌などで広く市民に参加を呼びかけることに

よりまして、家族単位での環境学習の実践が可能となるよう努力をしていきたいと考えております。

続きまして、事業者への行動指針の啓発につきましては、市内30社の製造業と締結しております環境保全協定の見直し作業を現在行っておるところでございますけれども、この改正内容につきましては、事業者の公害防止抑制管理にとどまらず、環境への負荷の低減も考慮した協定として協議を進めてまいりたいと思います。また、今後製造業以外の事業者に対しましても、積極的に推進してまいります。

行政の環境行動指針としましては、まず一事業所として事業活動の中で行う環境保全の取り組みとして、ISO14001の認証取得によりまして、日常業務における環境負荷低減の取り組みを実践しております。また、各施策の環境保全対策としましては、今後庁内に環境施策推進本部を設置することにより、各事業に関連する環境影響について管理をいたします。

以上の点により、今後も環境行動指針を推進いたしますが、平成17年度から18年度の2カ年間に おきまして、野洲市としての新たな環境基本計画の策定を予定しております。

最後に、5点目のご質問の脱温暖化キャンペーンの実施についてでございますけれども、現在一般的に地球環境への漠然とした不安や地球温暖化に対する関心は高まっているものの、一人ひとりが温暖化防止のための具体的な行動までには至っていないのが現状でございます。そこで、環境省におきましては、来年度6月の環境月間において、温暖化防止キャンペーンを予定しております。野洲市におきましてもこのキャンペーンに同調し、市民の温暖化防止に対する意識の高揚を図る取り組みといたしまして、ホームページ、広報等を広く利用し、市民に温暖化防止のための利活用できる情報を提供することによりまして、温暖化防止活動を啓蒙いたしたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 梶山議員の3点目の歩いて暮らせるまちづくりについてお答えいたします。

歩いて暮らせるまちづくりの野洲市といたしましては、現在取り組みを進めている交通バリアフリー施策を市内各地域へ展開して、快適な移動を実現させ、商業者、市民、行政が協働して野洲市のポテンシャルを引き出し、また創造し、歩くことが楽しくなる魅力ある地域づくりを進めていきたいと考えております。

また、野洲市内に点在する集落などの点を線で結び、面としてとらえるため、市内循環バスの路線を市内全域に拡充し、バリアフリーの施策強化とあわせて、歩くことが楽しいまちづくりを進めていきたいと考えております。これらのことを総合的に勘案すると、議員のおっしゃるように歩いて暮らせるまちづくりが、環境にも優しいコミュニティーのまちづくりの実現に結びつくものと思われまます。野洲市では、来年度より総合計画の策定に着手しますので、この中でこれらの考え方を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 梶山議員の次世代育成支援対策の強化についてお答えをします。このことについては、また後ほどもう一方質問をされておりますので、このことについては私の方からお答えをさせていただこうと、こういうように思います。

現在、我が国では急激な少子化が進んでいます。国においては、これまでに行ってきたさまざまな少子化対策に加え、さらにもう一段階対策を進めるために平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定し、地域における子育ての体制整備を目的に、子育て支援対策事業の方向性や目標を総合的に定める市町村子育て支援行動計画の策定が義務付けられました。計画期間は平成17年から平成26年までの10カ年となっております。本市における計画策定の取り組み経過ですが、平成15年度から両町で学識経験者、民生児童委員、保護者会、一般公募等からなる計画策定委員会を設置し、育児のニーズ調査をはじめ、地域における育児課題等について協議をしてまいりました。10月の合併後、策定委員会を一本化し、野洲市次世代育成支援対策地域協議会として、両町の取り組みを引き継ぎ、今年の3月を目標に、現在最終調整に入っている状況であります。

以上が取り組みの進捗状況であります。次にご質問のこの計画の対象事業の整備数と時期についてでございますが、つどいの広場事業は1カ所、ファミリーサポートセンター事業も1カ所、乳幼児健康支援一次預かり事業が2カ所、いずれも平成21年度までの整備計画といたしています。子育て短期支援、育児支援家庭訪問事業については、最終年度までには実施していく計画であります。いずれにしても、誰もが安心して豊かな子育てができるよう、保護者をはじめ地域の関係団体と連携し、体制整備に努めてまいり所存でございますので、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 梶山議員。

6番（梶山幾世君） それでは再質問をさせていただきます。

まずはじめに地球温暖化防止対策についてでございますが、今さまざまな取り組みの計画、教育委員会の方と環境経済部の方で言っていたいただきましたけれども、まず学校での環境教育について、もう一度お伺いしたいと思います。国の方では、将来を担う子どもたちが、地球温暖化問題の重大性を認識し、また理解し、地球温暖化防止のための行動が習慣として実行できるようにするために、学校向けの地球温暖化学習教材の作成事業に今取り組もうとしております。これは、学校の先生が的確かつ負担が少なく、地球温暖化問題について授業ができるよう副読本として作成し、全国の小中高校の要望に応じて配布していくとっております。効果的な環境教育をしていく上で、この教材は欠かせない教材だと考えます。作成された折にはぜひこの教材を活用して、先ほど答弁にありました副読本「あおい琵琶湖」とあわせて取り組んではいかがかと思いますが、この件について見解をお伺いいたします。

また、燃料電池については、各家庭、学校、企業等への働きがこれからだとは思いますが、国といたしましても、学校への設置に対しては自治体に補助金を設置するということが今計画しておりますので、ぜひ取り入れる方向で考えていただきたいというふうに思います。新聞を見ておりますと、この件に関して、2002年2月の施政方針演説で小泉首相は、燃料電池は時代の扉を開くかぎ、家庭用電源として3年以内の実用化を目指すと表明されております。資源エネルギー庁は、4月から家庭用燃料電池の販売会社に対する補助事業をスタートさせ、一般家庭への普及を後押しする。また同庁としては4年後の2010年に120万台、20年には570万台の設置を目指しているというふうに記事が出ておりました。また東京ガスは2月8日、荏原バロードと松下電器産業の両社と共同開発した家庭用燃料電池のリース事業を、東京都と神奈川、千葉の両県及び埼玉県南部に限定してスタートしたという記事の中で、今年度末までの設置目標は200台、これまでに資料請求が640件、申し込みは70件を超えており、かなり反響が大きいというふうな記事も出ておまして、これから燃料電池の普及は間違いのないと思いますし、国も補助金を出すとっておりますので、ぜひ積極的に検討していただきたいというふうに思います。

次に、家庭における全員参加の環境教育においての、先ほど答弁がありました環境省の事業であるエコファミリーの代表を環境大臣と認定し、優秀な家庭を表彰していくという国の事業を活用していただけるということで答弁がありました。この事業をうまく活用して、各家庭でそれぞれが家庭の代表を環境大臣と呼びながら、楽しいエコファミリーの取

り組みができるように積極的な働きかけをして、CO₂の削減に取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

次に、環境基本計画の環境行動指針への啓発についてでございますが、私もこの行動計画については、過去に一度説明させてもらったことがあるのですが、特に市民にできる100項目の環境行動がこちらの方に出ておりまして、100の項目と最後に一つ自分で何ができると考えていくというクエスチョンマークがついた項目で、全部で101項目がこちらの方に掲げてありますが、やはりこれは非常に立派な項目として、冊子もすばらしい内容でまとめてあります。実践できるような形でつくっていただいておりますが、この基本計画ができた段階に町民のできる行動指針ということで、全戸にこの100のチェック項目が配布されました。私もそのときには感動というのか、取り組まなければならないという思いで自分もチェックしながら、また小さな会合等にはこの資料を持って、お互いにチェックし合ったことがあるのですが、皆さんにお伺いしましたら、来ていることも知らなかったとか、今ではすっかりそういうものは知らないということで、いつのまにかこの行動指針が忘れられているのが現状です。せっかく立派な行動計画ができて、これが実践して生かされなければ、本当にもったいない計画で終わってしまうこととなりますので、この行動計画、これから2年間かけて市としても作成されますが、野洲町としてつくった内容、すばらしい項目としてまとめてありますので、再度こういったチェックできる項目を皆さんがチェックできるような形で取り組んでいただきたいと思います。

先ほど、広報の中でそういう取り組みを掲げているということがありましたけれども、具体的に私も2月の広報を見せていただきましたけれども、文章でいろいろな取り組みが書かれていますので、文字ばかり並んでいると、なかなか最後まで読み切るといのは、私もそうなのですが、普通隅から隅まで読む方というのは少ないと思うんですね。そういう面では、ぱっと見てチェックできる項目で推進していった方が効果的ではないかというふうに思いますので、広報誌の中で何項目か、100項目のうちの5項目でも、まずキッチンでできることは今回チェックしましょうとか、洗濯や掃除のときはどうですかとか、おでかけのときはこういうふうにしましょうとかいう形で働きかけを広報の中で、一緒にチェックしていくというような方法をぜひ載せていただきたいと思います。その点についてお伺いいたします。

次、5点目として脱温暖化キャンペーンについてでございますが、先ほども、この6月に怒濤のごとく全国に大展開していくということで打ち出されておりますが、先ほどの答

弁ですと、そういう打ち出しをホームページとか広報等で啓発していくということでしたけれども、それだけに終わらずに、やはりそういうのは受け身になってきますので、この温暖化防止、脱温暖化キャンペーンとして、野洲市として独自の取り組みを立案していつてはどうかと思いますが、その点の見解をもう一度お伺いいたします。

次に、学校・子どもたちの安全確保についてお伺いいたします。先ほどから項目につきましてほとんど、昨日からも非常に質問もありまして、答弁いただき、取り組んでいくということで伺いましたけれども、特に学校安全ボランティア・スクールガードの育成、これは国の施策としてもこれから各都道府県にスクールガード養成講習会を実施し、警備上のポイントや不審者への対応等を指導、育成していくというふうに打ち出しております。野洲市もこういった取り組みをされているところに、やはり多くの方を募集してそういうところに送り込んでいただいて、専門的というのですか、そういう育成をぜひしていただいて、またボランティアとしてスクールガードの配置に努めていただきたいというふうに思います。

それから、次に見守り隊の設置についてでございますが、先ほど、安全パトロールを自転車に取り付けてしていただいているということで答弁がありましたけれども、私もせっかく小学校の保護者の方何人かと懇談会をしておりました折に、このことをおっしゃってございました。子どもを見守ろうということで、先ほど安全パトロールということでおっしゃってございましたけれども、野洲小学校の保護者の方から、最近になってちょっとかたいので、こういった子どもを見守ろうという、こういうプレートをつくって、今小学校の保護者の方が積極的に自転車のかごのところに付けたり、また車に張り付けたりしながら、見えるところにおいて努めているそうです。これをこのたび保育園の保護者の方にもお願いして、保育園、幼稚園の方にも普及し始めたということで聞いておりますが、まだまだ一部の取り組みなので、これを地域へ、また民生委員、補導委員、地域の役員とか、いろんな方々がこれを持って、本当に野洲市内ではみんなが地域ぐるみで子どもたちをこうして見守っていますよということを、ぜひアピールしていただきたいという要望もありました。先ほど、そういうことをされているということで答弁ありましたけれども、今野洲小学校だけ聞いているのですけれども、全校がこういう取り組みをされているのでしょうか。どういう実態なのか再度お伺いいたします。

それから、防犯パトロールについてでございますが、先ほどパトロールをしているということでしたけれども、通勤の途上、通勤時間にボランティアでもいいですし、また行政

の活用等、車でのパトロール、例えば車にステッカーを張ってパトロールしていくとか、また放送を入れた、現在パトロール中とか、そういった子どもたちが安心できるような雰囲気にしていくということが非常に大事ではないかと思えます。随分前ですけれども、ある新聞を見ておりましたら、公用車には全部パトロール中というステッカーを張って、走っているときはパトロール中なのだということをアピールしているという記事が出ておりましたけれども、そういうことも一つの対策ではないかと思えますが、パトロール方法についてはさまざまな工夫をしていただいて、効果的な呼びかけをぜひしていただきたいと思えます。ここでは、見守り隊のことについて再度お願いいたします。

続きまして、歩いて暮らせるまちづくりについてでございますが、今総務部長の方から、交通バリアフリー法ができたことを機会に、これから安心して歩けるバリアフリーを中心にした取り組み、また各自治会の点と線を結んで全体を面にしていく。そして歩いて楽しいまちづくりにということで答弁いただき、野洲市総合計画の中で検討していくということですので、ぜひこのことは歩いて暮らせるまちということも頭に入れながら、計画にぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

私は最後のところに、この取り組みについて商工会との連携をも含めて歩いて暮らせるまちづくり、また先ほど少し触れましたけれども、今店がなくなりました近江富士団地におきましては、とても買い物に行けなくて不便でどうしたらいいのだろうかという声も、特に高齢者の方から、車がある方は好きなどころに行けるからいいとおっしゃっているのですけれども、やはりこれから高齢化社会に向けては、毎日の生活に必要なものが身近にないということは、快適な暮らしとは言えないと思えます。今までもかねてから課題になっております近江富士団地のようなところの取り組み、どのような対策を考えておられるのか。それも含めて、また商工会の連携を含めた歩いて暮らせるまちづくりへの思いというのですか、今後の取り組みについて環境経済部長の方にお伺いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、次世代育成支援対策の強化については、今回上げています事業については、行動計画の中で取り組んでいただけということで答弁いただきましたが、この事業、特にファミリーサポートセンターは保護者の方とか非常にニーズが多くて、早くそういう施設をつくってほしいという声もたくさん聞いております。また、現在保育園によっては待機者が、一時待機者も少なかったのですけれども、待機者も出てきて非常に不便を感じている保護者の方もいらっしゃいますので、こうして取り組んでいただけることについては、

今後本当に安心して子どもが生める対策としては非常にありがたいというふうに皆さん思っていたらと思うのですが、この事業の計画、年度ごとにどの事業が行われるのか再度お伺いしたいと思っておりますので、以上よろしくお願ひいたします。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） それでは、梶山議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず1つ目の地球温暖化に関する関係でございますが、梶山議員も先ほどおっしゃっていただきましたように、地球温暖化問題に関する児童・生徒への効果的な環境教育実践事業ということで、国の方が示しておりますこうした副読本につきましては、国が作成されるということをお聞ひしておりますので、こうした副読本を今後学校の学習に有効に活用していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

そしてもう一点の燃料電池の関係でございます。これも梶山議員がおっしゃるように、平成17年度では、お聞ひしておりますと補助基本額が1,000万円で、17年度は全国ベースで10個当たりの燃料電池の導入についてという計画をお聞ひしております。これらの事業につきましては、先ほども答弁いたしましたように、今後さらに研究、調査を進めていきたいと思ひます。特に今後はそうした中で学校の整備等も検討していくということをご了解いただきたいと思ひます。

それと、先ほどの保護者における自転車等のパトロール隊でございますが、これにつきましては、先ほどステッカー等もお示しいただいたように、平成16年度には祇王小学校、三上小学校、野洲小学校、そして北野小学校の4つの小学校で実施しているということで、残りの篠原小学校についても17年度は実施してもらえるように進めていきたいと思っております。それと、中主小学校ではそれぞれ地域安全リーダーによる声かけ運動という形で行っていただいておりますので、ご答弁いたします。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 梶山議員の再質問でございますけれども、環境基本計画の行動指針の啓発の件でございますが、行動指針の100項目でございますけれども、この行動指針、みんなが取り組む環境行動指針というようなことで、市民の行動指針をうたっておられるわけでございますけれども、家庭で取り組める100項目についての目標を設定させていただいているということでございます。これにつきましては、家庭内で実施をしていただきます具体的なそうした目標設定、あるいはまた実践の確認ということが指針の

中でできるようになっておりますので、市民の方に広く取り組んでいただきたいというふうに考えております。そうしたことで、今後市の広報誌等によりまして、この100項目の環境の行動につままして取り組んでいただくように、広く市民の方に紹介させていただきたいというふうに考えております。その紹介の仕方につまましては、議員もおっしゃっていただきましたように、わたりにくいというようなこともございますので、毎月そうしたテーマを決めた中で紹介をさせていただくというふうにしたらどうかというふうに考えております。そうしたことで、環境基本計画、17年度、18年度と2カ年間で見直しをさせてもらうわけでございますけれども、市民の行動指針というようなことで、広く普及できるように今後も進めていきたいというふうに考えております。

それと、脱温暖化キャンペーンの実施の件でございますけれども、環境省の方で6月の環境月間においてこうしたキャンペーンを大々的に実施するというようなことで、これの事業費につまましては約30億円程度の予算をもってこうしたキャンペーンを計画されておるというようなことを把握させてもらっております。野洲市におきましては、一人ひとりがそうしたキャンペーンに取り組んでいただけるような環境、エコライフ的な活動につまましての情報について、先ほどと同じようなことでございますけれども、市のホームページとか広報誌等のそうした広報媒体を使いまして、広く提供させていただきたいというふうに考えております。また、ご要望等ございましたら、各自治会単位での先ほどのエコ・コミュニティにつままして、ちょっと紹介させてもらいましたけれども、そうした自治会単位での取り組みをしていただく中で、環境のことについてのご理解を深めていただくというようなことも大切だと考えておりますので、今後少しでも多くの市民の方々に理解していただきますよう努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それと、歩いて暮らせるまちづくりの中で、近江富士団地のAコープの跡地の件でございますけれども、平成9年にAコープのおうみ富士店、JAのおうみ富士店が撤退をいたしましてから今日まで、近くに生鮮食料品店がないという状況につまましては、市の方につまましても十分認識をさせていただいておるという段階でございます。そうしたことから、各学区単位の行政懇談会等におきまして、そうした誘致の要望をいただいておりますけれども、いずれにしましても、所有者がJAおうみ富士というようなことでございますので、JAの方には前向きに取り組んでいただくようお願いをしておるわけでございます。そしてまた、商業振興という観点から、商工会におきましても商業活性

化対策事業の取り組みを実施されているというようなことでございますので、この事業に対して、市といたしましても支援をしておるわけでございますが、今年度につきましては野洲駅の南口の周辺とあわせまして、今の近江富士団地周辺の未利用地に関する有効活用の検討をしていただいておりますので、今後につなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、歩いて暮らせるまちづくりに対する商工会の取り組みの関係でございますけれども、商工会が行われます事業と連携をしていく中におきまして、商工会の方で実施されます地域商工業の振興など、地域の活性化につながる事業の中に、そうした歩いて暮らせるまちづくりの視点を入れた取り組みとしていただけますように支援をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 梶山議員の次世代育成支援対策についてのファミリーサポート事業等の実施計画年度についての再度のご質問にお答えをいたします。

まず17年度に、休日保育、夜間保育、一時保育を計画しております。また、ニーズの高いファミリーサポートセンター事業でございますが、17年度に体制整備を行いまして、18年度には開設をしたいと考えております。同じく18年度にはつどいの広場あるいは病児保育の増加をもう一カ所ということで、全般的に前倒しという形で事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 梶山議員。

6番（梶山幾世君） それでは、最後に地球温暖化防止対策、野洲市が先駆を切って取り組んでいただいていることとあわせて、今いろんな方向の答弁をいただきましたが、いずれにいたしましても、これからは市民一人ひとりが自分で何ができるかを考え、できることを意識して、また努力していくことが最も大事だと思います。言って幾らわかっても、常に生活の中で意識がなければ行動にも表れませんので、そういう啓発をどんどん、行政にできることということで取り組んでいただければと思います。

先日、また新聞を見ておりましたら、こうした家庭を中心としたCO₂削減への取り組みを本当に全家庭が意識して取り組むようになると、この温暖化防止対策、2割は削減できるというふうに出ておりました。一人ひとりを結集した力というのは本当に大きな結果が

出るのだなということで、私自身も意識して取り組まなければいけないと思った次第です。

また先日、2月16日の京都議定書が発効した日に、そのときの新聞が後日出ていたのですけれども、環境問題に取り組まれてノーベル平和賞を受けられたケニアの環境副大臣のワンガリー・マータイさんという方の記事が、対談がずっと出ておりまして、その中でユニークだなというふうに思いましたのは、このマータイさんは、日本にはもったいないという言葉の文化があるというふうに書いてありまして、これからこの日本にあるもったいない、先ほど私も、この環境基本計画を使わないともったいないというふうにこれを使わせてもらったのですけれども、もったいないという素晴らしい価値観があるので、このもったいないという価値観をこれから環境運動を進めていく中で、全世界に進めていきたいと。外国語でもったいないというのはどういうのかしらと思いながら、ふと考えたのですけれども、そういうふうにはっきりと、新聞の対談ですけれどもおっしゃってありました。本当にこのことが意識に残ったのですけれども、これを見まして、また私たちも、今後家庭の中でもったいないを合い言葉に使っていったらどうかというふうに提案しておきたいと思いますので、またこれからの施策の中で取り入れていただければというふうに思います。これは要望です。

それから、学校・子どもたちの安全確保についてなのですけれども、学校への警備員の配置、そういう計画はないのでしょうか。昨日答弁にも、ちょっと私も聞き漏らしたかと思うのですけれども、学校のことたくさん答弁いただいていたようなのですけれども、今日の読売新聞の一面にもぼんと、先ほどちょっと数を言っていましたけれども、760校に警備員ということで、警察OB6カ月から配置、大阪市ということで出ておりましたね。本当に今、こういう取り組みが一生懸命、子どもの安全を守るために取り組まれているところですが、校内の安全パトロールとか配置について、再度お伺いしたいと思います。

それにあわせて、今回の事件は今まで子どもを守ろうということで取り組んできましたけれども、学校の教職員が事件に遭ったという悲惨な事件になったのですけれども、そのときにはわからない子どもの成長過程でこういうことが起きるといことは、また子どもたちの安全確保と共に、今いる子どもたちが加害者にならないように、原因が、加害者の要因としては不登校とかいじめ、また引きこもり等が原因だというふうにも言われておりますので、そういう方たちへの見守りですね、そしてまた生徒たちそれぞれに思いやりのある子どもたちに育てていくことも大事かと思っておりますので、その点の取り組みもあわせて

再度答弁いただきたいというふうに思います。

地球温暖化防止の件でちょっと済みません。前後して申しわけないです。キャンペーンの実施、再質問と同じような答弁で、キャンペーンへの実質的な取り組みは考えてはいられないのでしょうか。企画、立案とか、何かしようとかいうことは全く考えないという思いで、キャンペーンが出たときに乗っかろうという思いなのではないのでしょうか。そういう打ち出しがあることで、6月に向けて野洲市独自で何か変わったことを、私は何かイベントをしていただきたいというふうに思うのですけれども、ぜひそういう企画、立案をしていただきたいというふうに思うのですけれども、その件について再度答弁をいただきたいというふうに思います。

最後に、次世代育成支援対策の強化につきましては、行動計画も私も目次だけ見せていただいたのですけれども、非常に細かい行動計画が立てられて、その行動計画が実践されれば、非常に子どもを生き育てやすい環境になっていくということなので、本当にこれからの若い人たちにとってはすばらしい行動計画になると思いますので、この実現に向けて、余り事業が遅れることがないように、計画どおりきちっと進めていただきますようよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 梶原議員の再度の質問でございます。特に学校の施設整備の関係でございます。これにつきましては、警備員の配置につきましては、教育長の方からも答弁いたしましたように、今のところ警備員の配置は考えておりません。そうしたことから、特に最近の新聞等にも載っておりますように、教職員の防衛ということで、「刺股」の配置ということで、これは全幼小中学校にそれぞれ3セットを配置しております。また、野洲市での学校等で火災非常ベル、これは非常のときにしか使えないということですが、これは湖南消防本部と提携いたしまして、侵入者が入ってきた場合には各階に付いていますボタンのスイッチを押していただきまして、消防署との連絡等という体制もっておりますので、今後学校の安全確保については、いろいろな形で考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 梶山議員さんの再々質問ということでございますけれど

も、脱地球温暖化キャンペーンということで、広報の啓発ぐらいのことでしょうかということでございますけれども、これにつきましては6月の環境月間に合わせましてそうしたキャンペーンが大々的に、先ほど申しました30億円という予算の中でやられるわけでございます。今のところ、その中身につきましてはもう少し、把握できておるのは金額程度でございますので、そのときにまたいろいろ、当然官民一体となって実施するというようなことになっておりますので、市民の方々もそうした中でのキャンペーンに参加いただけるような、現在やっております環境のそうしたイベント等の中におきまして、そのキャンペーンもあわせて実施できればというように考えておりますので、ちょっと今のところはっきりした、国の中身も見えてきておらない段階でございますので、こちらの方としましてもこういうことをやりますというようなことははっきりお伝えできませんけれども、官民一体となってやるというようなことでございますので、そうした中でやっていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。以上。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第5号、第21番 田中榮太郎君。

21番（田中榮太郎君） 21番、田中榮太郎でございます。一昨日以来、議案質疑、また代表質問によっていろいろと財政面において個々に質問がされましたので、私は財政運営への取り組みについて、私なりの質問をさせていただきます。

合併後、17年度野洲市の初の年間予算がまちづくりに向けて発表されました。職員の方におかれましては、行政運営にも少し市として軌道に乗ってこられたことと存じます。今日まで運営にあたってこられました市長はじめ関係職員の皆さんに対して、心より敬意を表するものでございます。山崎初代市長が誕生して初登庁の言葉に、市民協働、地域福祉など、重点施策を説明された後に、市としては新しいが、他市から注目される行政運営を目指して、他市を追い越すぐらいの意気込みを持ってほしい、また職員には市役所が公共サービスを提供する事業所であるという意識を持って、今後厳しく接していくと話されました。今後の実績を期待するものであります。予算編成にあたって、歳入面において国と地方との税財政改革すなわち三位一体改革による財源の流れの変化に伴い、国、県の交付金、補助金等の削減により困惑されたようにも聞いております。果たして、三位一体改革によって住民の自己負担はあったのか。あるとすればどれぐらいの影響があったのか伺います。

一方、歳出面においては、今後の新市まちづくりは合併後10カ年間に於いて財政支援

を受けながら並行して進められるようですが、結果、合併してもまた税源移譲されても、
税収がふえる展望はなく、公共事業を削減しても財源の余裕は生まれてこないのでありま
す。社会保障は膨らみ続け、結局は財政負担の問題に行き着き、財政はふやせなく、政策
の優先順位の力強い政策も打てない状況の中で、市民の皆さんは合併後どんなまちになる
か期待されております。幾らまちづくりが先行しても、それを遂行する手順と財政的な裏
付けがなければ絵にかいたもちと思われれます。今後地方自治体の財政がどのような形にな
っていくかは流動的ですが、それを見据えながら地域社会像をつくっていかねばなり
ません。それには、今日までは国、県といった上位団体の意思決定に基づいて収入を得て
きた依存財源から抜け出し、自立した市財政の立て直しと健全な財政運営の取り組みが必
要となるが、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 田中議員さんの財政運営の取り組みについてお答えを申し上
げたいと思います。

まず、第1点目の三位一体改革による住民の自己負担についてでございますが、ご承知
のとおり三位一体の改革は、庫補助金あるいは負担金、また交付税及び地方税の改革につ
ながるものでございまして、直接的には住民の負担の増にはつながりませんが、ただいま
も質問の中でおっしゃいましたように、間接的にはやはり住民の負担につながるというこ
とですね。例えば、旧野洲町では保育料の事務的経費の削減が行われた。この削減を行わ
れた補てんには、やっぱり市民税で補てんをしたということですね。直接そのことによっ
て税率を上げたということではないにしても、間接的には住民の負担転嫁に変わっていつ
ているということも言えると思いますし、介護保険、昨日から問題になっておりましたあ
の事務費についても、負担金を削減してきたということになります。ただ、そこで削減を
されたから今までどおりに市税からそれを転嫁し補てんをしようという考えでは、やっぱ
りいけないであろうと。こういう思いをいたしまして、他に税源を求めるわけにもいきま
せんので、金の要らないような方法で同じような施策を模索していかないといけないと、
こんなふうにも思います。だから、三位一体改革で税源移譲が明確になった時点で、そう
した財政構造の問題については抜本的に考え直さないといけないと、こういう思いをいた
しております。

そこで税源なのですが、おっしゃるように、今まで国と地方は上下主従の関係でござい
ました。これからは地方分権を踏まえて、やはり対等、平等であって協力体制であろうと、

こういうふうに思いますときに、今現在所得税として国に納めておりますそれぞれの税金が、仮に市税として戻されるものなら、その辺は自主財源として有効な充当をしていきたいというような思いもいたします。そういうことから、税源の確保については何としても今まで以上に確保していきたいという思いを持っておりますのと、もう一点は、やはり常々申し上げておりますとおり、市民の行政への参画、だから金銭的な負担を求めるのか、行政に参画をして負担をしていただくのか、こういう求め方があるのではないかと、こんなふうにも思います。今後は後者を優先的にしながら、今まで役場がするからいいのではないかと、そんなことという言葉はなくして、我々自らがやっていくのだというような意識を住民の皆さんに持っていただければこそ、本来の地方分権のあり方、その中での三位一体の改革の効果が表れるのではないかと、こんなふうにも思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

21番（田中榮太郎君） 三位一体改革によつての住民負担は直接にはなかったということでございますので、いずれにしても我々負担は少なくサービスは最大にというような思いがございますので、今後そういったことを踏まえながら財政運営に携わっていただきたいと思っております。

また、地方分権にふさわしい三位一体改革という聞き慣れない言葉が一昨年から浮上してきたわけでございますけれども、これは国の財政再建ではなく、我々身近な自治体の自己決定、自己責任を拡大し、財政や自由度を高める新しい世紀の時代の流れの改革ではなからうかと、私は認識しております。一言に財政と申しますが、非常に構造的に一般住民の立場と考へたときに、非常に難しい構造状況でございますので、今も市長から回答いただきましたように、市民参画時代だということの中で、やはり結果として財政状況を年に2回、地方自治法第243条の3第1項の既定によつて、6月と12月、いろいろな形で、広報等の形で公表されておりますが、果たして住民の立場として財政全般にわたつて説明責任を果たしているのか、ただ形式的にやっているのかということに、住民として疑問を抱くわけでございます。

そこで、責任を果たしていられるのであれば、条文が住民にとって財政がわかるようにもっと透明化を図り、財政議論の場に材料が十分提供され、住民が判断したり意見を述べる機会をつくることも行政の責務ではなからうかなと。またそれによつて、市民が理解し

ていく。そういう中で、先ほども回答の中でおっしゃいましたように、市民と協働のまちづくりではなかろうかなと。わからないなりの協働ではなく、やはりそういうような流れ、構造を知って初めて協働が生まれてくるのではなかろうかなという思いをしておりますので、その点市長はどのように考えておられるのか。再度質問させていただきます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 再度のご質問でございますが、我々が行政課題を的確に処理し、住民の皆さんの付託に応える。これが根底にある行政の姿勢なのですが、おっしゃるとおり、やはり情報の提供ということが一番肝心であろうと。情報を公開して、我々がやろうとしていることを住民の皆さんにご理解いただく、これが根本的であろうと。ご理解のない、認識のないままに進めることによって、効果が低くなるという思いもいたします。そこで、私は説明責任を果たすためにはまず情報公開、それとおっしゃるように243条の3の第2項の財政の公表は、これは事務的な公表の仕方でございますので、町報に載せましても数字が並んでいるだけで理解がしにくい。大きな数字だなど、こんな認識だと思えますから、いわゆる執行した効率をどのように評価するかということは、私が申し上げておりますとおり行政評価システムだと。だから、情報公開と行政評価をかみ合わせて、住民の皆さんに理解をしていただいてどれだけの効果があったのか、どういうふうに税金を使ったのかということを理解していただく。このことによって、納める税金から納めていただく税金に変わっていくのではないかと、こんな思いもいたしますので、これから私は行政評価システムをきちっと住民の皆さんに公表しながら説明責任を果たして、そして行政に参画をしていただく。こんな思いをしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 田中榮太郎君。

21番（田中榮太郎君） 先ほどいろいろ、自己決定、自己責任の時代が来たということとありますので、これは自己決定、自己責任を行政が補ってくれれば幸いですけれども、そういう意味ではなくして、やはり協働で責任を持っていくためには、中身を知らないことには納得がいかない。またいろいろの問題、課題が発生していくのではないかなという思いで、私は尋ねさせていただいたわけでございます。今後、十分にこういうことも、住民の立場になって非常にわかりにくい財政面を住民の皆さんに理解していただき、協働していただくように健全財政運営に努めていただきたいという思いでございますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

議長（秦 眞治君） それでは暫時休憩いたします。50分まで休憩いたします。

（午後2時35分 休憩）

（午後2時50分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6号、第9番 藤下茂昭君。

9番（藤下茂昭君） 9番、藤下です。

まずはじめに、乙窪工業団地へのイオン株式会社の受け入れについて質問いたします。

前回、平成16年12月定例議会におきまして一般質問を行ったところでございますが、その際私の質問に対して回答が不適切であったり、あるいはまた不十分であった点に対して、まず誠意を持ってお答えいただきたいと思います。さらには、その後イオン株式会社との交渉を進め、あるいはいろいろな対策を講じてきたとは思いますが、このことも明らかにしていただきたいと思います。イオン受け入れ問題については、昨日我が豊政会の河野議員が代表質問をしておられますし、他の議員も質問されているので、できるだけ重複することは避けたいと思いますが、特に次の問題について質問をいたします。

まず財政的見地から、イオンとの契約内容については、賃貸料の額、経済情勢の変動に伴う賃貸料の改定、保証金の額等について、将来の市民に負の遺産を残さないという条件を獲得することが至上命題だと思えます。その上に立ってイオンとの交渉をすべきであります。見解をお伺いしたいと思います。

2点目は、周辺の商業者、住民、あるいは自治会等に対して、とりわけ中小の小売店に対して講ずる措置、対策、どういう風にするのか、その点を明らかにしていただきたいと思えます。

3点目は、交通安全、防犯、青少年健全育成などの環境問題に対する対策をどうするのか、これもお聞きしたいと思います。

この問題について、前回の一般質問で、各担当部長はいとも簡単に問題はございませんというふうな回答をいただいたように受けておりますが、しかし既にイオンの進出している先例地における事例、あるいは警察機関等の報道によれば、24時間営業や深夜営業の大規模小売店周辺地域では、交通、防犯、青少年問題など、事件が多発しておりまして、憂慮すべき事態だということを聞いております。再度の質問をいたしまして、総務部、市民健康福祉部、あるいは教育部の各責任者の明確な回答を求めるものであります。

次に、福祉バス・市の公用バスの利用について質問いたします。

合併に伴って、ほとんどの市民団体も合併をしたか、あるいは近い将来合併する方向に進んでいますが、当然その会員数もふえ、団体の規模が大きくなってきます。こうした団体は、従来から各種の大会や研修のために、福祉バスを利用してきました。ところが、合併後、団体によっては福祉バスの定員を上回る参加者がある場合、福祉バス1台では到底賄いきれません。そのために、非常に困っているという例が生じております。現に、平成17年度の利用申し込みに際して、年間の使用回数を制限されている福祉団体があるので、現在、福祉バスの所管は市民健康福祉部が、また市の公用バスは総務部が所管をしておられます。市民が福祉バスや市バスを身近に有効に利用できるための手だてとして、福祉バスの配備をふやすなり、あるいは市バスの転用を図るなりの措置が必要と考えますが、当局の見解をお聞きいたします。

最後に、少子高齢化と幼保一元化について質問いたします。

これもまた、昨日の代表質問等で出されたことではありますが、私は少し違った角度から質問したいと思えます。皆さんのお手元に児童・生徒数の推移ともう一つ年齢別人口の推移、この2つの資料をお配りいたしました。この資料からもおわかりのように、少子高齢化の加速は、我が野洲市でも急速に進んでおります。例えば、小学校の児童数あるいは中学校の生徒数で、平成元年、今から16年前ですが、この数からどの学校も100名以上の減少となっておりまして、小学校では約1,000名、中学校でも1,000名の児童・生徒が減少しております。

それから、高齢化の問題でありますけれども、これも平成17年、本年でありますけれども、ゼロ歳から14歳の割合が15.5%、これに反して65歳以上が16.2%と、ほぼ拮抗した割合となっております。そしてまた、合併後の平成22年、5年後でありますけれども、ゼロ歳から14歳までのいわゆる若年層の率が15.3%、これに反して65歳以上の高齢者が19.2%と、逆転すると推測されております。また、10年後の平成27年ですが、これも完全に9ポイント近くも高齢者が多いというような状況であります。したがって、少子高齢化の対策は、今や国家的課題となっております。

そういう意味では、保育所と幼稚園の一元化に向けて、平成17年度予算に総合施設モデル事業が繰り込まれたと聞いております。これは多様な保育ニーズに対応する施策であり、また自治体独自の基準で設置することができるようであります。既に保育所の不足が待機児童の増加を生み、片や幼稚園の過剰が幼稚園自らの縮小や廃園を促しているという

減少が大都市やその衛星都市で行っております。このようないびつな減少は、我が野洲市においても起きているのであります。

こうした少子高齢化に対応するために、国で少子高齢省というような機関を設置したり、あるいはまた今多くの自治体で取り入れられております特区を設けてはどうかというふうな提唱さえされているのであります。わが野洲市においても、近い将来必ずやってくる少子高齢化に対処するために、行政組織として少子高齢課を設置する必要性が生じるのではないのでしょうか。現在の縦割り行政を見直して、少子高齢化、幼保一元化に対する行政の考えを聞くと共に、解決に果敢に取り組んでいただきたいと思います。そうしたことに關する行政施策を伺いたいと思います。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） それでは、藤下議員さんの1点目のイオンの受け入れについてのご答弁をさせていただきます。

まず1点目の財政的見地から、契約内容、経済条件を適切なものにするためのイオンとの交渉についての質問でございますけれども、まず賃借料についてであります。約5ヘクタールの広大な土地の賃貸借で、しかも使用条件が制限される事業用借地権契約でありますことから、賃料は低いとは考えておりません。また、リースにおけます土地鑑定結果により、適正な価格であると確認を行ったところでもございます。そうしたことから、賃借料につきましては、月額1坪590円が妥当な価格であると考えております。

次に、敷金に関してでございますけれども、相手の信用力も勘案すべきものとなりますので、一概に言えないと思いますし、イオンの基本出店タイプでは月額賃料は3カ月分であるところを、過去の交渉過程で5カ月分に増額した経緯もございます。

2点目の周辺の商店などや自治会への対策措置についてでございますが、地元商工会とは数度の話し合いの場を持たせていただいております。しかし、支援策等の具体的な協議までは至ってはおりません。今現在、商工会の商業部会で意見集約をされておまして、今後商工会の意見を賜りつつ検討を進めてまいりたいと考えております。

また、周辺自治会への理解と対策についてであります。地元の錦の里自治会への説明はこれから取り組むところでありますが、地域の活性化、さらには利便性の向上を目指す施策として、ご理解を賜りますよう努めてまいり所存でございます。

3点目の交通安全、防犯、青少年健全育成などの対策についてのご質問でございますけれども、大店立地法で調整すべき項目として、交通問題、騒音問題等があります。交通問

題に関しましては、売り場面積に応じた駐車場が義務付けされていて、周辺道路の渋滞や不法駐車が発生を抑制いたします。また、騒音に関しましては同法に基づく基準、特に夜間の騒音は騒音規制法に基づく対応が求められます。また、防犯や青少年健全育成につきましても、大店立地法で調整すべき項目として、地域の防犯や青少年の非行防止の対策への協力、駐車場内の照明の設置や警備員の巡回等の配慮を行うこととなっております。また、イオンに求める協力といたしまして、地域振興に関する協定書で、関係行政機関と連携をして、安全な地域づくりに努めるとの協定を締結しての対応を予定させてもらっています。さらには、同社は企業市民を自負し、地域社会への貢献を基本理念に掲げる企業でもございますので、行政と地域住民、イオンの3者が連携しつつ、対応をいたしたいと考えております。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 藤下議員の福祉バス・市公用バスの利用についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、福祉バスと市大型バスの所管はそれぞれ市民健康福祉部、そして総務部と分かれて所管しております。福祉バス1台に大型バス3台でございます。現在、福祉バス、大型バス、それぞれの管理運営規則に基づき、日々関係機関の方々に利用していただいております。合併後からこの2月末日までの福祉バスの稼働率は45.6%、市大型バスの稼働率は39%であります。今後、利用状況及び利用実態を見ながら、福祉バス、大型バスの台数について検討してまいりたいと考えております。

また、当面の間、福祉バスの台数が不足する場合には、大型バス等管理運営規則を守っていただきまして、遵守していただきまして、大型バスを福祉バスとして利用していただくよう運用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 藤下議員の少子高齢化と幼保一元化についてのご質問にお答えをいたします。

我が国の少子高齢化は、平成9年にゼロ歳から14歳までの子どもの数が、高齢者人口よりも少なくなったこの年以降から始まり、出生率の低下にさらに拍車をかけております。

ご質問のとおり、少子高齢化は社会に及ぼす影響が大きく、労働人口の減少による社会

全体の活力低下や社会保障負担の増加や、親の過剰なまでの子どもに対する期待など、子どもの健全育成にも関わってまいります。本市における少子高齢化は、合併と同時に突入しておりまして、第一次ベビーブームの人口が高齢者になる平成25年ごろには、少子高齢社会が確実なものになると考えております。

ご質問の少子高齢課の設置の必要性についてでございますが、今後の検討課題と考えます。しかし、来年度から取り組みます障害福祉保健計画の策定において、ユニバーサルデザインの視点を盛り込み、誰もが安心して住める優しいまちづくりに努め、少子高齢社会に備えてまいりたいと考えております。

次に、幼保一元化に対する考え方でございますが、先の豊政会の代表質問でお答えをしましたとおりでございます。平成17年度からは学識経験者や関係団体や公募市民などで編成します野洲市乳幼児保育のあり方検討委員会を設置しまして、国の動向を踏まえ、今後本市における乳幼児保育のあり方についての方向性などを示していきたいと考えております。なお、報告書は8月末を目処にまとめる計画であります。

また、ご質問の教育と福祉の縦割り行政についても検討し、方向性を出したいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 藤下議員。

9番（藤下茂昭君） 簡潔に再質問いたします。

福祉バスの利用に対しては、前進のある回答をいただきありがとうございました。やはり、市民福祉の向上ということで、より一層のご尽力をお願い申し上げたいと思います。

そして、まず第1点目のイオンの問題でありますけれども、昨年12月、一般質問で、私は例えるなら煮え切らない鍋料理を食わされて、いささか食中毒にかかったような感じでした。今回はもう少しじっくりと煮込んだ味のよい料理をお願いしたいと、こういうように思っているわけです。いろいろと問題がございますが、イオンの誘致の最大の目的は、本市の財政負担を軽くする、そしてまたイオンの商業地域を基軸とした地域の活性を図っていく、この2つであろうかと思いますが、これまでもいろいろと述べてきましたように、このイオンの進出によって大きな影響を受けるであろう人々への行政としての配慮、こうしたものをもう少しやらなければならないのではないかと、こういうふうに思います。いろいろと市長の答弁等の中から地元との協議、あるいは商店との協議、これから進めていくということですので、その辺はご信頼を申し上げまして、これから地

元の対応、あるいはまたまちの活性化、こうしたものに十分な取り組みをお願い申し上げたい、そういうように思います。

そしてもう一点ですが、先ほども他の方の質疑の中で、近江富士団地の高齢化と生鮮食品店、ここらの問題が出ておりました。この問題につきましても、これによく似たことが先のダイエーグループの整理再生に係る問題で発生をしておりました。皆さんもご承知のとおり、近江八幡ではダイエーの近江八幡店が整理されるということでありまして、この店がなくなりますと、八幡の方々の日常の生活、いわゆる買い物が大変不自由になるということで、先月も近江八幡市長はリストラに上がっているダイエー近江八幡店を存続していただきたいと、こういうことで整理再生機構に懇願されたということが報道されております。私の親戚も旧の八幡の商店街に店を構えておりましたが、このダイエーの出店、もう20何年か前になりますが、その際にダイエーの近くに、たしかサルビア商店街ですか、あそこに出店しておりまして何とかやっていたのですが、いかんせんあそこもくしの歯がこぼれるような状態で、ついに閉鎖をいたしまして残る店もほとんどないというように聞いております。

こういうことで、ひとたび大規模店が撤退いたしますと、周辺の市民は日常の買い物にも不便を余儀なくされるということが生じてまいります。せんだって、旧中主の方でありますけれども、これは琵琶湖の側に住んでおられる方です。もしも大型店が撤退し、これは最悪の場合だと思っておりますけれども、その大規模店が出たばかりに周辺の生鮮食品店、あるいは小型のスーパー、こういうものがなくなりますと、約10キロを超える距離のところを自動車ですら野洲や守山まで買い物にいかなければならないと、こういうことであります。先ほどの近江富士団地の問題ではありませんけれども、その方以上に不便をこうむるわけでありまして。こうしたことも十分頭の中に入れて一つ対応をお願いしたいと思っております。

そしてまた、そうした市民の方々の話と同時に、この野洲市の副都心として、あの周辺のまちづくりということを考えておられ、またその計画があるわけでございますので、経済条件とかいろんな財政の問題、先ほど申しました環境問題、それからいろんな教育問題等も含めたそうした諸課題に対して、行政として自主的な責任と判断をもって対処していただきたいと、こういうように思います。そうしたことで、再度当局の見解を伺います。

それから、少子高齢化につきましては、いろいろ回答をいただきました。その中で、将来の少子高齢化に対するいろんな取り組みを早速やっていくということでありまして、けれども、これはまさしく少子化の問題は女性だけの問題ではございません。せんだっての男女

共同参画のアンケートの中にこんな項目がございました。子どもを生むのはあくまでも女性の意思によってというような項目がございました。ちょっと私、これはどうかと思いました。まずその辺の女性の意識、こういったものを改革していただく、見直していただく必要があろうかと思います。絶対男では出産はできないわけですからその辺のことは、ただこれからの年金や介護とかそういうような問題だけではなくて、人間として一個の動物の種の一つとして、あるいはまたもう少し言うなら日本の民族として、日本人として、あるいはまたこれからの日本国家を支える基盤として、当然無視できない問題ですので、そのようなことを考えながら政策を進めていただきたいと思います。その辺の見解をお伺いしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 藤下議員さんの再質問でございますけれども、何点が質問をいただいたと思いますが、まず影響を受ける人への協議というような話だったと思いますが、当然イオンが出店いたしますと、近隣の商業者、商工会、そうしたところへ少なからず何らかの影響は当然出てくるものと考えております。そうしたことから、きのうの質問の中にもございましたように、商工会の会長との協議もしていただいたところでございまして、今後商工会あるいはまた地元近隣商業者への支援というものも当然考えていかなければならないということで考えております。

それと、またダイエーグループを例に挙げられまして、撤退の話が現在あるわけでございまして、日常生活に不便を来すのではないかというようなご質問でございますけれども、私の方で考えておりますのは、当然イオンには18万品種の商品があるわけでございますけれども、そうした多種多様な商品を売られるというようなことで、地元の商店等に買い物に行っていた方、そうした方につきましてはそちらの方に流れていくというようなことも考えられます。そうした中で、地元の商業者につきましても、先ほど申しましたようなことでございますけれども、イオンの集客力を逆にまた利用していただくという方も考えられます。行政としましてはそうしたことで、そちらの方を利用していただけてやっていたかという部分について、また今後支援をしていきたいなというふうなことも考えておりますし、撤退というようなことでございますけれども、これにつきましては今日もいろいろそうした心配もあるわけでございますが、我が国有数の企業ということもございまして、高い成長力をもって成長している企業ということもございまして、そうしたことから、撤退というようなことは現在当然考えておりませんので、その辺のところよろし

くお願いしたいと思います。

それと、先ほど言っていました野洲市の副都市というようなことですので、そこら辺新市のまちづくり計画の中にもある部分でもございますので、今後地元商業者あるいは商工会、そうしたところへ、そしてまた地元の、当然影響を受けられると思われまます住民へも当然説明会等へも早急に入っていきたいというふうに考えておりますし、早急に地元の自治会長さんとも説明会の中身の協議等についてもさせてもらって進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それと、環境の面でございますけれども、当然環境の面につきましては大店立地法の中で当然交通安全、防犯等、騒音関係とか、そうした中で協議をする部分に入っておりますし、そうしたことで環境、騒音、振動、そうした部分につきましても騒音規制法とか法の中での規制もありますし、県の方の規制もございますし、そうした規制の中で、それとまたそうしたことへの地元住民さんへの説明会等も踏まえまして、ご理解をしていただくように進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

あとの交通安全等につきましては、担当の部長の方から説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 藤下議員の少子化に対する政策の方向性についての再度のご質問にお答えいたします。

少子化の原因は、やはり全国的ないろいろな調査の結果、未婚化の進展あるいは晩婚化の進展という夫婦の出生力の低下が原因であります。またその大きな背景といたしまして、仕事と子育ての両立できる環境整備の遅れ、あるいは結婚、出産に対する価値観の変化、あるいは子育てに対する負担感の増大、あるいは経済的不安定の増大というようなところが背景になっております。本市におきましても、先ほど梶山議員のご質問がございました次世代育成計画の策定におきまして調査をしております。その調査結果ですが、少子化問題の要因といたしまして、一つは子育てには教育費を含めてお金がかかる。あるいは仕事をしながら子どもを育てるのが難しいというふうな要因を市民の方が出しております。今後、本格的に私どもの市も少子高齢化が進んでまいりますので、これらのいろいろな住民のニーズを的確に把握して、総合的な政策として進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 藤下議員。

議長（秦 眞治君） 最後の質問です。イオンの問題については、これ以上言っても余り料理は出てきませんので、後ろ向いた質疑や回答をしております。ちょっと視点を変えて、この大型店が出てきたことによって、その地域が、まちが大いに活性化したと、そして大いに発展したと、こういう地域があるかどうか。これをまた行政の方で一遍実態調査をしていただいて、あるとするなら、今不安を持っておられる地元の市民あるいは商店の方々、こうした方々にその実態を説明して、そして納得していただく。これも一つの方法ではないかなと思います。こうした取り組みの努力をしていただきたい。最後に市長、簡潔にご回答をお願いしたいと思います。

そして、少子化のことなのですが、これも部長から説明がありましたように、そのことは理解をしておりますし、さらに言うなら、企業を含めて、例えば産前産後の休暇とか、あるいは育児休業、復職をした場合の労働条件の確保とか、こういうふうな企業を巻き込んだ社会的な問題もあると思います。そのことは行政だけでは解決できませんので、こうした企業を巻き込んだ対策というものを十分とっていただきたい。と同時に、幼保の一元化について、職員の方にも問題があるやに聞いております。いろいろ縦割りの関係があるのでしょうか。それでも、こういうふうな問題を解決していくためには、職員も汗をかいてもらわないといけないと思います。そういうようなことを行政の方で果敢に取り組んでいただきたい。ただ、これは行政とか労働組合とか労働者の問題だけではありません。そうした決意を持って取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

イオンの問題について市長さん、簡潔で結構でございます。今言った事柄で結構です。全体のことは大体ご回答いただいておりますので。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 今のご質問でございますが、私は地元商店主の皆さん、あるいは商工会の組織の皆さんにはそれぞれの立場で考えていただきまして、そして提言を下さいと、こう申し上げておりますのでね。おっしゃるように、いろんなところへ研修も行っておられるようですし、私は近い例としては京都府の久御山の町長さんとは非常に懇切にしていただきまして、そこに大きな店舗を設けておられます。そこでの対応も勉強させていただきました。それを核とした一つのブロックして今商店街が繁栄していますので、そういうことも参考になればと、こんなふうにも思います。そういうことで、十分な話し合いをしながら、我々よりも商工業者の方の方がその辺についてはベターだと思いますので、

いろんなことをお教えいただいて対策を講じていこうと、こういう思いをしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第7号、第10番 中島一雄君。

10番（中島一雄君） 第10番、中島一雄でございます。私は新市まちづくり計画の中の新駅設置構想、いわゆるJR野洲駅篠原間、（仮称）祇王駅について質問させていただきます。前置きは省略いたしまして、要点のみ質問させていただきます。

新駅設置構想の実現を視野に、情報ターミナル機能を持つ拠点、副都心拠点といたしまして、野洲市まちづくり計画の合併特例債充当予定主要事業JR野洲駅篠原間に情報交流拠点の核施設といたしまして、実施年度平成17年から26年にかけて、新駅設置に向けた調査、検討、施設整備を進めることが記述されております。また、事業費は特例債、いわゆるハード、基金面合わせて131億2,900万円のうち、16億300万円が予定充当されているわけでございます。新駅は現在進められております県道野洲中主線整備事業と共に、野洲市東部の新たな玄関口といたしまして、公共公益性などとあわせて地域間競争を勝ち抜く切り札といたしまして、市民から大きな期待を寄せられております。

新駅設置の実現に向けた取り組みが、新市まちづくり計画の上で重要な役割を果たすこととは言うまでもございません。合併協議会の新駅設置可能性基礎調査の中で、可能性としてのデータも示されております。波及効果を地域全体で活用していくための取り組みをどのように展開していくのか。下記事項について今後の取り組み、構想をお伺いいたします。

まず1点目、新駅設置に関しての方針等周辺整備計画について。2点目、新駅設置予定場所はどの辺か。3点目、土地利用の計画、市街化区域の拡張について。

以上、3点をお伺いいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 中島議員の新駅設置に関しての方針、周辺整備の計画、駅の設置位置及び市街化区域の拡張の3点について、ご回答をさせていただきます。

新駅構想を具現化する第一歩として、平成14年度に旧野洲町で実施いたしました新駅設置可能性調査により、JR西日本京都支社と協議を進めている状況であります。新駅設置には、野洲駅や篠原駅からの転移と言われる乗車人員だけではなく、新規の乗車人員確保が必要とされていることから、駅設置位置よりおおむね2キロの範囲において、区画整理等の周辺基盤整備による25ヘクタール程度の住宅地開発を進め、1,000人程度の新規乗車人員を見込む必要があるのではないかと考えております。新駅設置にはJRに対し

て周辺のまちづくりの具体的な構想を示す必要があります。

現在、新駅予定地周辺は農用地が多く占めておりますが、新市まちづくり計画で情報交流・創造拠点として新駅設置構想の実現を視野に入れ、戦略的に拠点整備を行うという基本方針を示していることから、周辺地域の市街化区域への編入を含め、来年度から着手いたします都市計画マスタープランや国土利用計画の策定と整合を図りながら、関係部局とも協議し、野洲市として新駅設置を含めた総合的な情報交流・創造拠点の整備方針を検討してまいりたいと考えております。

また、新駅設置予定場所につきましては、野洲駅と篠原駅の間地点、新踏切付近となりますが、可能性基礎調査においては、現在施行されている主要地方道野洲中主線の東側が周辺の土地利用の可能性が最も期待できるとされております。今後、先に述べました都市計画マスタープランや国土利用計画との調整の中で、市全体の土地利用方針を考慮しながら、市としての設置予定位置を示してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 中島一雄君。

10番（中島一雄君） それでは再質問をさせていただきます。

構想としての質問をさせていただきましたが、全体的に私から考えれば抽象的で具体性がないのではないかと受けとめております。合併特例債充当事業も、根拠があると認識していますので、細部についての再質問をさせていただきます。

まず1点目、新駅設置可能性調査によりまして、JR西日本と協議を始めているとのことですが、いつごろから何回ぐらい協議されたかお伺いしておきます。

次に、設置位置におきまして、今も部長からお話ございました2キロメートルの範囲において区画整理等周辺基盤整備を25ヘクタール程度の住宅地開発とのことですが、区画整理事業は何年ぐらいで計画されておるのか。また住宅地開発はどの辺を指すのか。

もう一点は、1,000人程度の新規乗車人員の見込みとのことですが、その根拠をお伺いしたいと思います。

次に、ちょっと難しい言葉があったのですけれども、設置構想の実現で、戦略的に拠点整備を行うとのことですが、具体的にどういうことか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

次に、マスタープラン、これはよく出てくる言葉なのですが、国土利用計画の策定期間、これは何年ぐらいが目標でつくられるのかお伺いしておきたいと思います。

それと一番大事な新駅の設置予定場所なのですからけれども、これは野洲と篠原の中心である新踏切の前後で検討された結果、あの辺は野洲中主線、道路アクセスを考慮されたと思いますが、結果東側が望ましいとのことですね。この辺になると、ちょうど私の住んでおる上屋地先なのですからけれども、市街化調整区域の地点でございます。それでよろしいのですかね。あくまでも構想でございますので。

そして、平成17年度から調査、検討、また施設整備を行うということでございますが、平成17年の予算の中で予算計上すべきではなかったかと思うわけです。どこに計上しているのか、私が見落としているのかわかりませんが、お伺いしたいと思います。

またそれと、施設整備となると、本格的に駅の形態とかエレベーターの設置とか駅前広場の整備とか、本格的な整備となりますが、実施年度17年から26年の調査費、施設整備等の、例えばこれの項目の実施年度、工程を簡略に、非常に難しいと思うのですけれども、お答えをお伺いできればと思っております。

それと、いわゆる先ほど新駅設置可能性基礎調査、平成14年、このときのコンサル料金、相当金使ってこれだけの立派な資料、私も今ここに持ってありますけれども、議員の方も持っておられると思いますけれども、これだけつくられたということはどれだけの金額をコンサル料として支払っておられるのか。これは有効に、参考にして使ってもらわなければならないという思いでございますので、以上の点についてお答え願います。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） それでは、中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

JRとの協議は何回行ったかというご質問でございますけれども、基礎調査ができ上がった後に、まず県の交通政策課と協議をいたしまして、おおむね交通政策課の了解を受けまして、今現在新市、積極的に動いて、京都市の総務企画課と協議をいたしました。その際に、可能性調査の内容については確認したものの、先ほど言いましたように、乗車人員の確保のため、また野洲市の新駅周辺のまちづくりのある程度具体的な計画を求められました。市になってからは1回JRの方へ寄せていただいております。

そして、2点目の25ヘクタール程度の住宅開発はどの範囲を指すのか、また区画整理事業は何年計画かというご質問、またJRから示されました1,000人という乗客数の増をどう見込むのかということでございますけれども、一応1,000人の乗客数増を見込むためには、25ヘクタール程度の宅地開発が必要であるということで、25ヘクタールの住宅を開発していくのが新駅が予想されているおおむね2キロ以内の範囲ということ

でございます。しかし、ただ現時点では、先ほどの可能性調査の中での仮の位置でございますので、駅位置の正式な決定には至っておりませんので、現時点で位置を指定することはできません。そのために区画整理事業の計画でございますけれども、まだ具体的という段階ではございません。区画整理事業にいたしましても、どのような手法がよいのか、また民間の宅地開発の誘導がよいのか、またそれ以外の手法がよいのか、これらにつきましては、周辺基盤整備の方向性と地権者の意向把握の後に決定していくのがベターであると考えております。

次に、3点目の戦略的な拠点整備とはというご質問でございますけれども、新市まちづくりの計画の中でこの用語を使わせていただいて定義しておりますのは、戦略的な拠点整備とは、新市まちづくり計画の中でこの地域は市民、企業、行政の交流連携によるほほえみ・ときめきのまちのモデルプランとなるよう、環境に配慮した持続可能な新たなまちづくりを視野に入れることや、他の地域の情報、文化を結び付ける情報ターミナル機能の充実やIT関連産業を中心とした新産業の創出を目指しており、一般的な市街地整備とは若干異なる方向で位置付けをさせていただいております。

続きまして、4点目のマスタープラン、国土利用計画策定期間と創造拠点の整備方針のご質問でございますけれども、国土利用計画、またマスタープランの策定期間は、他の議員さんにお答えさせていただいておりますように、共に平成17年から18年の2カ年をかけて予定しております。そして、創造拠点の整備方針は、先ほどご説明させていただいた内容となります。

そして、5点目の予定場所は道の東側ということであれば上屋地先、市街化調整区域の地点であるがというご質問でございますけれども、これにつきましても先ほどの2点目でお答えさせていただきましたように、新駅の設置位置は野洲と篠原間のおおむね中心であると。中心になりますのは新踏切の周辺となります。先ほど申しましたように、可能性基礎調査では周辺の土地利用の可能性が期待できるという理由により、調査を進めるために仮に選択したものでございますので、今後それぞれの具体化に向けた中で、位置等についても検討してまいりたいと考えております。

そして、6点目の17年度に予算計上はと。新市まちづくり計画の中の合併特例債事業としてこの事業を上げさせていただいております。ただ、具体的に予算作成の段階におきましては、17年度はこの計画のもとになります、先ほどから申し上げております土地利用構想の調査の問題ですけれども、そのもとになります国土利用計画や都市計画マスター

プランの整合性を図るため、これと共に進める必要がありますことから、単体としてこれだけの調査、JR新駅の調査としての発注については今回見送らせていただいております。こういう中で、この両プランの計画を進める中で、新駅周辺の地域の現状や関連計画、また新駅周辺地域の位置付け、また開発の必要性を整理すると共に、先ほど申しておられました調整区域の問題等々もございませう。そういう中で、開発可能区域の検討、土地利用、交通施設整備の方針について、当面は内部で検討し、整理をしていきたいと考えております。

そして、7点目の同じく新市まちづくり計画の中で、平成17年から26年で調査、施設整備等各項目、内容を挙げていますけれども、これの実施年度、また内容等々のご質問でございますけれども、合併特例債、まちづくり計画については、このような事業をやっていこうという大きな意味での計画でございますので、まだまだこれから、実際にこの事業を進めていく場合に、先ほど申しました新市の総合発展計画、また国土利用計画、マスタープラン等々の整合性もございませう。そういう中でおおむねというようなところで新市まちづくり段階では整理させていただいています。平成17年、18年でおおむね検討、調査、そして駅舎の工事費の精査を行い、これで持って行って、新市になって基礎調査でJRとの協議を始めましたので、次の段階として17、18でJRと協定を締結できる段階まで持っていききたいと。そして、その後アクセス道路の整備、また駅前広場の整備を平成26年ということでございますので、後半の23年ごろからと、そして駅舎整備を平成25年、26年と2カ年かけて、一応17年から26年の新市まちづくり計画における大まかな進行の計画でございます。その辺は十分ご理解をお願いいたします。

そして、14年度に実施いたしました基礎調査のコンサルの委託料金はというご質問でございますけれども、他の調査と合併して行っておりますので、新駅調査分は委託費を案分いたしますと、おおむね340万程度ということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 中島一雄君。

10番（中島一雄君） それでは再々質問をさせていただきます。

JRとの協議は何回かということ、私は17年からという頭がありましたもので、早いことやっていただいているなという思いがございましたのでお聞きしたわけでございます。これについては京都支社等に出向いて協議をしていただいているということについては、ありがたいことだというふうには思っております。

それと、住宅開発の25ヘクタール、これの区画整理事業何年かということで、今現在地権者とか周辺基盤整備の方向とか意向をいろいろと検討されて決定していきたいということですが、戦略的な拠点整備というのは大体わかりました。最初のJRとの協議等区画整理事業について、私は先日栗東市の市議員を訪問させていただきまして、JR栗東駅の開設に伴う当時の事業計画の概要を見せていただいたわけですが、この中で、当然野洲市もこのとおり今後実施されると思いますが、これは大津湖南都市計画事業栗東駅前土地区画整理事業として施行期間を14年かけておられますわ。今、私は資料を持っておりますので、これにつきまして、もう一度やはり本格的に進めてもらうには、大体で結構ですから、これから周辺の対応にもよりますけれども、これ14年かけておられますよ。

それと、JRとの協議に何回行かれたかということをお尋ねしたのですけれども、この中にございましたから、回答の中に。これがまたすごいですな。駅前周辺整備事業の推進の経過といたしまして、地元との協議説明、協議会検討を実に76日やっておられます。全部、私、一覧表にしたものを持っているのですが。それと、JR当局に関する陳情活動経過、今後の参考にさせていただきたいですね。JR西日本陳情協議66回、国及び県に対しての協議と折衝、これは国、県、国土交通省、その当時の建設省ですか、区画整理事業の指導とか協議、ヒアリング等67回、これは先ほどの休み時間にも議長もおっしゃってましたけれども、やはり国土交通省とか東京の方に出向いていただいて、当然のことです。67回やっておられます。その他といたしまして、JR新駅設置促進期成同盟会というのがありまして、駅舎整備等まちづくり事業として、先進地の視察研修とか、自治会、部会、総会、協議会、シンポジウムの開催等58日やっておられます。参考に、今度の新駅に対しても今後こういう事態が発生すると思いますので、今後行政の市長の手腕に、市長の思いもあると思いますけれども、ぜひ参考にさせていただきたいと思いません。

それと、マスタープランと国土計画については、17年、18年2カ年という予定でございますね。

それと、調査費計上は見送ったということですね。最終的に平成17年から26年の調査、施設整備等の項目実施年度、これは合併特例債充当の検討ということで、17年から18年の検討調査、駅舎工事の精査を行って、これもやっぱりJRと協定を締結して、もちろんアクセス道路とか駅前広場等、平成23年でしたかね、駅舎整備を25年、2カ年

かけて行くと。これはいろいろと今後の周辺整備の手法によっては、少々遅れるかもわかりません。

こうすることで、いろんな諸問題が発生すると思いますが、今後新駅構想、新設に向けて十分努力をしていただきまして、この構想につきましては、今さら言うまでもなく、合併時の新市まちづくり計画の中での大きな目玉でございます。市民が大きな期待を持っておられることは周知のとおりでございます。かつて、昭和の大合併のときに（仮称）祇王駅が設置されるということで、市民の方々は大きな期待をされたわけですが、幻と消えて残念な思いをしております。

これも市長にちょっと一言思いをお願いしたいと思っておりますけれども、今年の1月に市長は祇王学区で（仮称）祇王駅設置について抱負を力強く述べられたと聞いております。ぜひ市民の期待に応えていただきたいことを申し述べまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ずっと総務部長がお答えしたとおりではございますが、ただ、私が思うのには経済の右肩上がりのときには、岐阜羽島駅、田んぼの真ん中にできましたね。現実、今田んぼなのですね。だから、やっぱり基本となるのは都市計画のマスタープランですよ。その中にどういう地域をつくっていくか、これがまず先手。そこから個々の法律をクリアしていかなければならない。これが大変なのです。それともう一つ視点が、私はそうではなしに、25ヘクタールふやして1,000人の、これではだめなのです。私はもっと大きな構想をもっています。きのうも言いましたが、湖南東近江幹線道路、蒲生に行く、竜王、蒲生から顧客、乗っていただく方を導く。今、村田製作所の用地を買って20年経つのですね。10ヘクタールの土地が空いているのです。村田さんに早く整備をして下さいと、将来あそこを全部使うと7,000人の従業員がと、こういう話があるのです。これは多い目言っておられると思うのですが。ところが、それが野洲駅、篠原駅で処理できない。今現在でも1,500人からの乗降客があって、国道8号線がああいう状況ですから輸送ができないということに非常に苦慮しております。そういうような客観的な条件をまとめて、そして祇王駅が必要だというふうにもっていかないと、今JRに幾ら要望しても田の真ん中に駅をつくる気持ちはないと思いますので、そういう条件を整備していきたい、こういう思いで取り組んでいきたいと思っておりますので、それででき

れば合併特例債を充当できればと、こういう思いをしていますのでご理解いただきたいと
思います。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第 8 号、第 7 番 三和郁子君。

7 番（三和郁子君） いよいよ、実質新市元年といえる未経験の市政と船出しました。
住民本位の予算執行、住民本位のサービス創出に徹した理念のもと、市長はじめ職員の皆
さん、そして議員、この 3 者の好ましい連携において、新市発展のため貢献できることを
願い、4 件質問をさせていただきます。

まず学校教育及び学校危機管理についてお伺いいたします。

昨年 1 2 月に公表された O E C D や I E A の国際学力調査によれば、日本の著しい学力
低下が明らかになりました。文科省は、この事実を厳正に受けとめ、実効ある対策をとり
たいとし、0 2 年度に導入された新学習指導要領の象徴でもあるゆとり教育路線の転換を
視野に入れました。このことにより、昨年 1 2 月から始められている学習指導要領見直し
の方向性にも大きな影響があるものと見られています。国の教育の基軸が短期間にぶれる
ことに大きな危惧を抱くと同時に、自治体の対応には大変なものがあると察しますが、子
どもたち、保護者、また市民にとっては不安以外の何物でもありません。このような観点
から、

第 1 点、野洲市としてゆとり教育をどのように認識し、実践されてきたのか、及びその
成果と課題。

第 2 点、ゆとり教育と学力低下の因果関係を野洲市はどのように判断するのか。

第 3 点、野洲市の小中学校の学力レベルは全国対比どのような位置付けにあるのか。

第 4 点、近年子どもたちや教師、職員が凶悪な犯罪に巻き込まれ、命を落とす悲しい事
件が多発しております。厄介なことに、これらの事件は学校危機管理マニュアルや経験則
では防ぎ切れない事犯ばかりのように思えます。野洲市の危機管理、防犯の現状及びさら
なる危機管理レベル引き上げについて、どのような課題や所見を持っておられるのか。

以上、4 点についてお伺いいたします。

次に、地域経済の活性化について伺います。

市民が住んでいてよかったと思えるまちをいかにつくり上げるのか。行政は新市発足を
機に、新たなビジョンを市民にしっかり示す責務があると考えます。合併協議会の中でも、
旧両町に設定されていたまちの発展計画を勘案した中で審議されましたが、新市の総合的
将来ビジョンとして位置付けるにはほど遠いものかと考えます。また、このテーマは旧両

町で鋭意努力されてきたことの認識はありますが、草津、守山、栗東など、類似立地条件にある地域の活気ある商業や企業活動に比較し、野洲市のそれは停滞、あるいは後退傾向と言え、活性化の兆しは読めない状況といえます。

市財源への撤退も著しく、財政構造のひずみや財源の改善も期待感がありません。まさしく株式会社野洲市の企業努力不足と言わざるを得ないのではないのでしょうか。まちの活性化やまちづくりは、一朝一夕にして創出できるものではなく、行政と民間の協働において先見的発想と英知を結集してプラン策定し、公正で強いリーダーシップと強い意思力によるプラン推進、さらに正確な効果の検証と見直し、いわゆるP D C Aが働いて、初めてその成果を手にすることができるものと考えます。

この観点から、

第1点、新市まちづくりビジョンについて所見を伺います。

第2点、国立社会保障人口問題研究所による都道府県将来人口推計があります。それによれば、2000年の人口を100とした場合、2030年まで人口増加が推計されるのは、東京100.7、神奈川101.6、滋賀113.6、沖縄108.4の4都県のみで、それ以外の道府県はすべて指数100以下と人口減少を推計しています。さらに、5年間間隔対比での2030年の人口増減では、滋賀県のみが0.7%増加と推計しております。このことは、少なくとも四半世紀の間、滋賀県の人口は減少しないことであり、どの県よりも人の活性と代謝が好ましい状況にあると推量されます。

このことにかんがみ、滋賀県の人口が増加し続ける背景の分析、及び野洲市の将来的人口推計について所見をお伺いいたします。

次に、寄附条例策定について提言いたします。

旧中主町、旧野洲町、野洲市の現在に至るまでの間に、住民の皆様からの社会的投資、寄附金が多く寄せられてきたものと考えます。しかし、野洲市の場合、寄附金の用途については特段の定めがなく、行政責任者の裁量権により用途が決定されてきたものと認識しております。

寄附行為は社会的互助扶助や地域への感謝、貢献の尊い精神作用によりなされる社会的投資行為です。寄附をしても何に使われているかわからない、寄附をしてもらっても扱いに困るの声があるのは事実かと思えます。このようなことにならないため、寄附行為の精神に報いる、また寄附をしていただく篤志家の方のすそ野を広げるためにも、その用途、投資する事業、及びその目的や意義を明確に設定しておくことが本来の姿ではないでしょ

うか。この観点から寄附金を財源とする事業の目的、意義、具体的投資事業の設定、基金の設置など、寄附金に対する条例及び条例実施施行規則の策定、制定を提言いたします。このことにかんがみ、所見をお伺いいたします。

最後に、道路の安全についてお伺いいたします。

県道大津能登川長浜線、富波乙地先の直線区間における交通事故発生危険度は、野洲市全域を対象にしても最も高い区間といえます。同地域は8号線のバイパスとしての役目を担うように、自動車交通量の圧倒的な増加、また周辺の住宅開発が近年さらに進行し、自動車の出入り、また歩行者の横断が急激に増加しているのが実態であります。急ブレーキの音を聞かない日はほとんどないくらいであり、複数の死亡事故や多くの事故発生を記憶しております。高齢者の方が行き交う車の間隙を縫って道路横断する姿は、まるで命がけ、目を覆いたくなるときがございます。

このような状況は十数年前から懸念されており、6地区連絡協議会の総意も含め、幾度となく信号機設置の要望が行政に行われてきたと認識しております。行政の設置計画を数年にわたって私も確認させていただいておりますが、常に優先順位は上位にあるにも関わらず設置に至っておりません。設置についての決定権が野洲市にないことは承知いたしております。しかし、行政には長年の住民の切なる願いである安全確保に対して、最大限の努力を払う責務がございます。このことにかんがみ所見を伺うと同時に、野洲市全域において同様の危険箇所が認識されているのかお伺いいたします。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 三和議員の学校教育及び学校危機管理についてのご質問にお答えをいたします。

第1点につきましては、学校週5日制になり、学習内容が削減されましたが、授業時数が少なくなっておりますので、学校現場にゆとりがあるわけではありません。学習指導要領に規定された授業時数を確保しながら、教育活動を実践してきました。成果としましては、新しく導入された総合的な学習の時間を通して、児童・生徒の調べる力や表現する力が育っています。今後は基礎基本の定着のための反復練習や発展的な学習を行う時間の確保に努め、少人数授業を積極的に取り入れて、学力の向上を図っていきたいと考えています。

第2点につきましては、文部科学省も判断できる材料を示していませんので、因果関係があるともないとも現状では判断できません。ただ、平成になってからは、新しい学力観

と言われまして、ペーパーテストで計れるような知識の量ではなく、自ら学び自ら考える力や個性を生かす力など、生きる力が重視されていました。コンピューターを操作したり、プレゼンテーションを行ったりするような新しい力を、子どもたちは身に付けてきています。しかし、昨今は国際調査などの結果に関わりまして、また学力の考え方が変わってきているというように思います。

第3点につきましては、全国対比ができるような調査は行っておりません。個別指導に役立つような標準化された学力調査の実施については、今後検討していきたいと考えております。

第4点でございますが、危機管理につきましては、豊政会、市民ネットワークの代表質問や先ほどの梶山議員のご質問にもお答えをしましたが、幼児、児童・生徒及び教職員を対象に、講習会や訓練を実施しております。また、市内はもちろんのこと、近隣で発生しました事案についても、市内全校園や関係機関と情報の共有を図り、教職員、幼児、児童・生徒及び保護者の危機管理意識の向上に努めているところでございます。その成果として、児童・生徒や保護者からも、細やかな情報を多数得られるようになり、その情報をもとに即対応、即指導できることで、事件等の未然防止につながっています。しかし、野洲市としての防犯対策の強化には、学校、家庭、地域のさらなる連帯が必要であると考えます。今後も、学校支援ボランティアや保護者による自転車巡回パトロールなどの協力体制が広げられるよう、アプローチしていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 三和議員の2点目の地域経済の活性化についてのご質問にお答えいたします。

まず、第1点の新市まちづくりビジョンにつきましてお答えいたします。

新市のまちづくりビジョンとなります第一野洲市総合計画の策定にあたりましては、合併協議中の中であらゆる視点から幅広く多くの意見を賜り、将来のあるべき姿を示した新市まちづくり計画を基本に、新たな住民ニーズを踏まえつつ、旧2町で進めてきました人権と環境を基軸に据えたまちづくりをさらに発展させ、人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる社会づくりを基本理念として、市民一人ひとりが輝き、このまちに住んでよかったと実感できるまちづくりの方向性を示すものとして、平成17年度から18年度の2カ年をかけまして策定を予定しております。本総合計画では、市民が何を感じ、何を

考え、何を願っているかなど、まちづくりの課題を把握し、その課題に対する解決策として位置付ける施策ごとの目的を明確に定め、中長期的な展望のもと、その目的達成のために何をどうするのかを具体的に示した市民起点の実効ある計画の策定を行う予定であります。また、本総合計画の推進にあたっては、市民との協働によるまちづくりを進めるため、積極的な行政情報の提供を進めると共に、市民参加の行政運営システムをつくり上げる必要から、民間経営の基本的な考え方であります企画、実施、評価のマネジメントサイクルを取り入れ、市民の声が反映できる本市独自の行政経営システムの構築を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の野洲市の将来的人口推計についてご回答いたします。

全全国的に少子高齢化が進む中であって、今後全国的には数年以内に人口が減少に転ずるものと見込まれております。しかしながら、本市が位置する滋賀県においては、恵まれた自然環境と地理的にも京阪神都市圏内にあることから、将来的にも人口増加が予測されております。昨年10月1日現在で調査されました滋賀県推計人口年報によりますと、本市は対前年比0.65%増と県内14番目の伸び率となっております。市街地の面整備もあって、今後も総人口の増加は持続するものと想定しております。しかし一方、特に農村地域では少子高齢化や人口の減少が進んでおり、魅力ある地域づくりをさらに進める必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（前田健司君） 三和議員の第3点目の寄附条例策定の提言についてのご質問にお答えさせていただきます。

今日まで、旧中主町、旧野洲町に対しまして多くの住民の皆様から寄せられましたいわゆる寄附金についてでございますが、その多くは旧2町の社会福祉協議会の方で受領いただいておりますが、一部の寄附金につきましては、旧2町におきましてもそれぞれ受領してございます。これらの寄附金の使途につきましては、当然篤志家の方の意向を踏まえまして、その都度予算措置を講じました上でその使途を明確にいたしまして、有効に活用させていただいてきた現状でございます。

議員よりご提言をいただいております寄附条例の制定につきましては、貴重な提言と受けとめをさせていただきます。今後提言をいただいております内容等十分踏まえまして、これから進めていきます市民協働のまちづくりを具体化していく中で、前向きに検討して

いきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 続きまして、第4点目の道路の安全についてのご質問にお答えいたします。

県道大津能登川長浜線、富波乙地先の交差点への信号機の設置につきましては、以前から事故が発生し、危険な交差点であることは十分承知しておりますことから、市内における信号機設置の最優先箇所と位置付け、毎年守山警察署を通じて県公安委員会に要望を行ってまいりました。また、旧野洲町時代においても、町長自らが幾度となく守山警察署、県警察本部に出向き、直接要望活動をしてまいりました。しかし、残念ながら現在のところ信号機の設置までには至っておりません。今後も引き続き、守山警察署を通じて県公安委員会へ強く要望してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、市内全域での危険箇所について認識をしているかのご質問でございますけれども、市内で34カ所の交差点につきましては、危険箇所として信号機の設置を要望しているところでございます。その中には、子どもたちの通園・通学路となっているところもございます。これらにつきましても、引き続き県公安委員会へ要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（秦 眞治君） どうですか。

7番（三和郁子君） まず、学校教育についてお尋ねをいたします。

ゆとり教育の課題をお聞きいたしました。今、基礎基本の定着に課題があるとの答弁がありましたけれども、間もなく新学期が始まります。具体的にどのような課題に取り組むのか、1点お尋ねいたします。

そして、2点目ですけれども、全国的に見れば自治体独自の裁量による教育現場の改革が試みられているところですが、2つの例を挙げて伺いますが、1つ目ですけれども、04年度、文科省のまとめによりますと、公立小学校9%、中学校の10%で2学期制を採用しているとの統計がございます。2学期制は試験や始業式、終業式が減ることで、授業時間の確保や学校行事にじっくり取り組めるという導入の理由と言われております。考えによっては、高い導入の率といえます。教育環境づくりへの真剣な挑戦とも受け取れます。野洲市といたしまして、どのように受けとめておられるのか。また、導入について

所見があるのかお尋ねいたします。

2つ目ですが、学習指導要領は最低基準との前提に立って、教える中身を前倒しするとか指導要領に上乘せするなど、事前の指導基準をつくる自治体がふえております。野洲市としてどのようにこのことについて受けとめられておられるのか、所見をお尋ねいたします。

そして、ゆとり教育のねらいは自ら学び考える力を育てる、そして基礎基本をしっかりと身に付けさせる。これは教育委員会の皆様も周知のとおりかと思いますが、今学校の教育現場では、今日に至るまで、84年に非行やいじめ、不登校の急増、そして89年に体験的問題解決的学習の充実を目的に、小学校のみに生活科の新設がされました。そして、92年に月1回週5日制が実施されました。総合学習時間の新設、基礎学力の定着を図るため、各教科の内容を3割減、これは98年に行われました。そして02年4月に新指導要領の実施と完全週5日制が実施され、今日に至っております。このように、矢継ぎ早に訪れる社会現象や教育改革という津波に立ち向かって、教育現場は奮闘されてきているとは存じ上げておりますが、全国的に見て非行や不登校が改善されたとは言えないように思います。また、ゆとり教育の目的達成度につきましても、効果あり、なしの両論がありますが、ただ、どのような教育方針でありましても、私は学校教育においては最も重きを置かなければならない考えの一つには、やはり心の持ち方のはぐくみだと思います。いつの時代にも普遍といえる命の尊さ、そして思いやり、また感謝、奉仕の心のはぐくみです。命が軽んじられたり、自分さえよければという殺伐とした今日だけに、大人の責任としてこれだけは子どもたちに授けなければならないと、私は痛切に感じる昨今でございます。野洲市としても、このはぐくみに鋭意努力されているとは思いますが、机上の考えだけでははぐくみ切れない深い要素を持っており、ゆとり教育の中に開路があるように思えてなりません。

そこでお伺いいたします。野洲市として、今後どのようなスタンス、どのような基軸でこの心のはぐくみを実践されるのか、所見をお伺いいたします。

次に、学校安全の答弁の中に、事件等の未然防止になっていきますという答弁がございましたが、未然に防止できた具体的事情が何かあったのかお伺いをいたします。

次に、地域活性化について再質問させていただきます。

私は、少なくとも四半世紀の間、好ましいまちの活性化のあるこの野洲市の将来について、真剣に議論したいと考え、質問をしております。特に、第2点の質問に対する答弁は

いかなものでしょう。私は将来人口動向を伺っているではありません。再回答を求めましてもせんないことかと思いますので、私なりの分析と所見を、角度を変えて質問させていただきます。

2000年の人口を100とした場合の2030年の人口推計指数が最も高いのが113.6の滋賀県と先ほど申し上げました。2030年の野洲市を見ますと、旧野洲町が指数114.5、旧中主町が指数116.0、県下市町順位で見れば野洲13位、中主11位となっております。参考のために、13位までの順位を旧市町で申しますと、1位、草津市156.1、以下、志賀町141.9、栗東市139.4、蒲生町129.8、守山市128.8、長浜市124.2、愛知川町123.2、石部町120.2、甲西町117.1、彦根市116.9、中主町116.0、大津市115.6、そして野洲114.5となっております。草津市に至っては、2000年の人口より2030年は1.56倍に人口が増加すると推計されていることになります。野洲市より立地、利便性において不利と思われる長浜市、蒲生町、志賀町、石部町、甲西町などが野洲市より上位ランクされていることは、これらの自治体が住みたい、住んでみたい、企業進出したいと思わせる魅力あるまちづくり努力の結果ではないでしょうか。人口推移が活性化のすべてとは思いません。けれども、魅力ある地域に人が集まるのは自然の理であります。人口推移がまちの活性化のバロメーターと言っても過言ではないと思います。このような観点からお伺いたします。

1点、湖南4市おのおのの市街化区域総面積、市の総面積に対する割合、市街化区域総面積に対する未開発市街化区域の面積及び割合をまず伺います。

第2点、四半世紀の間、野洲市の人口が増加する中でのまちの活性化推進にあたっては、魅力ある市街化地域の提供が不可欠と考えます。規制緩和の必要性など、今後の課題について所見を求めます。

3点目ですが、四半世紀の間、野洲市の人口が増加する中でのまちの活性化推進にあたり、経済、産業、教育、環境などに対し、どのような作用、効果が推量されるのか、お伺いたします。

第4点ですが、日本を含む東アジアの少子化傾向がはっきりと見てとれ、香港、韓国、台湾、シンガポールにおいても、日本同様その歯どめに苦慮されているところです。人口増加が推計されている野洲市は、年少人口（ゼロ歳から14歳）や出産適齢人口もある期間増加することを意味しています。このことは、少子化の歯どめの資格を持った数少ない

自治体の一つといえます。そのためには、現状の施策を越える思い切ったさらなる子育て支援施策を打ち出す必要もあると考えます。子育て支援は市民が野洲に住んでよかったと思える先行投資です。さらなる子育て支援の所見をお伺いいたします。

次に、寄附条例策定についてお尋ねをいたします。

私は今年2月、雪深いニセコ町へ行ってまいりました。これは、まちづくり基本条例と寄附条例について研修してまいりました。このまちの逢坂町長は、94年に35歳の若さで全国初最年少でなられた方でございます。住民と密接な関係を保ちつつ、徹底的な情報共有と住民参加の自治を目指し、好ましい町政を推進しておられることに私は感銘いたしました。また、逢坂町長は、全国的にもその行政手腕や著書が注目されると同時に、高い評価を受けております。野洲市が策定しようとしておりますまちづくり基本条例の検討時に、寄附条例も同時並行に作業を進めることが効率的かと思いますが、いかがでしょうか。所見をお伺いいたします。また、ニセコ町の当該2つの条例は、わかりやすくシンプルな考えと条文、条文ごとのわかりやすい解説で構成されております。この上ない手引となると思いますので、参考までにお伝えしておきます。

次に、信号機設置についてでございますが、この件に関しましては、旧野洲町当時、町長も守山市へ要請のためご足労願ったことも承知いたしております。しかし、残念ながら実現しておりません。近年の人身事故件数が、最も多い当該場所への信号機設置にかかっています。これ以上の犠牲者を出すわけにはまいりません。この人身事故発生状況を13年から16年見てみますと、野洲川橋西詰を除きますと、この県道大津能登川長浜線が一番の人身事故、7件起きております。これは16年8月現在でございます。その次が4件、3件というふうに、断トツにここは人身事故が起きているところです。物損事故は入っておりません。ぜひ、これは市長の手腕の問われるところですので、よろしく願いしておきます。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 三和議員の再質問にお答えをいたします。

たくさんございましたので、抜けているかもわかりませんが、一つは基礎基本に関わります教育上の課題のことでございますが、確かにこういう課題がございまして、すべての子どもが高等学校に最低行けるように、各学校が、中学校だけに任すのではなしに、小学校から中学校9年間にかけて、基礎基本を大切にしていこうと、こういうようなことでそれぞれの学校でいろんな工夫をしております。その一例を申し上げますと、放課

後に補習をしたり、あるいは夏休み長期休業中に授業をする、いわゆる補習をやるとか、あるいは少人数の授業をしたり、あるいはTT、ティーム・ティーチングというような工夫をしたり、授業内容の精選をしたり、いろんな工夫がなされていることをご紹介します。

それから、2学期制についてですが、現段階では考えておりません。2学期制につきましては、実施をしますと授業時数が確保しやすくなるとか、そういう利点はあるわけです。これから校長会とも話をしまして、現場の意向を十分尊重しながら考えたいと、このように思います。

それから、学習指導要領についてのお尋ねがございましたが、今学習指導要領の内容は最低基準、そこへ発展的な、これをしなさいというようなことはないのですけれども、その指導をする先生がこのことについて事例を持ってくると、もっと子どもたちは理解ができるのではないかと、そういうようなことで発展的な学習も可能になっています。そういうことで、それぞれが工夫をしているところであります。

それから、ゆとりのねらいでございますが、学力について学力観と申しますか、この考え方が関係すると思います。一つは今問題になっていますのは知識を中心とした学力、いわゆる世界の各国と比較して知識量の多い、少ないで学力を見るという考え方、それから、それもそうなのですけれども、まさにその文字のとおり学ぶ力、生きる力、そういうようなものに結び付くような、自分で課題を見つけて解決していく、そういうような学力もあるわけですし、ゆとり教育の中でねらわれたのはその生きる力に結び付く学力です。そういうようなことで、これは学習指導要領が変わろうと変わらなくても、教育の中で非常に大切にしていかななくてはならない、いわば不易のものだと。人間は一生勉強ですからね。そういうことでとらえていただきたいと思います。

それから、心の教育についてのお話がありましたが、これは今当たり前の生活ができる当たり前の集団、もっと具体的にいいますと、思いやりがあるかどうか、基本的な生活習慣、挨拶がきちっとできるかどうか、返事がきちっとできるかどうか、間違っていることは間違っているといえるかどうか、いわゆる正義観ですね、まだたくさんありますけれども、そういうようなものを大事にしていきたい。そういうような意味で心の教育は大事にしたい。

それから、危険防止の例のお尋ねがございましたが、それにつきましては、子どもからこんなことがあったとあって学校へ連絡をしまして、そして学校は直ちに駐在所

に電話をして、そして変質者をつかまえた。そういうようなことがございました。それから、個人情報に関わることでございますけれども、電話で誰々のことを聞いてくる。それは言えませんかと言って子どもが電話をきちんと切ってしまった。そういうような事例もございます。そういうように、少しは効果があるということをお知らせしておきます。

以上、再質問の答弁といたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 三和議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目は、湖南4市の市街化面積でございますけれども、草津市が1,834ヘクタール、守山市が1,184ヘクタール、栗東市が1,380ヘクタール、野洲市が750ヘクタールでございます。この面積と都市計画区域の中で占める割合でございますけれども、草津市が38.0%、守山市が26.8%、栗東市が26.2%、野洲市が12.5%ということで、当然のこの辺の問題点、議員が指摘される新市における湖南4市の中で過去の経緯からで市街化区域が市全体に占める面積が少ないというのは事実でございます。その辺を従来の旧野洲町の考え方、過去設定されてきた中に原因するわけでございますけれども、こういう中で少子高齢化の中で人口減が起こる中で、やはりその辺のきちとした計画を持たなければ、議員が言われるように今後四半世紀後に野洲市がどうなるか、また50年後にどうなるかと。それは確かにそのような面がございます。当然そのために、他の議員でもお答えいたしましたように、来年度策定いたします総合計画、2カ年かけてやるわけですが、国土利用計画、都市計画マスタープランで、やはりこの状況を、先ほど言いましたように大体この4市、草津は38%で当然これが草津の大きな人口増に結び付いていると思いますし、守山、栗東も当然それが人口増へ結び付いていると思います。そういう中で、湖南の中で野洲市が伸び悩んでいる部分というのは、やはり面積が少ないということだと思います。そういう中で、十分その辺を置きまして、そして先ほどもう一つご指摘がありました、あとは政策で子育て支援等々、これは新市まちづくりの中でも位置付けておりますし、そういうソフト面でどう人口増を伸ばしていくかというのは十分議論してまいりたいと思いますし、総合発展計画でお答えさせていただきましたように、十分市民の方々の視点、意見をお聞きいたしまして、やはり憂いのない将来像を築いていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中重樹君） 三和議員の再質問で、寄附条例の件についてお答えさせていただきます。

今議員が言われていますように、ニセコ町の「ふるさとづくり寄付条例」ということで、私もホームページの方を見せていただきました。非常にシンプルな条例になっております。今そういったご提案もございますし、またもう一方では、中主、野洲町の合併協議会の新市まちづくり住民懇話会、いわゆるほほえみ・ときめきの会からの報告書、ここにも持っているのですが、この中にもそういった、この場合は市民活動の基金という形での提案でございますけれども、そういった提案もございますので、今後今議員言われていたように、まちづくり基本条例の策定過程におきまして、議員のご意見も含めまして議論してまいりたい、このように思いますのでどうぞよろしくお願いたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 最後の質問で、信号機の問題、これは私も、三和さんも一緒に何回か要望に上がっているのですが、あのときに三和さん、設置場所の調整をして下さいと、こういう警察からの話がありましたね。その後設置場所の調整ができていない。あの後も私は守山市の交通課長、あるいは次長さん等にもお会いしながら、絶えず要望をしているのですが、設置場所を地元で調整していただかないととこういうことでございますので、その辺地元で十分ご協議をいただきまして、そして要望に再度行きたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。

（午後 4 時 4 8 分 休憩）

（午後 4 時 5 0 分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は会議規則第 9 条第 1 項の規定により午後 5 時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

はい、どうぞ。

7番（三和郁子君） まず信号機の設置についてでございますが、今、5学区連絡協議会の方もお見えになっておりますので、今市長の方から設置場所の調整ができていないと、これを早急に決定してということですので、私の方では一応この設置場所ということは伺っておりましたが、市長の方のお聞きになったことと私の聞いているのがちょっとずれているところがあります。これは今日区長さんが見えておられますので確認させていただいて、検討され、また要望に上がると思いますので、これ以上の事故がないように検討を十分にお願ひしておきます。

次に、教育においてなのですが、これは私もこの5年間、この議場で質問しておりますが、かみ合わないところが多いのですね。というのは、やはり教育現場においてもその都度PDCAサイクルをしっかりと回して検証していただきたいというふうに思います。はっきり見えないところが多いのですね。先般の清掃につきましても、その検証が全然伝わってきていませんし、やはり教育は人の原点であります。そういうところを教育現場の方はしっかりと認識していただいて、常に検証を怠らないように、そして住民に、保護者に見えやすい教育現場であっていただきたいというふうに思います。

危機管理についても同様でございます。さまざまな角度から安全確保を願ひますよう、大人が守っていかねばならない私たちの大切な、大切な未来ある子どもたちのことです。ぜひ、さまざまな角度から危機管理についてはよろしく願ひいたします。

そして、まちの活性化についてでございますが、今野洲市では地産地消に向けてまちの駅の推進が行われておりますが、私も早期の活況を期待しております。しかし、地域内消費には限界があります。今の社会現象からすれば、ブランドを確立されないとニーズを喚起することが困難といえます。そこで、地産地消の次の考え方として、地産他消を提言いたします。地産他消の意味ですけれども、他に消費すると書くのですが、野洲市のさまざまなブランドが野洲市以外の他所で消費される域外へのブランド供給と、野洲市以外の他所に住む人が野洲市に来て消費をする域内でのブランド提供の両面を創出することです。そのためには、他消に耐えられるさらなる野洲市の特有の農漁業産品のブランド創出、そして野洲市特有の文化、文化財と統合要素が融合された活性化ブランドやメニューの創出をしなければならないと思います。野洲市にはいろいろな歴史がございます。そういうものと連携をした中での地産他消を考えていただきたいと思います。総合的な活性化ノウハウの学習がこれから十分されることを願っております。地産地消から地産他消へと目を向けブランド育成施策を推進しなければ、野洲市の活性化は遅れてしまいます。この観点か

ら1点、所見を求めます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 地産地消、まちの駅を含めて構想を練ろうと。今いい提言をいただきましたね。他消、それは私は端的に言えば特産物だと思います。特産物をつくろうと。私はあれやこれやと雑誌を読んだりいろいろとやっているのですが、この地域にはどうも発酵学についていろんな歴史があるのですね。発酵学というと何もかもそうなのですが、例えば鮎ずしもそうでしょう。お酒もそうでしょう。おみそもそうでしょう。だから、発酵学を利用して何か特産物ができるかと。ある大学の先生とお話ししたら、野洲市では野菜がたくさんとれるでしょうと。私は生産・流通・消費ではなしに、生産・消費に結び付けようと。しかしその先生がおっしゃるには、いいものは流通ですよと。だから、キュウリの曲がったのは食べるときには一緒だと。大根がこうなっているときも食べるときには一緒だと。だから、発酵学を利用して新しい漬け物を、これは生意気な話になるかも知れませんが、特産物につくったらどうですかと提言をいただいているのです。だから、なるほど発酵学、これは幅広い、昔からある保存食にもなっていますから、そういう特色のある特産物がつくればなという思いで、今北櫻に一つの農産物加工所をつくろうと。あるいはまちの駅をつくろうと、連携してやろうと。そういうような豊富な知識を集めて今後やっていきたいという思いも持っていますので、またいろんなご提言をいただければ幸いです。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。

（午後4時57分 休憩）

（午後5時15分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第9号、第17番 辻 藤雄君。

17番（辻 藤雄君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、私は1点質問をさせていただきます。ふだんの日であれば、今の時間帯になりますともう退庁の時間で皆さん非常に疲れのことと思いますけれども、合併後2回目の定例会議で一般質問をきのう、今日伺っておりますと、中主町といささか違いまして、旧野洲町の議員さん皆様方は、持ち時間を十分生かされまして世界的な話から歴史の人まで、いろいろと勉強になることを聞かせていただきました。その点、私は先ほど立ちましたら、道付けよったらしまいやないかというようなことでございますけれども、お疲れのところご辛抱いただいて、的確な

ご答弁をお願いいたしたいと思います。

それでは、市道五条吉川湖岸線の整備について質問をいたします。

2町の合併によりまして、三上山から湖岸までつながり、本市の景観は旧に倍しました。しかしながら、湖岸道路から市内に入る主要道路は五条湖岸線に頼るしかなく、総延長3,600メートルのうち、道幅が狭く広いところで12メートル余り、そして極端に狭いところにおきましては5.6メートルというような道幅でございますけれども、その大半が狭い方でございます、特に大型車等の利用については非常に危険な道路でございます。特に、この間には改良工事をやっていただいた後ほどの道路には歩道もなく、非常に危険極まりないところでございます。また、国道477号線に出る五条の地先においては、非常に出入りが困難でございます。と申しますのも、477から五条吉川湖岸線に入る場合は十分見極めて進入車を確認した中においてずっと交差点以前でとまっておらなければ利用が非常に困難というようなことでございます。また出る方もそのような状態でございます。このような中、ただいまJR琵琶湖線の高架橋の工事が着々と進められておりますけれども、野洲中主線は旧中主町にとりましては、これから幹線道路として位置付けているところでございますけれども、この五条吉川湖岸線につきまして、本当に旧町内の主要部に入るのには一番便利な道路でございます、そのような中におきまして、中主町の中には兵主大社、そしてまた木辺派総本山の錦織寺等を訪れる観光客、そしてまた奉仕にお見えになる錦織寺の門徒の方々のこれから先を考えますと、この道路整備についてはぜひとも実現をしていただきたいと、このように思うところでございます。

以上、質問といたします。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） それでは、辻議員のご質問にお答えをいたします。

五条吉川湖岸線につきましては、旧中主町において平成10年度から湖岸の県道近江八幡大津線と国道477号を結ぶ幹線道路として位置付け、まず沿線の吉川地先に建設されたあやめの里と湖岸の鮎家の郷までの約1,070メートル間について、平成11年度に実施設計、翌12年度から事業着手いたしまして、鮎家の郷から市道吉川中瀬線までの延長427メートル間を平成15年度に完了しております。残り、あやめの里までの643メートル間については、財政事情等もありまして実施を見送っております。

また、ご指摘の国道477号と市道との交差点につきましては、国道側の通行量が多く、右折だまりの早期改良が必要であることから、毎年国、県、地元選出国會議員への要望を

行っているところであります。国道477号からからの市道側拡幅につきましては、この国道交差点改良に合わせ実施を予定しております。今後は、新市のまちづくり計画の中で交流を支える交通基盤の整備として、主要施策に位置付けられておりますので、他の施工場所との事業効果及び整合性を図りながら整備を進めていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 辻 藤雄君。

17番（辻 藤雄君） この予算資料、平成17年度でございますけれども、この中に、特にこの野洲川、琵琶湖、田園などの景観に恵まれた美しい風土は、新市の貴重な財産とわたくしは思っております。これは皆さんがそのように思っていることについてはありがたいことでございますけれども、ただいま部長の答弁がございましたとおり、大津近江八幡線、いわゆる我々が言っている湖岸道路でございますけれども、この道路につきましては大津を起点といたしまして、今は大中地先、そしてまた彦根市に至ってはオーミケンシの跡地等、撤去によりまして整備されまして、木之本の国道8号線に至るまで整備されまして、信号も少なく、そしてまた風光明媚でございます、非常に他府県の車も多く見られるところでございます。

しかし、その湖岸道路から野洲市に入る道路といたしまして何本かございます。先ほど申し上げました五条吉川湖岸線から湖岸の方を向かしても、まず野田、井口、それから安治湖岸線、あれも実際今の五条湖岸線よりも広うございまして、そしてまたその次に堤湖岸線も広うございます。しかしながら、いずれの道路も湖岸に接続するにうまくいっておりませんし、そしてまた、そのあとの県道下堤あやめ線ですか、これも県道とは名ばかりで非常にまだお粗末な状況の中にあります。ただいま鮎家さんを訪れられるお客さん、そしてまた観光バス等につきましては、先ほど部長が申されたとおり計画にあったあやめの里から吉川川尻線を経由して477に出ているのが現状でございます。しかしながら、その道路におきましては、歩道も完備はいたしておりますけれども、公園もございまして、また最高速度の表示もされておられません。また、今日までに吉川の矢放神社の地先では何回となく事故も多発しているところでございます。

そのような中から、やはりこれから、今も着々と工事は進めていただいておりますけれども、県営工事によるところでございますけれども、（仮称）風景公園も大分工事も進んでおりますし、またその近くにはドリームファームもございまして。そのようなことから、いろいろとこれからも観光客、そしてまた産地を求めて、新鮮な野菜を求めて来られる方も

多く望めますし、そのようなことからまず、やはり道路整備が新市の発展につながるものと確信するところでございます。そのことから、まず国道477から進入すべきところの五条の地先、そしてまた、一度計画線上に上げていただきましたあとの残りの部分、吉川中瀬線からあやめの里までの間、これはぜひともやっていただきたい。ただいまの議会に提案されてところの17年度の予算を拝見いたしますと、やはり合併による地域間の格差をなくするために、兵主コミセン、また中里コミセン、そしてまた学校給食の一元化とかいろんな格差をなくするための施策に多くの予算が計上されておりますけれども、それはそれとして評価いたしますけれども、ぜひとも私の申し上げておりますところの道路の整備については、一日も早い実現を望むところであります。その点の見込みにつきまして、再度ご答弁を願いたいと思います。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 事業実施の見込みということで再度のご質問でございますが、この道路につきましては、今年度予算計上はしておりませんが、たちまち農道等で幅員が狭うございますので、道路用地の買収等がありますので、今年度はまず用地交渉等の下準備ということでかかっていきたいというふうに考えております。できましたら、来年度から事業実施の予算化を図れるように努力したいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 辻 藤雄君。

17番（辻 藤雄君） 最後の質問になりますけれども、先ほど部長から答弁がありましたとおり、鮎家の郷から吉川中瀬線の間でも、やはり6年間の歳月が費やされております。そのようなことから、この問題につきましても、ただ今日に至って申し上げているのではなく、私も初当選させていただきましてから中主町の一般質問においても質問いたしてまいりました。当時から、初めからずっとこの477までの予算を、大体の金額で計算していただきましたら、約8億というような膨大な金額になっております。当然、そのようなことから考えますと、なかなか短期の間にやっていただけるようなことには思っておりませんが、しかし当初計画されましたところの643メートルですか、その間だけでもやはり成してもらうについてはその以前の道路の改良でも5年間を要したところでございますので、ぜひともこれは早急に実施測量設計に入っていただくよう、重ねて要望して質問を終わります。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第10号、第5番 田中良隆君。

5番（田中良隆君） それでは、私は本市の保育行政について質問したいと思います。

国におきましては、年々増加する待機児童の解消に向けた施策の展開を図るため、さまざまな規制緩和が進められております。子どもは親が育てるのが一番だと私は思っておりますが、国民の意識や生活様式の多様化、男女共同参画社会の進展など、これからも保育行政に対する市民ニーズはますます多様化し、そして高まるものと予想されます。本市におきましては、公立の幼稚園が6、公立の保育所が6、そして民間保育所が3、無認可の保育所が4あるわけですが、特に保育所についてどのような状況で、どんな課題があるのか質問したいと思います。施設と環境などハードの問題、そして定員と子どもの数、市民ニーズへの対応の仕方、公立と民間の子ども1人当たりのコストや市の負担額の違い、野洲市としての地域バランスなど、今後の対策についての考え方も含めて答弁をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 田中良隆議員の市の保育行政の現状と対策についての5点のご質問にお答えいたします。

第1点目の施設と環境などハードについてですが、本市の保育所施設については、今まで乳幼児数など地域特性を踏まえ整備配置をまいりました。現在、本市の認可保育所は公立が6カ所、私立が3カ所であります。また、建設時期につきましては、昭和37年に整備しました三上第1保育園が最も古く老朽化しております。新設では平成16年度開設した子育て支援センター併設のきたの保育園であります。環境面については、耐震対策として、新建築基準法以前に建てられた保育所5園のうち、耐震診断を終了したのは1園であります。今後施設の改修や耐震診断等、随時対応してまいりたいと考えております。

第2点目の定員と子どもの数についてですが、公立保育所の6園の定員は500人で、平成17年4月入所予定人数は461人です。また、私立保育所の3園の定員は290人で、同じく4月入所予定人数は312人という状況であります。

第3点目の市民ニーズへの対応についてですが、女性の社会進出の増加、核家族化などにより、保育支援を必要とする子どもが増加し、働く親の就労形態や勤務時間なども多様化しております。本市におきましても、こうした保育ニーズの多様化に対応して、延長保育、乳児保育、低年齢児保育、障害児保育に取り組んでまいりました。また、在宅児の育児相談や遊び場の提供として、幼稚園や保育所の開放、子育て支援センター等の活用を

いただいております。今後も梶山議員のご質問にお答えしましたとおり、次世代育成支援計画に基づき、育児環境の整備に努めてまいります。

第4点目の公立と民間の子ども1人当たりのコストや市の負担額についてですが、平成15年度では、公立の園児1人当たりの年間保育費用は80万6,474円で、私立では51万7,856円です。公立にかかる費用は私立の1.6倍となっております。保育士の経験年数は公立では15年、私立では8年、平均年齢は公立では36歳、私立では28歳となっております。

第5点目の保育所設置の地域バランスについてですが、保育所の設置は先に申し上げましたが、今日まで地域の特性を踏まえ設置してまいりました。しかし、昨今乳幼児人口が野洲学区、北野学区等の駅周辺に集中をしております。また、一方、三上学区、篠原学区では減少傾向にあります。保育所は広域入所ができますが、将来の人口流動を考慮した保育所配置の検討が必要になっております。このことから、藤下議員のご質問にお答えしましたとおり、4月から学識経験者や一般公募市民らで組織する野洲市乳幼児保育のあり方検討委員会において検討し、方向性を出したいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

5番（田中良隆君） 部長から具体的な数字を含めているご回答いただいたわけですが、きのうからの代表質問とか梶山さんとか藤下さんへの答弁の中でも重なる部分があるわけですが、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

去年の9月に、野洲町の乳幼児保育のあり方報告書というのが野洲町のプロジェクトチームから出されているわけですが、その中には前の中主町のあやめ保育所も含めていろいろと検討がなされていて、公立の6施設、民営3施設にそれぞれ課題があるということが書かれております。施設の問題とか延長保育など、運営上の問題などいろいろあるわけですが、先ほどの答弁の中にありました、特に行政コストの件についてお聞きしたいと思います。先ほどの答弁では園児1人当たりで公立は80万円かかって、私立は51万円で済むと、そんな数字が回答されたわけですが、園児の平均年齢はわからないわけで、小さい子どもがたくさんで手がかかるとか、そういうこともあるわけですが、公立が高くなるということについては間違いのないと思いますし、親から公立の方が私立よりうんとサービスがいいということは余り聞く話ではございませんし、公立保育所を民営化すれば、住民サービスの向上につながるのではないかと、そしてまた行政コストも抑えられるのではないかと。

そうと思いますが、市長はどうお考えになっているのかお聞きします。

それともう一点ですが、地域バランスの件でございます。認可保育所9施設のうちで、中主学区ではあやめ保育所の1施設だけなわけですが、16年4月の数字で中主学区は定数で市全体の12.8%、園児の数では13.4%ということになっています。大体昔の中主と昔の野洲とを比べますと、中主は市内全体の4分の1ぐらいと人口の部分では思っていたのですが、きちっと5歳以下の人口がどうなっているのか調べましたところ、今年の1月現在で市のゼロ歳から5歳までの人口が3,088人おられました。中主で715人、23%おられるわけですから、まあ人口の比率と似たところだということが言えます。

特に、今中主学区の中でも中里、そして兵主という2地区に分かれたわけでした、中里でいいますと、715人のうちの478人、兵主で237人おられるということでございます。大分延長の議会でございますので、わかりやすいようにフリップを用意してきましたので、これをモニターで大きくしてもらえますか。議員の皆さんには何となく雰囲気わかってもらえると思いますが、学区別に多い順番でいいますと、野洲学区で859人おられます。北野学区で593人、そして祇王学区で553人おられます。その次が中里が478人、兵主が237、三上が211、篠原が157となっているのですが、モニターのところでは真っ赤っかが兵主学区の237人、ピンク色が中里の478人を示しております。

そういう内容になっているわけですが、これらの数字からしまして、学区レベルの地域のバランスとかあるいは地域住民の子育てへの支援の観点、そういうのを全部考え合わせますと、中里にあるあやめ保育所のほかに、兵主にも1つ保育所が必要だと考えるわけですが、市長はこれらの数字からどのような判断をされるのか。当然、先ほど言いました4月からの検討委員会で諮るということになるのでしょうけれども、市長の考え方を聞きしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 三位一体改革の中で、一番に国が手を施したのがこの保育所の問題ですね。そこで、私は旧野洲町の場合は幼稚園にかわる保育所だというような基本的な考えでずっと公立の保育園をふやしてこられました。今もそれがずっとあるわけなのですが、基本的に国の考えと踏襲いたしますと、保育園は公設民営よりも民設民営でお願いした方が効率がいいのではないかと。今、具体的な数字を部長が示しましたが、その方がいいではないかという基本的な考え方に立つわけなのですが、最近の保育の内容を見ま

すと、ゼロ歳児からの保育が非常に多くふえたということと、障害をお持ちの子どもさんが非常に多く保育園に見えております。それはマン・ツー・マンで保育をしないと行けないと、こういうことなのですね。それを分析しますと、それはやっぱり公立だということ、公立に非常に希望者が多い、こういうことなのですね。それはやっぱり行政の責任においてやるべきことであるという認識には立つのですが、そういうことで住民のニーズがそこにあるということになりますと、公設も必要だなということになるのですが、私は基本的には保育行政についてはこれからは福祉法人である民間にゆだねていきたいという思いを持っております。今、公設である保育園を即そうするということは申し上げませんが、将来のあり方はそうであろうと。

それともう一つ、今見せていただきました地区割の問題があるのですが、やはりこれは地域で子どもを育てていこうという思いからいきますと、やっぱり分散して通園のしやすい、あるいは保護者が送り迎えするのに時間のかからない、そういうことを感じながら今後は整備をしていかなければいけないのではないかと、こんな思いもいたしておりますし、固有名詞を出して兵主学区はと、こういう意見でございましたが、それも一つの必要な区域になるのではないかと、こんなふうにも思っておりますし、旧中主町の町長さんはできれば兵主につくってやりたかったという希望的なこともおっしゃっていましたので、私は率直にそれを引き継いでいきたいなという思いも持っております。また、中里学区には今法人の中で動きがございまして、法人の中で建て替えをしていこうというような動きもございしますので、そういうことを包括的にバランスをとりながら考えていきたいと、こういう思いをいたしておりますので、ご理解をいただければと、こんなふうに考えます。

お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 田中良隆君。

5番（田中良隆君） 夢のある回答をいただきましたので、質問は終わりたいと思いません。

以上です。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第11号、第22番 林 克君。

22番（林 克君） 22番、林 克です。議長のお許しをいただきましたので、2点について質問させていただきます。

第1点目は、篠原駅周辺における公団混乱地域の整備についてであります。平成15年12月の旧野洲町議会において、篠原駅駅舎改築をはじめとする周辺都市基盤整備につい

て質問をさせていただき、新市まちづくり計画にも主要施策として位置付けていますというご回答をいただきました。野洲市になった今日、これからのまちづくり計画についていろいろご協議いただいている中に、篠原駅周辺の都市基盤整備についてもご検討いただいていることと思います。とりわけ、近江八幡養護学校の移転が決定され、また交通バリアフリー法により駅舎改築が提案されている今日、篠原駅周辺は一日でも早く利便性にすぐれた都市基盤整備を進めることが必要であると思います。ところが、この篠原駅周辺の地番は現地と公図が合わないいわゆる公図混乱地域と聞いております。このことから、地域内の道路整備もできず、公共下水道の整備も行われておりません。また、この地域は市街化地域で篠原駅に一番近く、野洲市においても立地条件が一番よい地域と言っても過言ではありません。しかし、この地域だけでの整備は大変なことから、地元自治会では周辺の区画整理事業もあわせて篠原駅周辺全体のまちづくりが必要と考え、篠原駅周辺まちづくり推進委員会を発足させ、取り組みをされているように聞いています。市民と行政のパートナーシップが言われている今日、このまちづくりを推進委員会と協調して、一日も早く公共下水道の整備をはじめとする生活環境が整備され、地域住民の文化生活が営まれるよう取り組む必要があると考えますが、どのようなお考えかお伺いいたします。

次に、日野川改修における堤防の景観性についてお伺いいたします。

このことについては、何回となく自然に配慮した護岸工事に景観性も考慮した堤防の構築ができないかと提案させていただきました。このことは、私の思いの中にこの日野川改修により、明治、大正、昭和、そして平成の今日まで行き交う人々の心をなごませてくれた小南桜がその生涯を終わろうとしている最中、新しく構築される堤防にも桜が咲き、人々に憩いの潤いを与える堤防の構築ができないかとの一心からであります。以前にも申しましたが、北海道網走の小さな丘一面に、芝桜がもの見事に咲き、人々がなごやかな表情で集い楽しんでおられる姿が強く印象に残っております。幸いにも国主神社発祥の地と言われる鷺山に芝桜を試植いただき、堤防にどのような影響があるか、植栽に適しているかどうか調査いただいておりますが、現在どのような現状なのかお伺いいたします。

また、この鷺山を囲んだ30アールほどの県有地に、小南桜の復活は不可能なのか、あわせてお伺いいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 林議員の篠原駅周辺における公図混乱地域の整備についてのご質問にお答えさせていただきます。

篠原駅周辺には、公団混乱や市道がないため、何軒かの家庭でいまだに下水道の管網が整備できていない地域があるだけではなく、篠原駅前に住む中学生の朝夕の通学や、通勤、通学に篠原駅を利用される高木、小南、長島などのサラリーマンや学生さんにとりまして、県道近江八幡守山線は車道が狭く、沿線に住宅が張り付いており、非常に危険な状態となっております。

また、篠原駅舎の改築につきましては、竹内議員の質問でお答えしましたように、近江八幡や竜王と共に県やJR西日本旅客鉄道へ要望活動を進めている中でありまして、滋賀県土地開発公社が所有する小南地先の土地に、県立養護学校の移転新築計画について、県教育委員会から地元の説明があるなど、篠原駅前周辺におきまして幾つかの課題と共に新しい動きが出てきております。本市といたしましては、こうした状況や課題に対して個別に対応するのではなく、篠原駅周辺地域の将来像も考えて、総合的、横断的に取り組む必要がありますことから、現在のところ、市役所内部の関係課で構成します臨時組織としてプロジェクトチームを設置して、この地域の効果的な整備手法や国、県の補助制度の検討と研究及び整備計画づくりに着手すべく、現在内部会議で詰めているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 林議員ご質問の2点目の日野川改修工事における堤防の景観性についてお答えをいたします。

改修事業を所管しております滋賀県と協議を重ね、去る平成15年3月に鷺山付近の側帯に芝桜を試験的に植栽していただき、現在堤体に及ぼす影響を調査中ではありますが、まだ影響に対するデータも少なく、いま少し観察を続ける必要がある状況であります。

また、小南桜の復活についてであります。県においては地元と協議した結果として、芝桜の植樹が小南桜に替わる措置であるとの考えでありますので、現在のところ復活については不可能であるという状況であります。ただ、芝桜につきましては、堤体に影響を及ぼさないということが判断でき、地元自治会等で維持管理面の協力が得られるようであれば、芝桜の株分けは可能であるとのことでもあります。今後、芝桜の取り扱いを含めまして、堤防の景観性の向上について、県は地元の方々と十分に協議したいという姿勢でありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 林 克君。

22番(林 克君) ありがとうございます。

一応、桜の木はだめだということで、芝桜の方は次の検討ということではありますが、まずはじめの篠原駅周辺の整備でありますけれども、大変先日以来、養護学校の設置等を踏まえて篠原駅の改修につきまして区の自治会長を含め、市長はじめいろいろと、11月25日ですか、会合もいただきまして、状況はよく知っていただいていると思います。そういった中で、いわゆる公図混乱、大変な地域だそうです。聞きますと、戦後いわゆる山林の中に無断で住宅が建ったというような経過もありまして、畑が市街地になって上がっている割に、住宅の建っているところには山林の名目のまま混乱で、今日現在を迎えているというような地域であります。そういった中も、実際は七、八軒というような感じでありまして、ちょうど篠原駅改修につきまして、今駅前広場に活用用地として買っていた4反の広場に面して、もし道路が付くならば何もかもうまく、移転の協力とか開発とか、今の477のバイパスがそこに通るような企画を、私も開発委員2年間させてもらった中で、図面を見せてもらった、企画もつくられたこともありますし、そういった道路が付くことになると、本当に大変な混乱だけれども、かえってうまくスムーズに進むのではないかというような夢を持っております。

そういったことで、本当にこの事業、いよいよ養護学校が来、混乱を解決するという取り組みになりますと、いろんな問題も出てこようとは思いますが、うまくタイミングを合わせたら案外すんなり行くのではないかと思うのですけれども、そういった面を踏まえて再度、いわゆるその地域の今後の取り組みというのか、大変だということはわかっておりますけれども、これからの夢を実現するためには魅力ある土地でもありますし、野洲市にとっては本当に一番日の当たる場所になる位置であります。そういったことで、今日まで開発ができなかったというのは大変疑問に思うわけですが、実際維持管理しておられる方と住んでおられる方と全く公図混乱というのか、大変なところで手が付けられなかったというのが現状かもしれませんが、ぜひとも、先ほども言われました22年までくらいに篠原駅駅舎の改築の目鼻を立ててお力をいただく中で、こういった面も踏まえて地域の開発にお力添えをいただきたいというようなことであります。そういったことで、今の地域について、もう一押し、こういった面で開発というような夢があればお聞かせ願いたいと思います。

次の芝桜ですけれども、以前、4年前でしたか、ここへ持ってきましたけれども、皆さん方に見てもらって、しゃべらせてもらって、試験的に芝桜を植えていただいた。見事に

1年で咲きますから、芝桜を植えると、3年やるとまた倍になるということですがけれども、今年3年目が咲くわけですがけれども、1年目、2年目とここに記録写真を撮って持ってきておりますけれども、すばらしい花を咲かせていてくれます。でも、これはあくまでも試作ということで、本当に管理が大変だということで、地域で管理、面倒を見るかというような話ですがけれども、やはり地域も力いっぱい協力させてもらいたいと思っておりますし、そういったことでぜひとも夢のある開発というのか、桜の木はだめだという話ですので、芝桜を地域の希望の力としてできたらと思っておりますし、お力添えをいただきたいと思っております。

そういったことで、できれば今の、先ほど言いましたもう少し具体的な開発状況をお教え願えたらありがたいと思っておりますし、お力添えをいただきたいと思っております。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 林議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども回答させていただきましたように、これまで解決できなかった歴史的経過がございます。そういう中で、しかし市としても早急に住宅に下水道が行っていないという状況もございます。そういう中で、先ほども申しましたように、昨年秋に学区の区長会議で地元の区の方からこの話が出てきまして、その中でも、1課で取り組むということができません。いろいろな問題がございますので、先ほども申しましたようにプロジェクトチームを結成しましたので、このプロジェクトチームで検討していきたいと。ただ、この問題は早急に解決していかなければならないということがございますので、17年度中には何らかの目処、方策をプロジェクトチームの中で結論を出していきたいと考えております。

ひとつよろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 林 克君。

22番（林 克君） ありがとうございます。

いろいろとご面倒をかけますけれども、いわゆる今の篠原駅周辺につきましては、地元でも大変力を入れて、権利者の人たちが開発を何とかやりたいということで、力を出して、グループを組んで結成もしてくれましたし、また行政のお力もいただきながら、前進して開発にこぎ着けていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第12号、第3番 太田秀司君。

3番（太田秀司君） 3番、太田でございます。議長の要望の中でありましたとおり、こちら時間も大分遅くなってきました。端的に質問します。ですから、理事者側の回答

される方につきましても、明瞭な回答をよろしく申し上げます。決して持って回った回答ではなくて明瞭な回答を、間違っても検討するなんていう言葉だけは避けていただきたい。ひとつよろしく申し上げます。2点ほど大きく質問させていただきます。

まず1点目です。野洲川橋西詰に信号機設置をということで質問します。

これら交通関連問題については、毎回の一般質問の中で必ずと言っていいほど出てきます。それはもちろん至極当然のことです。それだけ市民生活に直接影響を及ぼすからに他なりません。そういう意味からも、この問題解決には早い対応が必要だと思われまます。中でも表題の野洲川橋西詰は朝夕の慢性的な交通渋滞と同時に、いつ交通事故が起きても不思議ではない状態です。先ほどの三和議員の中にもありましたとおり、過去何件が事故も起きております。ご存知のように、この交差点は変則交差点であるがゆえに信号機が設置されておらず、余計交通渋滞に拍車をかけ、ドライバーにとってはより神経を使い、危険極まりない交差点であります。その解消には、現状では信号機の設置以外には考えられないのではないのでしょうか。大事故が起きてからでは市の姿勢が問われかねません。市道と県道が交差し、設置には種々問題も発生するとは思いますが、県とも協議の上、交通渋滞の緩和、何よりも交通事故防止に向けて早急な対策を望みます。当局の見解を尋ねます。なお、この地点だけにとどまらず、市内にはまだまだふぐあいな箇所があると思われまますが、現時点での問題箇所の調査報告と対策をあわせて伺います。

続きまして2点目ですが、道德教育の充実をということで質問します。

このところ、マスメディアでは子どもに関わる事件の頻発や問題行動等が種々取り上げられております。中でも、相次ぐ少年の凶悪犯罪、学校では授業中廊下を徘徊する児童たち、教師の指示の通らない崩壊学級の拡大、そして不登校児の激増、一部ではありますが、我が子をペット化し、社会人としてのモラルを身に付けていない若い親たち、今、学校教育の現場ではかつてないほどの厳しい状況が広がっています。先般の寝屋川の小学校では、同校のOBが先生たちを襲うという、昔では考えられないような事件が起きました。同校はほぼ完璧に近い防犯マニュアルが整っていましたが、それでも結果はご覧のとおりで、幾らハード面を強化しても、その気になった相手は防ぎようがありません。これらの事件を防ぐには、まずそういう人間を輩出しないという人格の育成しかないのではないのでしょうか。人としていかに生きるべきかという本来の道德教育の徹底こそが救う道だと思われまます。

聞くところによりますと、本市では道德教育といえば同和教育、人権教育と常に結び付

けて考えられ、実践されているようですけれども、それよりもまず先に人としての道を説くのが本筋だと思います。少なくとも本市からはこれら事件は起こさないという意気込みのもとに、とりあえず市になった今、市内小中学校での道徳教育の現状と今後の方策を伺います。

よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 太田議員ご質問の1点目、野洲川橋西詰に信号機設置についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、この現場は交通の錯綜状態になっており、また付近は小中学生の通学路にも指定されていることから、車両、歩行者の安全確保はもちろん、通学児童・生徒を巻き込んだ事故を未然に回避するには、信号機の設置は緊急かつ必須であると考えております。このため、滋賀県当局、滋賀県公安委員会、さらには野洲川の管理者である琵琶湖河川事務所と平成15年度より交差点改良、信号機設置について協議、調整を図っているところであります。現在は、公安委員会からの意見聴取を得て、河川管理者との協議段階であります。今後も早期実現に向けまして努力をする所存でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、他のふぐあいな箇所と現時点での問題箇所の調査報告と対策はとのことですが、特に詳細な箇所の調査まではいたしておりませんが、他にも変則的な交差点といたしましては、野洲病院前の交差点、また県道では木部野洲線で、久野部の集落内の未改良部分がありますが、いずれも改良には用地が必要であり、現状では難しい状況であります。また、渋滞では国道8号をはじめ、これに伴う県道野洲甲西線の渋滞、これについても根本は国道8号バイパスの実施が不可欠であり、現在早期実現に向けて努力しているところであります。県道野洲甲西線につきましても、右折だまりの設置や信号処理について県に要望いたしております。その他、市道に関する安全整備につきましても、歩道整備も含め側溝、舗装等順次良好な維持管理に努めているところであります。

また、信号機設置につきましても、先ほどもありましたように、現在三十数カ所の要望が地元から出されており、これを踏まえ公安委員会へ要望をいたしておりますが、限られた予算の中で年に1基から2基の設置が限度と聞いております。しかし、要望箇所につきましては、今後も引き続き設置要望してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 太田議員の2点目の道德教育の充実をというご質問にお答えいたします。

相次ぐ事件や問題行動等の課題解決をしていくためには、議員ご指摘のとおり幼児、児童・生徒の安全な環境を整備していくことは大変重要なことと認識しております。そのために、ハード面の整備と共に心情面にも取り組んでいくことが大切でございます。社会の変化や児童・生徒の問題行動など、今日的課題を踏まえ児童・生徒の生きる力を育てることが急務となっております。この生きる力を育てる上で、児童・生徒の心を育てる心の教育は、大きな柱となっているところでございます。

本市におきましても、学習指導要領を踏まえ、各校で道德教育に取り組んでおります。ご存知のように、文部科学省の道德教育推進指導資料などにも、同和問題を扱った読み物資料が掲載されております。道德教育においてよりよい社会を実現する意欲を育てることも柱の一つでございますので、道德教育と人権教育は無関係ではございません。けれども、人権教育では望ましい集団づくりや正しい社会認識などを踏まえて人権意識や実践力を高めることをねらいとしておりまして、一方、道德教育は学習指導要領にあります礼儀正しく真心を持って接することとか、郷土や我が国の文化や伝統を大切にすることとか、自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること、誰に対しても差別することなく公正、公平にすることなど、32の価値項目を踏まえて心構えなどの心の耕しを行い、人間として生きていく上で大切にしなければならないことを学び、身に付けることを目的としております。道德の時間は週1時間、年間35時間の計画で指導しておりますが、心の教育の重要性が叫ばれる今日、先に教育長が申しましたとおり、全教育活動の中で児童・生徒の道德的実践力を高める道德教育を推進いたしまして、人格の育成に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 太田秀司君。

3番（太田秀司君） まず、最初の都市建設部長のお答えなのですが、この場所につきましては私だけではなく、過去何回も出ていると思うのです。確かにいろんな問題、あの場所に関しましては、県道の小島野洲線、市道の野洲川左岸線、いろいろ難しい問題があるのですが、その場所につきましては県、市、公安委員会、野洲川の河川管理者、それだけの者が集まっている話をしなればあの場所はなかなか解決できないと思うのですが、先ほどのお話では公安委員会からの意見聴取を経て河川管理者との

協議段階と聞きました。今現在の協議段階の進捗状況、まずそれをお聞きしたい。実際にあそこを本当に安全な場所にしようと思えば、費用と日数がかかるのですけれども、私の考えでは立体交差しかないと思う。立体交差しようと思えば非常に難しい。橋の拡幅からすべてしなければいけない。そういう意味では、今の費用の面から考えたら信号機設置が一番ベターではないのですかという質問を私はしたわけです。そういう意味ですので、とりあえず現在の公安委員会の話を聞いて、河川管理者との協議段階の進捗状況を再度お聞きしますので、よろしくその辺のところをお願いします。

あの場所に関しましては、市の玄関口1カ所なのですね。守山からすぐぱっと野洲へ入る。1カ所なのです。昔から中山道の要衝です。ですから、あの道は何とかスムーズに行けるように、朝夕のラッシュなんていうのは相当ひどいものです。現実には今日おたくら帰られる場合でも、あの道を通られる方につきましては非常に困難されて帰られると思うのですけれども、そういう状況ですので、本当に大事故が起こらないか冷や冷やしているくらいですので、その点もあわせてよろしくお願いいたします。

それから、教育次長がおっしゃいました道德教育に関してなのですけれども、今現在新学習指導要領で週1回以上、これは私も知っています。35時間クリアしなければならない。実際、私が調べた中では、たまたま私はスポーツ少年団を長年やっております、もう二十数年来子どもを預かっているんなことを教えているのですけれども、その中では教え子の子どもたち、今現在私が持っている団で3、40名子どもを預かっているのですけれども、市内のほぼ全校の子どもが来ています。その子らに道德教育の実情を聞くわけです。もちろん、近くの野洲中学校、野洲小学校へ行ってきました。校長、教頭先生共にどういう資料を使ってどういう教育をするのかということ聞いてきました。そこら辺も調べた上でお話をするのですけれども、確かに学校では週1回やっていますとおっしゃいます。多分、実際にやっておられるクラスもあるだろうけれども、現実にはやっていないクラスが多いようです。ちなみに、3年生ぐらいの子どもに聞きましたら、一月に1回ぐらいと違うかと、こういう話なのですけれども、子どもは決してうそはつかないと思えますわ。ですから、子どもが言うことは僕は間違いのないと思うのです。現実がそういうことですので、実際に表面上の学校でいう週1回35時間なんていうことではなく、実際に調べて実際にどのようにされているのかということ、真剣にお調べいただきたい。先ほどの中で、資料に関しまして、文科省が平成14年、2002年4月に心のノートという本を出したわけですか。これは副教材で正規の教材ではないのですけれども、出しました。

これは小学校の1・2年生用、3・4年生用、5・6年生用、中学生用と、それぞれ4種類あるのですけれども、うちの孫にも見せてもらって学校にも行ったのですけれども、うちの孫自身も学校の先生に1回持って帰ってきてくれと連絡簿に書いて言ったのですけれども、渡してくれないのですな、不思議なもので。子どもの持ち物であるにも関わらず、学校でそれは先生が保管してどうのこうのするからと。それはおかしいのではないかと。子どもがふだんからそれを見て、家庭でも勉強しなさいと、実際その本にも書いてあるのですよ、調べたら。だからそれはやっぱりおかしいと、家庭でも一緒に勉強したらいいのであって、何で渡せないのだろうなという思いもしていますし、あるものを使えと。この心のノート発刊に際しては、日教組から非常な反対を食らったと、いろいろ調べたらそういう話が出ています。何で反対されたのかと。調べてみましたら、最終的には政府、文科省が言うには、その本の一番最後の方には、愛国心とか公共心の育成をねらっているから反対だということを日教組は言うのですな。しかし、僕はそれはおかしいと思う。日教組であろうと何であろうと公務員なのですよ。中学校の先生、小学校の先生は公務員なのですよ。公務員ということは、文科省の命令を聞くのが当然だと思うのです、そんなことは。組合があろうがどうだろうが。国から給料をもらっているのだからね。皆さんの税金で食わせてもらっているのだったら、やっぱり市民の言うことを聞いて、文科省の言うことを聞くのは当然だと思うのですよ。だから、そこら辺のところを十分踏まえて考えてもらわないと。まずそれが1点ですね。

そして、いろんな問題があるのですけれども、一番私が知りたいのは、現在の心のノートの本当の利用状況、どういうふうに利用されておるのか。僕も実際、野洲中と野洲小へ行って大体わかったのですけれども、ほかの学校、どのように使ってどのように教育されているのか。それより先に、一番問題は子どもを教える先生の資質ですわ。現実に私の子どもたちも先生をやっているのですけれども、しっかりしているようだが頼りない。私ら親から見ますとね。この子らが道徳教育をしている。徹底的に教育したつもりなのですが、やっぱり舌足らずですわ。だから、まず先生方の教育をしなければならない。先生方の教育をしようと思ったら、またそのする人が大変ですわ。よっぽどの方を連れてこないと。そうでしょう。

ですから、それは部内で研修するだけでなく、やはりそれ相応の、役場の職員の研修でも一緒ですよ。やはり県外研修したりいろんな研修して、勉強、勉強してやっと一人前になりますので、教える側の先生の研修をしっかりやってもらいたい。それで持って、初

めて立派な子どもたちが生まれる。だから、文句とか理屈と違うのですよ。いつも言うようにね。

先ほど次長のお話の中で、人権教育はどうかのおっしゃいましたけれども、僕は道徳教育をすれば人権教育なんて一切必要ないと思いますよ。道徳教育の中にすべて含まれていますからね。「野洲の教育」、これは町のときに出した16年度の本なのですけれども、この中でも書いていますわね。17ページ、学校、幼稚園の道徳教育というところで。これを見たら、道徳教育推進プランの中で命、愛、人権をキーワードに体験を交えた資料にする、ちゃんと書いてあるのですよ。命と愛と人権、これで全部網羅されていますからね。だから、あえて人権だけ取り上げてする必要は毛頭ないと僕は思う。徹底した道徳教育をすれば。

また、もう一回質問時間あるからしますけれども、本当にすぐ何か言ったら、愛国心と言ったら軍国主義とつながるけれども、どんなご家庭でもまず自分を愛して、家庭を愛して、地域を愛して、国を愛するのですよ。ですから、国を愛せないような教育ばかりされるものだから、まず国旗国歌のあれでしょう。国旗国家制定法がやっと通ったのに、まだそれ以降に反対する。おかしい風潮なのですね。だから、この辺のところ本当にもう一回真剣に考え直して、僕は何も軍国主義につなげるつもりも毛頭ないし、自分の国を愛するのは当たり前のことなのですよ。こんなもの、愛国心なんていうものは。自分の国を愛せないのに何で人の子を愛せるのか。そこら辺の教育上の徹底というのを真剣にやってもらいたい。今、救うのは教育者しかありませんからね。もちろん、家庭教育は主なのですが、やはり先生と接する時間が日常長いですから。

最後にもう一つだけ質問しますけれども、知育、徳育、体育、これが3本柱なのですね。その知育と体育はしっかり教えられるけれども、徳育はなかなか、道徳教育、今言うようになかなか教えられないのですね。ですから、徳育については今正式の教科と違うのですよ。教育長、そうですね。たしかこれ違うと思いますわ。ですから、徳育というやつも正式の教科に引き上げてしないことには、今の日本ぐちゃぐちゃですわ。わけのわからない事件がいっぱいでしょう。結局、それは道徳教育、いかに人として生きるべきかという教育がなされないばかりにこういう人物が発生してきたといいますが、これから先が憂慮される時代ですので、何とか、少なくとも野洲の子どもたちからは絶対出さないというつもりで頑張ってもらいたい。私もそういう思いでこうしてスポーツ少年団を立ち上げてきまして、スポーツ少年団出身者には絶対それを出さないと自信を持っているのですよ。おま

えたちが卒業してどこへ行こうと、おまえたちが何かしたら飛んでいくぞと言っているくらいですので、そういう気持ちを常に持って頑張っていたきたいと思いますので、もう一度私が言いました、橋の問題は先ほどの協議段階のことと、道徳教育に関しましては心のノートの利用状況、それから先生方の道徳教育についての研修、そういうのをどのようにされるか、具体的にお話し願いたい。

よろしくをお願いします。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 再度のご質問でございますので、お答えさせていただきます。

協議の内容ということで、段階でどういうことかということでございますが、まずあそこはご承知のように五差路になってございます。たちまち公安委員会の協議の中では五差路では信号機を付けるのは不適當であると。それと、あの五差路がかなり広い範囲の五差路というか、区域が広くなるということで、四差路の形状変更が必要であろうということもございます。それと、野洲川の左岸の下流部分には水管橋がございまして、あそこで堤防が高くなっておりまして、あの交差点、そのまま信号を付けて青になった場合、そこがジャンプしてしまうというようなことになりますので。ただし、河川管理者の方は堤防を下げるのは困ると、安全上支障が出るということで今まで協議を進めてまいりました。その結果、県当局の方で四差路に交差点改良するための試案をつくっていただきまして、それを公安委員会並びに河川管理者と今現在協議をさせていただいているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 教育部次長。

教育部次長（高田利江子君） 太田議員の再質問の道徳教育に関わってお答えしたいと思います。

道徳の時間の実施状況自体は調査の上、先ほども言いました1週間1時間を確保して道徳教育をするように指導しているところでございますが、子どもたちの意識がなかったのは残念ですけれども、先ほども申しましたように、道徳につきましては全教育課程の中でも行う大事なことだと心得ておりますので、またその方に指導につきましては強めてまいりたいと思います。

それから、心のノートの使い方につきましては、これは私の方も調査はできておらない

のですが、これにつきましては担任と子ども、議員ご指摘のように家庭もつなぐというふうにはなっているのですが、活用につきましては2年間通じて自分を見ていくノートとして心のノートという名前が付いておりまして、道徳の時間外にも最後の帰りの会などに、あのページを開いてみようかという感じで書かせておられる先生があることは私も現場にありまして知っております。今日はあの子とあの子と出会ったなという、そのあたりの自分を見つけるというあたりに心のノートは使うように指導しているところでございますし、使用状況は担任が家庭にもつなごうということで持ち帰らせる場合もありますし、教師と子どものお家には持ち帰らせないという場合も出てくるかと思えます。

それから、担任の先生方の研修自体ですけれども、これにつきましては、各学校それぞれ工夫をしております、一つの例でいいますと、県の教育委員さんでもあります高橋啓子さんから、「あなたは子どものサインが見えていますか」というような題で講演会を開いて、教師の子どもとの関わり、子どもの心を育てるための道徳教育につながる講演会で研修を積んでおりますし、もっと直接的には子どもの心の力をはぐくむということで、保護者も一緒になって聞くような研修も組んでおりまして、また教員の資質向上に役立っている研修をしております。

それから、最後の方におっしゃいました知・徳・体の調和のとれた、これにつきましては本市の教育方針の中にも、教育長が申しているとおりでありまして、我々もその調和のとれた子どもの育成に関しまして、いわゆる情操的なこと、環境的なこと、すべて含めて不易と流行の観点でも教育を見直して調和のある人間の育成に努力したいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 太田君。

3番（太田秀司君） ありがとうございます。

最初の道の方ですけれども、なかなか難しいのはもう本当に部長がおっしゃるようによくわかる。今までできなかったということはよほど難しいのだなということはよくわかるのですけれども、確かにあそこは堤防が高くなっているし、水路があるから無理だなということはわかるのですけれども、あれを、例えば五差路の場合、野洲小の前がちょうど五差路になっているのですな。だから、こちら側の野洲スポーツ側の方、あそこをいつも僕は通るのですけれども、確かにあそこも変則五差路になっていて、あそこは一応信号機があるのですね。できたら、あのような信号機の設置方法ができないかなど。ただ、右折だまりが橋の上に設けられないからいろいろ問題もあろうかと思うのですけれども、あの辺

もう一回何とか検討していただけないかなと思うのですけれども、いずれにしてもあのままほったらかすというのは本当に危ないですよ。現実には事故が何回も起きていますからね。あれ以上あったらぐあい悪いし、難しいのを承知の上でお願いしているのだけれども、そうかといってだまっておけないしね。四差路の考え方もあるとおっしゃいましたので、最後に四差路のことについてどのような計画をされるのか、それを最後に回答よろしく願います。道に関しては。

それからもう一点、道徳教育の方なのですけれども、これは要望にかえまますけれども、まず先ほど言いました週1回以上35時間というやつ、これは徹底して守るようにして、少なくとも他の教科は外してもこれだけはちゃんと、ひとつよろしく願います。済みませんけれども。一応決まっていますのでね。決まった以上ちゃんとやってもらわないと。それで子どもが直らなかつたらよほど子どもが悪いのであって、その辺のところはよろしく願います。

それと、野洲小に今現在副読本で、文溪堂の「なかよし」という本をこの間校長と出会って見せてもらって、買っておられるのですよ。各学年40冊で240冊買っておかれる。そこら辺の本もちらっと見せてもらったけれども、なかなかいい本で、だからこんなのも宝の持ち腐れにならないように有効利用されるように、本当にこの道徳教育というのは教育の中でも特に難しいと思うのです。本当にわかるのですけれども。だからといってちゃんとした子を育てたいでしょう、お互いに。その辺のところ、教育の観点につきまして非常に重要なことですので、よろしく願います。

部長の方から、さっきの件だけ返答願います。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） それでは、再度のご質問でございますが、交差点四差路の考え方ということでございますが、まず一つは野洲川左岸側の下流部分、今言いました道路が高くなっている部分につきましては、そのまま一旦停止を取り入れるということで、四差路につきましては、これは市道の赤野井線ですか、ですから野洲市の方から来ますと野洲川を渡って真っ直ぐ行くところと、それから守山の方から斜めに入ってくる部分、それを上流側の堤防を曲げてというか、そこへつなぐ。その十字路をつくるということで、左岸の下流部分については一旦停止のままで道路の途中へ出てくるような、野洲から来る方の道路の途中に出るという方向で考えからどうかと。一旦停止であればとまるということで、ジャンプ等することはないだろうということで、その案で今県の方で考えていた

だいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第13号、第2番 木村定八君。

2番（木村定八君） 2番、木村です。議長のお許しを得ましたので、私はゆとり教育について教育長に簡潔に質問したいと思います。

中山文部科学大臣は、土曜日の授業を認める他、横断する総合学習を減らし、国語や数学などの時間をふやしたいと述べているが、国の方針として取り組んでまだ2年間、効果は人格形成や社会を生きていく力を養うゆとり教育なので、10年後、20年後の生徒の成長に表れてくると思うが、教育に早急な答えは難しいと思います。そこで、市教育委員会としての17年度以降におけるゆとり教育の取り組み対応についてお伺いいたします。

次に、総合学習だからこそできる職場体験活動やボランティア活動、また野外活動や文化活動を通じ、自然との共生によって得られる豊かな感性、自ら考え行動する自主性を養うのが総合学習の要点だと思うのですが、現段階での学校の取り組みをお伺いします。

以上。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 木村議員のゆとり教育に関わりますご質問にお答えいたします。

1点目につきましては、土曜日に授業を行うことや総合的な学習の時間の扱い等につきまして、現在中央教育審議会で審議されております。秋には答申が出されると聞いておりますので、市教委といたしましては、その動向を伺いながら対応をしていきたいと考えております。17年度は現行の学習指導要領に規定されている時間数、小学校では年間105から110時間、中学校では70時間から130時間と決められているわけですが、それに従いまして総合的な学習を進めてまいります。

2点目についてですが、職場体験活動につきましては、中学校において主に2年生で実施しております。文部科学省や県教育委員会も17年度から拡充していく方向で打ち出しています。16年度は2日から3日ぐらい、それが17年度は5日間ぐらいにしようと、こういうような方向で打ち出しております。地域の事業所等の協力が得られましたら、本市においても取り組みを広げていきたい、このように考えております。

それから、ボランティア活動につきましては、小中学校におきまして、それぞれの発達段階に応じて、学校外の清掃活動やその他老人福祉施設や作業所等への訪問を行っております。

野外活動や文化活動については、学校でも行っておりますが、むしろ各学区のコミュニ

ティセンターを核としまして、地域でさまざまな活動を行っていただいております。例えばサツマイモの栽培とかイモ掘りとか、自然観察など野外活動、将棋、パソコン、陶芸、料理、昔の遊びなど、多くの文化活動に子どもたちが参加しております。地域の大人の方からいろいろなことを教えてもらえるのは、大変貴重な経験となっております。地域の教育力の低下が問題となっている中で、このような取り組みが今後も継続され、さらに発展していきますよう努めてまいります。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 木村定八君。

2番（木村定八君） それでは、再質問に移らせていただきます。

今、教育長がおっしゃったように、17年度もゆとり教育について16年度と同じく取り組んでいくということで、地域の共生ということで安心をしておりますが、教科内容が3割削減された結果、国語や算数といった主要な教科についても授業時間数が減り、結果として授業に付いていけない、いわゆる落ちこぼれの子どもがふえていないかどうか。そしてその授業に付いていけない子どもたちに対して、どのような取り組みを行っているのか。例えば、土曜日や夏休み等の活用方法、またその取り組みでの問題点は何かをお伺いします。

次に、地域に根差した総合学習を展開するためにも、学期末の字別懇談会だけでなく、日ごろから担当の各地域に、その地域の担当の先生は出向いていただいて、地域の人たちとの人間関係をつくっていただくとか、そういう姿勢が必要であると考えます。また、地域の子ども会とかPTAの要望があれば、先生に来ていただけるのか。このあたりの教育委員会のお考えを伺います。

以上。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） それでは、再質問にお答えします。

総合的な学習の時間でございますが、今年度より学習指導要領が一部訂正をされまして、ご指摘のように、今中央教育審議会で検討されているところであります。総合的な学習の時間のねらいは、一つに自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること、2つ目に、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、総合的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすることの2つであります。このねらいに沿って、本市の小中学校

においても、国際理解教育や環境教育、福祉教育等に取り組んでおります。これまでは教室の中だけでの学習であったものが、学校の外へ出かけて実際に体験したり、地域の方や専門家の方から直接に教えてもらったりできるようになりました。また、教科書を読んで学習するのではなく、自分で調べたり、まとめたり、発表したりすることによって、単に知識を得るだけではなくて、体験的に学ぶことによって生きる力につながっていくことが成果であります。問題点としましては、学習を進めるのにどうしても多くの時間が必要なこと、子どもたち自身が課題を見つけられるような学習内容を選定することが難しい、また教員にとっては準備や調整に多くの時間がかかることも問題点に挙げられます。

それから、教科内容、学習時間数の削減に関わりましては、学校週5日制が実施され、授業時間数が少なくなりましたが、学習内容も削減されておりますので、授業に付いていけない子が特別ふえるということではないと思います。特に、算数、数学につきましては、少人数授業を実施し、きめ細やかな指導に努めております。

教員のあり方についてでございますが、ご指摘のとおり師弟関係というような関係ではなくなっているところがあります。それに、昔と違って保護者の学歴も高くなり、教員免許を持っておられる方も多く、学校の教員が特別な存在でなくなってきたという社会的な背景があります。また保護者の価値観が多様化し、それに伴って子どもの考え方、行動の仕方、生活背景等も多様化しています。また、障害や不登校の問題、家庭の問題など、さまざまな課題を抱えた子どもが多くなり、一律の厳しい指導ではなく、一人ひとりに寄り添った支援をしていくような、そういう教育が求められております。教員が地域の人たちと人間関係をつくっていくことは大切なことでもあります。特に、居住地の休日に開催されますような地域行事には、進んで参加するよう指導していきます。

それから、補習授業についてでございますが、補習授業につきましては中学校では放課後や長期休業中に取り組んでおります。小学校ではスポーツ少年団や地域の行事との関係、登下校の安全面の問題もありまして、休みの日に学校に子どもを登校させることが難しい状況にありますので、子どもが学校にいる時間内にできるように努めております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 木村定八君。

2番（木村定八君） 再々質問なのですが、今の地域の子ども会とかのPTAの要望があればできるだけ地域に出向くということなのですが、そういう先生に来ていただける場合は、例えば出張手当とかそういうのがあるのか、先生のボランティアで来ていただける

のかということも聞かせていただくのと、これから例えば春になったら子ども会なんか野草なんかを調べたりそういうことをするとき、そういう先生を派遣してもらえるのかとか、そういうのも含めて最後聞かせていただきたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 地域行事での教員の参加でございますが、お礼とかいろいろおっしゃいましたが、これは主催者にお任せをいたしております。それから、学校の事情等もございましょうから、学校長と特に相談をしていただきたい、このように思います。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第14号、第12番 田中孝嗣君。

12番（田中孝嗣君） 12番、田中でございます。大分時間も過ぎてお疲れのところですので、私も教育関係、タイトルは大きいのですが、簡単なものを2つほど質問をさせていただきたいと思いますので、適切な答えをいただきたいという思いをしております。

1問目の合併協議会の中で合併後に検討するとの約束であった学校選択制は、今どのように検討されているのか、お答えを願いたい。

2番目に、学校給食は19年度から野洲市すべての中学にも給食をされようと検討され、17年度においては用地買収と造成工事を計画されており、18年度にかけて24億の予算で整備されるとしております。もちろん、必要な施設であり、今旧中主町だけの中学給食を野洲市にも広げるための予算であることは理解できますが、地方分権の大きな改革の中での事業であり、合併特例債での予算ではありますが、借金には変わりはありません。今すべてを実施するにはどのくらいの予算を考えておられるのか。また、こういう時代の中での経費削減はどのようにされようとしておられるのか、お答えを願いたい。中主の時代、5、6年前の話なのですけれども、給食に1食1日900円くらいかかっていると言われていたのですけれども、野洲市は今どのくらいかかっているのですか。それもお答えを願いたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 田中議員の教育関係のご質問にお答えをいたします。

1点目の学校選択制についてのご質問にお答えをいたします。

平成15年10月17日の第13回合併協議会におきまして要望されました学校選択制

につきましては、野洲市の施政方針でもあります協働のまちづくりや教育方針の人権と環境を基盤とした、すべての人が生きる意味を実感できる地域づくりに即しまして、部内で検討いたしました。そして、人間関係が希薄になりつつある今こそ、地域の子どもを地域での考えがこれからの子育てに重要だというふうに考えました。今後も子どもの健全育成のために、コミュニティセンターを中心にした地域文化づくりを通じた地域の教育力の活用を図っていきたいと思います。そして、家庭、地域や学校との連携を図るため、現在の学区制を維持していききたいと、このように考えております。

2点目の学校給食についてお答えをいたします。

現在、両学校給食センターで供用している食数は約5,000食で、新学校給食センターでは野洲、野洲北両中学校分に幼稚園3年保育分を加えまして、1,200食がふえまするため、能力的には7,000食が提供できる施設を計画いたしております。平成17年におきましては、用地購入から造成工事等を計画しておりまして、2カ年であわせて24億1,658万1,000円を計上いたしております。これにつきましては、現有2施設を統合し、集中的な設備投資を行いまして、経費の削減を図ってまいりたいと考えております。

さて、お尋ねの1食900円から950円という金額につきましては、建設費及び大規模修繕等の減価償却が含まれていたものでございます。平成15年度決算書で算出しますと、旧中主町では学校給食にかかった人件費、光熱水費、委託料、原材料費等の総歳出額は1億2,670万円で、給食総数26万4,570食となりまして、1食にかかる給食費は470円となっております。また、同様の計算をしますと、旧野洲町におきましても2億5,460万円の経費と57万1,444食数となりまして、約1食450円となっております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 田中孝嗣君。

12番（田中孝嗣君） どうも的を射た答えなのか的を外れた答えなのか、ちょっとわからないのですが、私は学校選択制について議論をしていただくように、議会のときをお願いをしていました。そのことについて私は質問をしているはずなのですがね。特に中主地区の教育は、幼小中と一貫教育の中で教育をされております。長年大堀教育長は中主においでになって、中主の長所なり短所なり、十分に把握されていると理解していましたが、今の回答では非常に残念ながら何なのかさっぱりわからない。私は家庭とか地域

の教育なんか聞いていないですよ。幼小中の一貫教育の中で、中主がいろんな問題を抱えているということをご存知だと思えるのですけれども、その中でよく言われるのが、競争意識が育たない、のんびりし過ぎている、高校に行って競争という壁にぶち当たって、クラブ活動が続かない、中退をする子が多くいる、こういう大きな課題が今まで旧中主にはあったのです。その辺のことは我々議員も真剣にいろんな形の中で研修なり、いろんなところへ行き、東京の荒川の習熟度別学習なり、また大分の学校選択制などの研修に行き、いろんな形の中で勉強させていただき、教育委員会などにアドバイスし、合併協議会にもそのような思いで要望しました。

15年10月の合併協議会、それ以外に前の中主の教育長でありました福永委員もこのことについて、今地方の時代で地方裁量ということがやかましく言われていますが、特にこの特色ある教育行政ということで、今通園、通学区域内のことを中主の議会の方から余要望されましたけれども、中主町で今部活動をやっていますが、部活動は現在教育課程外に位置付けられておりますし、中主中学にはない部活が野洲中学にはあります。そのようなことも区域外、どうしてもスポーツ、部活に入りたいという子どもに対しては、区域外通学も認めるような要望も出されているのですね。

それなのに、今お答えをいただく、内部で検討しましたと、コミセンを中心に地域と家庭と、そんな話を私は何も聞いていないですよ。だから、その辺のことがどうなのかという答えと、いろんな形の中で今回質問させていただくときに、中主の学校なり行きました。内部でどんなことを本当に検討されたのですか。私が言っている意味が全く把握できないで、どんなような検討をされたのか。私はその辺のことももう一度聞きたいのと、いろんな小学校なり中学校なり行って、どうですかという話を聞いたとき、誰が言ったとかいう問題でなしに、私もひまだから毎日学校の前で番をしまして、教育委員さん、どれぐらいうちの学校に足運んでいただいているのかという思いをしておりましたけれども、どうも合併して10月から1回も学校に教育委員会なんか来たことないと、正直な話。合併して、大堀先生は中主に長いことおられたから中主の事情もわかっているけど、こういうふうに合併協議会の中でそういうことを検討する中で、学校へ授業を見に来たこともなければそういうことないと。誰に聞いたのではなしに私が見たのですけどね。そういう話の中で、本当に真剣に検討されたのかどうか。私はちょっと不思議だと思うのです。

その辺のことについてどんな検討をされたのか、もう一度お答えいただきたいのと、市長にもお聞きしたいと思うのですけれども、市長は合併協議会の会長として、このときに

こういうように発言をしていただいているのですよ。うちの当時の辻議長が議会の中でまとめた部分を要望されて、その中で市長は、議長ですね、ただいまの通学区域については学校選択制ということで、新市において十分議論する必要があると思っております。合併時には通学区域において現行のとおりということで、新市において十分させていただくということにさせていただきますというように答弁されているのですけどね。この答弁、その場限りの答弁なのか。結局、合併協議会の中できちんと答弁をされているのなら、教育委員会も十分な検討をしていただいていると私どもは思っておりますが、そういう意味ではなかなか通じていなかった、そんな思いをしております。

それと、3日ほど前に高田次長にお会いしたときに、市長も地域の中でと、コミセンを中心というような同じような考えですという話をされましたので、改めて市長も学校選択制についてのお考えと合併協議会についての答弁の意味を一度お答えいただきたいと思います。

次に、給食センターの件なのですけれども、旧中主町の話で恐縮なのですけれども、中主町の給食センターは昭和54年に木部地域に建設されました。建設当時は正直な話、野菜は地元でとか、木部地区でとかいろんな形の中で約束されておりましたが、なかなか品物がそろわないとかいう形の中で近隣の中でされてはいるのですけれども、地元としてはそういうものがなかなかできなかったということと、大型トラックが通るとということで、川の改修なりいろいろ進んできて、二十数年経っているわけでございます。木部地区も正直な話、いろいろな面で私はその当時まだ政治には全く関係ない若い分でしたので、区がなんで町のために金出してまで道直さないとならないのかと、いろいろな思いがしたのは事実でありますし、また公害というようなほどではないのですけれども、においの部分がありました。それについては別に、こういうことがあったということだけでとどめていただいて、給食に関して、議員の皆さん方、この間からいろんな意見でいろんな感じで給食に対しての夢をお持ちで、いろいろと話を聞いておりました。私はまた別の時点で、先ほどお話をさせていただきました1食、中主の時代は900円ぐらいかかるというような話を聞いておまして、本当に厳しい財源の中、どうするのかなという思いと、私は別に中学給食に反対しているのではなしに、今幾らぐらいかかってどういう形で進んでいるのかということは情報公開の中でいろいろと住民の方に提供し、それからどういう形で今後進んでいったらいいのかということをやっていただきたいと思います。

今、お答えを聞いていて、野洲市は1食450円と。これは正直な話、幼稚園にしても

1,800円、保育園にしても、その数を掛けて小学校や中学校の給食代ごちゃまぜにして1食何ぼかかっているというのもちょっとおかしな話だと思うのですよ。中主のときはデータが何もなかった。何ぼあったか、今教育委員会で調べていただいたら、その出し方のデータが全くなかったという話なのですけれども、中学校で1回幾らぐらいかかっているのか、小学校で幾らぐらいかかっているのか、また幼稚園でどれぐらいかかっているのか、保育園でどれぐらいかかっているのか。そういう形で資料を提供し、今後はますます財源が厳しくなる中、こういう形の中で提供していると。もちろん野洲市を支える大事な子どもですので、お金を出すなという意味ではなしに、行政も協力しているのだと、いろんな形の中で出していると、そういう認識をさすことも私は子どもにとっても親にとっても大事だと思う。

それと学校の先生はどうなのか。教育の一環として、学校の先生も同じ金額しか多分いただいていないと思うのですよ。1人1日中学生だったら260円ですか。小学校だったら220円。先生も同じようにしかいただいていない。それは教育の一環として食事を共にするという形の中なのですけれども、ますます厳しい財源の中でそういう形をどうしていくかという検討も私は必要だと思うのですけどね。先生の数だけでも350人ほどいるのですね。簡単に考えれば、中主のときは800円なり900円、900円と聞いたと私は思っているのですけれども800円、260円いただいていると。500何ぼは毎日、先生の数350人としたら1日いったい幾らになるのかというのも、出したらいけないとは言っていないですよ。やっぱり市もこういう形で協力しているから先の、いろいろな先生おられると思うのですけれども、そういう認識をしていただいて子どもに愛情を注いでいただいて教育をしていかないといけない。そんな思いもしておりますので、やはり情報の時代なのだからいったい幾らかかって市としては幾ら出しているという形でみんなに知らせていって、今後どういう形で、財源厳しい中していくのか、検討をしていただくのがベターだと思うし、給食に関してはあと答えは要らないのですけれども、学校選択制についての答えだけいただけますか。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 田中議員の再質問にお答えをいたします。

私の方からは特に学校選択に関わって、学校教育課を中心にいたしまして、今日参加をしています部長、私、次長が入りまして、この選択制につきましては十分話し合いを、検討を行いました。かつて、中主町に私がお厄介になっているときには、今田中議員がおつ

しゃっているようなことを私も思っていました。皆さん方もおっしゃっていました。例えば、幼稚園から小学校、中学校、全然友達関係が変わらない。人間関係が固定してしまう。いじめがあったら中学校までずっとそれが続く。いろんな一貫教育の、しかも小規模校ですよね。小学校は大きいのですけれども、そういうような、競争心がないとか、よその中学校に行ったときに、中主小学校の子どもばかりですから。そういうようなことをよく聞きました。それも私もよく実感として感じていました。

ところが、今の中主中学校は違うのですよ。すばらしい。行って下さい。しっかり挨拶ができています。私は特に知っていますから、子どもたちがよく知っていてくれますからかもわかりません。本当にすばらしいです。競争心をしっかり持っています。部活では他校に負けません。優秀な部がいっぱいある。中退、昔はそうかもわからない。今はほとんど、一番いいですよ、野洲市で。そういうような学校に私はメスを入れたくない。みんなもそう言う。それはそうだと。しかも、今まちづくりをやっているではないか。コミセンを中心にして、そして地域の文化がはぐくまれているのですよ。そして地域づくりをやるようとしているのですよ。中主にも2つのコミセンをつくらうとしている。そういうようなこともありまして、私はすべての中学校レベルアップに全力を挙げたい。このように今思っているところであります。一つはモデル的に考えてもいいなと思っているぐらいなのですよ。

そういうふうなことをご理解いただきまして、それぞれの学校、小学校もそうです、選択制で、我が母校という地域での意識、これはやっぱり大事にしたい。このように考えているところであります。

どうぞご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） お答えを申し上げる前に、私が目をふさいでいるのは寝ているのと違いますよ。邪気が入らないようにじっと聞いています。だから、田中さんの言葉一つひとつ覚えていますよ。ご理解をいただきたいと思います。

この合併協議の中で福永委員が提案をされました。そのときに私はおっしゃるとおりのことを申し上げております。したがって、私が市長に就任して教育委員会に一番に指示したのはこれなのです。検討して下さいと。それと給食の問題も。そこで検討した結果がこういう答えであるということについては、私も認めざるを得ないのですが、ただ私が思うのには、適正な学校規模というのはどれが適正なのか。マンモス校がいいのか、先ほど藤

下さんの資料を見ますと、700人を超えている学校があるのですね。あるいはまた200人の学校がある。だから、そういうことを考えたときに、田中さんがおっしゃるようにクラブ活動がどうこうとおっしゃった。私はそれぞれ特色のある学校をつかって、そして選択することによってそれぞれの学校へ分散して適正な規模にすればと。私は三上ですから地元のことを言うのではないのですけれども、三上の小学校は年々子ども数が減っています。区民の中には分校にされるのと違うというようなことも、危機感を持っている人もあるのですよ、これは本当の話。だから、そういうことも考えるなら、やっぱり適正な規模でそういう学校選択ができる方法もいいのではないかと。これは私の試案なのですがね。そして、特色のある学校をつかっていくと。このことは三上の小学校は非常に熱心です。そういう人たちがいる。あるいは篠原小学校にもこういうものがある。部活でもよろしいのですがね。そういうようなことでやっていけばうまくいけるのではないかと。これは私の試案なのですが。ただ私は教育の現場には一切口を出さないというのが主義でございまして、教育環境を整備するのは私の仕事だと、教育の現場は先生方にお任せすると、こういうふうに申し上げていますので、先ほどの道徳教育もそうだと思います。太田さんのお話を聞いていて、なるほどという思いもあるのですが、教育の現場には口を出さないと、こういうことを申し上げておりますので、そうだなという理解をいたしておりました。

そこで、そういうことも教育委員会で検討した結果ではございますが、私のこういう思いもあるということも教育委員会に知っていただいて、将来はそういう検討もしていただければと、こんなふうにも思います。

それと、給食については私がお答えを申し上げよとはおっしゃっておらないのですが、私は合併協議の中で野洲北、野洲中学校の給食を始めますと言ったときに、即できるものと期待をしておりました。それはなぜかと申しますと、旧中主町の田中町長は、中主の給食センターはもう完全に直してあると、だからそのままいけますよと、野洲でどれだけふえるかわからないけれども、ある程度の部分は補えますよと。私も野洲の給食センターの職員さんに、現場の人たちに、どうだ、若干増設してやれないかと、いや増設したらやれるのではないですかと、こういうようなお答えも聞きまして、それなら即できるわと、こう思いまして非常に喜んだのです。

ところが、だんだんとやっている間にいろんなことを言われると、例えば中主の給食センターにはドライ方式ができていないと。これはその筋から非常に改善をせよと言われていて。それを改善しようとする施設を全部どけないといけない。なかなかの金が要ると

かそういうことがわかってくるわけですね。だから、それなら野洲の給食センターも米食には耐えられない。施設がないわけだから。だから、そういうことなら一つ新しく建てることで検討してはどうかという指示を与えまして、20億を超える、びっくりしました。これはもう本音です。そして私は市長会とか町村会の連中と出会って、給食センターを7,000食でつくろうと思うと20億を超えるというのだけれどもどうだろうと言ったら、甲賀市が今6,000食で、土山と甲賀、甲南ですか、区域を一つにしてやっておられる。現に25億と、こうおっしゃっています。豊郷町の町長さんとお話をすると、今給食センターの果たす役割は非常に大きいと。おいしいものを子どもにつくってやらないといけなないので、同じつくるなら金を堂々と出して立派なものをつくってやりなさいと、あの町長さんから助言もいただきました。なぜかといいますと、栄養のバランスは学校給食でとっているのですよと、今。余り言葉は適当でないが、朝はパン、夕食はおにぎりだぞと。お昼ご飯で、給食でバランスをとっているのだから、給食は立派なものをつくらないといけな、こういう助言もございました。

そういうことを総括しますと、やっぱり今20億かけてでもセンター方式でやった方がいいと決断しましたので、ご理解いただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 田中孝嗣議員。

12番（田中孝嗣君） 再々質問ということで、教育長からお答えをいただきました。もう中主は変わったと、そんな子は少ないと。それは教育長の思いだけであって、我々はそんなことは何も思っていないのですよ、正直な話。できるだけやっぱり力強い子どもを育てたいと。そのためにはどうなのかと。議員も一生懸命いるんなところへ勉強して行って、やっぱり学校選択制はいろいろな特色のある、利点はいろんな特色のある学校から保護者の教育に対する思いや願いに合わせて、自分の子どもの教育を託す学校が選べると。同時に保護者自身が選択した学校を共に支えつくっていこうとする教育の当事者としての参画意識が高まるよさもあります。学校は選択された教育、託された責任を十分に果たすために、教育計画を開示し、開かれた学校システムを通じて保護者に説明責任を果たすようになる、そういう特色があると。私どもは議会運営委員会で大分県の豊後高田市ですか、そこへ行きまして学校選択制、いろんな形の中で勉強させていただきました。やっぱり生徒を学校に来ていただかないといけな、学校選択制になれば。学校は本当の学校の特色を出し、個々の学校もこういうことをしていますという特色が出てくることも事実なのですよ。

だから、それを全く、教育長の思いだけでそんなこと必要ないですという言い方が私には気に食わないのと、正直な話が、それと本当に十分な議論するのだったら内部でしたって意味がないのですよ。住民のみんなとかいろんな形の中でどうだと。それをやっていないのでしょうか、何も。そんなもの十分に議論したと言えるのですか、それが。失礼な言い方かもしれませんが、最後質問であれなのですから、十分に議論したとされるのだったら、いつ何日にどれだけの議論をしたと、資料をちょっと出して下さい。そんな、各地いろんな形の中で、さっきも2学期制の話も出ていた。うちは何もそんなもの検討しませんという言い方だったし、全国各地で本当に子どもを考え、いろいろ模索をされているところはいっぱいあるのですよ。そんなもの、小学校や中学校に10月から1回も行ったことがない教育委員会がどうして議論するのですか、まず第一に。どれだけ十分に議論したのか。まあ、もう終わっておきますわ。どうも。答えもなかったって仕方ない。

議長（秦 眞治君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明14日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続きまして一般質問を行います。

本日はこれにて延会をいたします。

ご苦労さまでございました。（午後7時18分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年3月11日

野洲市議会議長 秦 眞 治

署 名 議 員 森 申 行

署 名 議 員 野 洲 健 造